

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011 年度)

(案)

平成 24 年 2 月
総 務 省

1 制度の概要

総務省は、指定電気通信設備の範囲や NTT グループに係る累次の公正競争要件（活用業務制度に係るものを含む。）の有効性について定期的に検証するため、平成 19 年 4 月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という。）を策定・公表した。

また、平成 20 年 3 月 27 日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（以下「NGN 答申」という。）を踏まえ、平成 20 年 7 月、運用ガイドラインを改定し、本制度に基づく検証対象にアンバンドル機能の対象の妥当性を追加した。

2 今回の検証プロセス

上記 1 を受け、平成 23 年 7 月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を行ったところ、9 件の意見が提出された。同年 8 月、当該意見募集の結果を公表するとともに再意見の募集を行ったところ、10 件の意見が提出された（同年 9 月、再意見募集の結果を公表）。

これらを踏まえ、寄せられた意見（57 項目に整理）に対する総務省の考え方（参考資料）を別添のとおり取りまとめたが、これを基に今回の検証結果を以下のとおり整理した。

なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは参考資料の意見番号に対応するものである。

3 検証結果

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、事業者間協議では、早期の解決が困難等と考えられる事項については、平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)及び平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)を踏まえるとともに、当該検証に際して有機的な連携を図ることとしている「電気通信事業分野における競争状況の評価」の議論も参考にし、ブロードバンド市場における公正競争環境の整備等を図る観点から、適切に対処する。

ア 指定要件に関する検証

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべきか等の論点(意見4、5)について

昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

マンション向け屋内配線について第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)の対象とし、転用ルールについて整備すべきかという論点(意見13)について

ブロードバンド答申で示されたとおり、マンション向け光屋内配線の3種類の設置形態のうち光ファイバを用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式である光配線方式の割合は約17%(NTT 東日本)、約16%(NTT 西日本)

(いずれも平成 23 年 3 月末時点)に留まっており、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)の FTTH シェアとマンション向け屋内配線のシェアは依然連動しているとはいえ、光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられることから、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(ア) NGN の帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見18)について

ブロードバンド答申で示されたとおり、NGN の NNI におけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド普及促進に向けて様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP 網同士の直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当である。

また、NGN の SNI におけるプラットフォーム機能については、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGN における機能に係るアンバンドルの考え方を踏まえつつ、一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。

(イ) NGN における公正競争環境を確保するため、GC 接続類似機能、ラインシェアリング、分岐単位接続等を行うべきかという論点(意見18)について

接続事業者から寄せられた提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであるところ、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、技術的・政策的な観点から多角的な検討が行われているところである。

(ウ) 地中化エリアにおける光ファイバの部分的な開放についてのルールを整備すべきかという論点(意見19)について

光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追

加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものである。

ブロードバンド答申で示されたとおり、メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、協議が十分に進んでいない状況にあることから、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当である。

(エ) コロケーション及び中継ダークファイバの利用ルールについて改善すべきかという論点(意見21)について

ブロードバンド答申で示されたとおり、コロケーションスペースに空きがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置できない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。

同答申においては、「まずは、総務省において、NTT 局舎のうちどの程度が長期間 D ランクのままとなっているか、どういった地域で D ランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当」とされていることから、当該調査を行った上で、現在の対応について見直すべき点があるか検討することとする。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

ア 指定要件に関する検証

(ア) 第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)規制の対象について、全ての携帯電話事業者を対象とすべき、上位3社のモバイル事業者を対象とすべき、市場シェア 40%~50%の事業者を対象とすべきとの指摘(意見26、27、28)について

二種指定設備制度の対象については、ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当」との結論を得たことから、これを踏まえた検討を行う。

- (イ) 二種指定設備制度は市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築すべき。また、第二種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)の指定に当たっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要との指摘(意見29)について

二種指定設備制度を市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制にすべきとの意見については、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であって、市場支配力に着目した制度とは規制根拠及び目的が異なる。

なお、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を予防する観点から禁止行為規制が課されており、当該規制を適用する事業者を指定するにあたっては、収益シェア以外の要素も総合的に勘案されている。

- (3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。

- (ア) 接続関連情報の目的外利用を防止する措置を実質的に担保できる体制構築が必要であり、総務省による厳格な検討を行うべきとの指摘(意見32)について

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第58号)(以下「改正法」という。)においては、接続関連情報の取扱い及び接続約款等の規定による手続等を実施する設備部門を設置するとともに、接続関連情報の適正な取扱いや手続等の同等性を担保する観点から、設備部門から独立した監視部門を設置することを規定している。

また、監視部門による監視の結果及びその結果を受けて一種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)が講じた措置等は毎年総務省に報告され、当該報告について虚偽の報告をした場合には電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の規定により罰則が課される。さらに、総務省は当該報告内容を基本的には公表するとともに当該報告について厳格な検証を行う考えであることから、これらの措置により、監視の適正性、実効性は基本的に確保されることが考えられる。

- (イ) NTT 東西の 116 窓口において、接続の業務に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われている可能性があることからファイアウォール措置の徹底を実質的に担保する体制を構築すべきとの指摘(意見34)について

116 窓口におけるNTT東西の営業行為について、総務省は、NTT東西が自社内において、「116 窓口」への加入電話又はINS ネット 64 の移転申込みを行う加入者に対し、問合せ・要望がないにも関わらず当該者へフレッツ光サービスの勧奨を行うことを厳格に禁止し、具体的な周知・徹底の措置として、公正競争遵守のための社内マニュアルに「116 窓口」におけるフレッツ光サービス勧奨禁止を記載の上、自社及び県域等子会社等の従業員を対象に研修及びe-ラーニングを実施していることを実際に確認している。また、NTT東西は、同社に対する業務改善命令(平成 22 年 2 月)等を受け、「116 窓口」における接続の業務に関して知り得た他事業者の利用者に関する情報等の閲覧を不可とするシステム変更を実施しており、当該実施状況について、これまで報告を受けてきたところである。

これらにより、NTT東西は、「116 窓口」における接続業務に関して知り得た情報等を用いた営業活動の発生を防止するための一定の措置が講じられていると認められる。

他方、これらの措置が徹底されず「116 窓口」において他事業者情報の目的外利用が行われた場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第1号に抵触する又は潜脱することとなるおそれがあるため、総務省としては、NTT東西に対し、上述の措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。

- (ウ) NTT 東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、全業務委託先子会社等を監督対象に含める、もしくは禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講ずべきとの指摘(意見35)について

市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規制である中で、当該規制を私企業に対して適用することには抑制的であることが求められることから、改正法では監督規制の対象を NTT 東西と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社等に限定しているものである。

委託先の子会社等は必ずしも電気通信事業者ではなく、そのような者に対して、市場支配的な電気通信事業者と同様の規制を直接に課すことは、制度のバランスを著しく欠くこととなり適切ではない。また、市場支配的な電気通信事業者がグループ一体となって禁止行為の潜脱を行うことを防止するという禁止行為規制の目的から鑑みると、その手段としては、業務委託先を規律するより、当該市場支配的な電気通信事業者に対し、業務の委託に際して子会社等による反競争的行為を防止する措置を講じさせる方が適切かつ効果的であると考えられる。

改正法では、一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督に係る報告を求めており、総務省は、当該報告について厳格に検証を行うこととする。

(エ) ドコモショップ又は家電量販店等を通じた NTT グループ商品の一体的な販売活動は禁止行為規制を潜脱する行為であることから、委託会社・販売代理店においても NTT グループ各社に課せられている規制が遵守されるべきとの指摘(意見36、37)について

御指摘の事案については、NTT 東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コミュニケーションズ」という。)は家電量販店を通じた営業活動を NTT 東西とは独立して実施しているとし、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)は販売代理店が NTT ドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断で NTT 東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店等の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠が十分に得られているわけではない。他方、NTT 東西及び NTT ドコモが代理店を通じて、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を行う場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(平成4年4月 28 日。以下「移動体分離の際の公正有効競争条件」という。)(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。

(オ) 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」等を通じた実質的なグループ内の排他的業務が行われていることから、NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルール導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見38)について

NTTコミュニケーションズが提供する「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」については、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものとしており、グループ内の排他的業務として公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、当該サービスに係る特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

また、NTTグループに係る規制の見直しについては、2012年度より現在の競争セーフガード制度に代えて実施する「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」に基づき、引き続きNTT等に係る累次の公正競争要件の遵守状況等を検証することにより、公正競争環境を確保していくことが適当である。ただし、2014年度の包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、当該制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することとする。

(カ) NTTファイナンスによる「おまとめキャッシュバック」はNTTグループ各社の実質的なセット販売であり公正競争を阻害する。NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきとの指摘(意見40)について

御指摘の事案について、ポイント割引特典は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されており、このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。

しかし、特典の提供方法や料金請求一本化の方法如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等

を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(以下「NTTの承継に関する基本方針」という。)(七)(八)(九)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。

NTTグループに係る規制の見直しについては、(オ)のとおり。

(4) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証について

(ア) NTT東西とNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業行為を行っており、NTT再編成時の公正競争要件に抵触しているおそれがあることから、所要の措置を講じべきとの指摘(意見42)について

御指摘の事案については、NTTコミュニケーションズはNTT東西と独立して営業活動を実施しているとしており、またNTT東西は、NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、仮に当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間の販売業務の受託における当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。

(イ) 活用業務制度は日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)やNTT再編成の本来の目的と齟齬をきたすため直ちに廃止すべきとの指摘(意見43)について

活用業務は総務大臣による認可が必要とされていたが、活用業務自体並びに本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障を及ぼさないための具体的条件が相当程度類型化し業務の適正性を確保する条件について事前に相当程度判断できるようになり、また改正法による公正競争促進のための措置によりNTT東西による市場支配力の濫用の蓋然性が低下し個別の認可手続により業務の適正性を精査する必要性が低下することとなった。そのため、活用業務として営むことのできる範囲を維持することにより公正競争を確

保しつつ、活用業務の開始に要する期間を短縮することにより NTT 東西が消費者ニーズに則してサービスを迅速に提供できるようにし、事業者間競争を一層促進することを目的として当該認可制を届出制とする NTT 法の改正が行われ、事前届出期間や届出内容等について規定した改正同法施行規則とともに、平成 23 年 11 月より施行された。さらに、同年 11 月に策定した「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という)において、届け出られた業務が NTT 法第 2 条第 5 項に規定する範囲内に含まれるか否かについての具体的な確認の基準や手順を規定したところであり、活用業務として行いうる業務については、すでに必要な明確化が図られていると考える。

また、総務省は届出を受けた際は、可能な限り速やかに、公表可能な事項とそうでない事項を峻別した上で、届出書に記載された事項を公表することとしている。

なお、届出に係る活用業務が NTT 法第 2 条第 5 項に規定する範囲内で営まれることとなるか否かについての指摘や具体的事例の提示を競争事業者等から受け付けることとしている。

(ウ) NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、2008 年度の要請以降も NTT 東西が放送サービスの提供主体であるような誤認を与える広告が引き続きなされていることから、「フレッツ」をサービス名称に使用することの禁止等の追加的措置を講ずべきとの指摘(意見 45)について

NTT 法により NTT 東西が放送事業を営むことは認められておらず、活用業務ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。

このため、2008 年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していくこととする。

(エ) NTT グループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の役員兼任、在籍出向の禁止に加え、NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止すべきとの指摘(意見 46)について

NTT における移動体部門の分離及び NTT 再編成の趣旨は、NTT の独占部門と競争部門を分離することにより公正競争環境を確保することであることを

踏まえ、当該分離等に係る公正競争要件において、旧 NTT と移動体部門との間においては在籍出向の禁止、地域会社と長距離部門においては役員兼任及び在籍出向の禁止を課すこととしたものである。他方、上記会社間におけるその他の人事異動及び持株会社とその他 NTT グループ各社の役員等の兼任及び異動については、持株会社はその業務を遂行するため、各グループ会社の経営実態に関する知識を必要とする場合があり得ること等から、一般に禁止することは適当でないとする。

御指摘の事案について、NTT 東西は、「NTT の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。

これについては、「移動体分離の際の公正有効競争条件」(3)及び「NTT の承継に関する基本方針」(一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していくこととする。

(オ) 県域等子会社等において NTT ブランド力が法の趣旨を逸脱して使用されているため、使用を制限すべきとの指摘(意見47)について

隣接市場間における同一ブランドの使用が公正競争環境に与える影響については、一般的に、当該同一ブランドが使用されるケースにおける事業者選択は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した複合的な結果と考えられるため、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしも言えない。よって、ブランド力が公正競争にもたらす影響については、豊富かつ長期的なデータに基づく緻密な分析を行った上で、十分な議論を行うことが必要であり、そのような観点から引き続き注視していくこととする。

また、「NTT 東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名については、法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視していくこととする。

(カ) NTT 西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」等については、地域ごとの料金設定に合理的理由があるか、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないか検証すべきとの指摘(意見48)について

共同ガイドラインにおいては、電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコス

トを著しく下回る料金を設定すること等が掲げられているところである。

累次の活用業務認可に係る運用においても、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料金で提供されていないことを検証するため認可申請に当たって収支の見込み等の提出を求めてきたところである。

よって、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくこととする。

(5) その他

- (ア) NTT コミュニケーションズが、NTT 再編成前に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている事例が存在している。マイライン制度導入の経緯等に照らして不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要であるとの指摘(意見49)について

NTT コミュニケーションズは、アウトバウンド営業については再編後に自社サービスの利用実績がある顧客に対して実施しているとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。

しかし、同社が、NTT 再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT 再編成後に同社サービスを利用した実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触するおそれがある。このため、同社による営業活動について引き続き注視していくこととする。

- (イ) 競争事業者からNTT 東西へ番号ポータビリティを行う際に、手続きの不備によりユーザへの請求が二重に行われるトラブルが多発しているため、実態を検証する必要があるとの指摘(意見53)について

御指摘の事案について、NTT 東西は、番号ポータビリティを行う場合には、移転先事業者から移転元事業者に対し、利用者が電話サービスを切り替えた旨を伝達することとしている。また、NTT 東西において、同社へ番号ポータビリティを行った利用者の移転元事業者に対し当該切替えを伝達せず二重請求が発生した事例を確認したことから、社内において注意喚起を行ったほか、再発防止のための措置を講じたとしている。

当該措置が徹底されない場合は、利用者に不利益を与えることとなるため、

当該措置の運用について注視していくこととする。

なお、NTT 東西による接続関連情報の取扱いについては、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1 号において目的外利用が禁止されているほか、改正法により導入された機能分離によりその適正性を担保することが求められており、総務省においてその遵守状況を引き続き注視していくこととする。

(ウ) 接続事業者が今後のサービス提供の方向性を検討するために、NTT 東西がアクセス回線における概括的展望を早期に公表し、競争確保に向けた検討を行う必要があるとの指摘(意見55)について

NTT 東西のアクセス回線については、全体的な方向性として加入光ファイバへの移行が進展していくことを前提とした上で、移行の円滑化を図る観点から、関係者が可能な限り早期に当該移行スケジュールを共有することが必要であり、今後、NTT 東西から適時適切に情報提供が行われることが適当である。

また、2020 年代初頭においてもメタル回線が一定程度残るとした場合、NTT 東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当である。

なお、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。

競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方(案)

総論

意見	再意見	考え方
<p>意見1 NTT グループの反競争的行為に対する検証・改善における PDCA サイクルを確立し実効性を確保するとともに、NTT グループの総合的な市場支配力を考慮した検証及びルールを導入を行うべき。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ はじめに 我が国の電気通信市場は、自由化されてから25年が経過した現在においても、NTTグループが、「ポトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けています。 これまで、NTTグループにおける累次の公正競争に関する措置、ルール整備が行われ、電気通信事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的として競争セーフガード制度が実施されてきていますが、接続事業者から公正競争上問題がある事案について重ねて指摘があったとしても、毎年「十分な論拠が得られない」等の考え方が示されて「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、総務省からNTT東・西に対して能動的な調査や実効的な監視が行われることはありませんでした。 さらに、総務省がNTT東・西に対して要請して報告を受けた内容については詳細に開示されることはなく、また、その報告内容についてその後の競争セーフガード制度における検証において継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等のPDCAサイクルを着実に実施することはありませんでした。 一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の</p>	<p>■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置（88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成）に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。 この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。 こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。 NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく</p>	<p>■ 競争セーフガード制度は、総務省が、公正競争確保を図る観点から、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法等に関する法律（以下「NTT法」という。）に基づきこれまで講じられてきた指定電気通信設備制度及び NTT グループに係る累次の公正競争要件について、その有効性・適正性を定期的に検証する仕組みとして、2007 年度より毎年度運用しているものである。 そうした中、総務省は、2015 年頃を目途に全ての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標とする「光の道」構想に基づき、NTT の在り方を含めた公正競争環境の確保等の取り組むべき政策について、2009年10月より、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」（以下「ICT 政策タスクフォース」という。）の「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」（以下「合同部会」という。）において検討を行い、2010 年 12 月に取りまとめを行った。これを受け、総務省は「光の道」構想に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表し、上記取りまとめに盛り込まれた措置については、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととした。 具体的な検証の枠組みとしては、情報通信審議</p>

目的外利用の事案がその最たる例であり、毎年、競争事業者から指摘があっても、「注視」するだけであり未然に防ぐことができなかったことを踏まえると、総務省による競争セーフガード制度における検証は単なる形式的なものと言っても過言ではないと考えます。

そのため、本制度におけるこれまでの不透明な検証プロセスを見直す必要があります。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。

一方、今次国会において成立した改正電気通信事業法に、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が盛り込まれたことにより、NTT東・西に対し、接続情報の管理徹底、利用部門と設備部門のファイアーウォールの徹底、競争事業者との同等性の確保、子会社を活用した禁止行為等について、総務省が厳格にチェックし、問題があれば是正措置を講ずるというPDCAサイクルが実施されることが期待されるところです。

しかしながら、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用や、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用したグループ連携といったNTTグループドミナンスへの対応の強化については本改正においては、全く措置されておらず、不十分と言わざるを得ません。

これまで、競争事業者からNTT東・西による子会社を活用した禁止行為規制を潜脱する行為について毎年指摘されている中、NTT西日本による接続情報の流用が発生したことを踏まえると、改正電気通信事業法でも規定されていないNTT持株会社傘下

考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。

このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。

近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移动通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス（電話、メール等）を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。

このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。

公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電

会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」（平成23年12月20日情通審第108号。以下「ブロードバンド答申」という。）に基づき、規制の遵守状況、市場の競争状況や「光の道」構想に関する取組状況等を継続的に検証するため、総務省は、現在の競争セーフガード制度に代えて、2012年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」（以下「公正競争レビュー制度」という。）を実施するとともに、2012年度から2014年度までの3年間にわたる毎年度の運用状況や検証結果を踏まえ、2014年度の検証に併せて包括的な検証を実施することとしている。

よって、今後、上記枠組みに基づいて規制の遵守状況等の公正競争環境に係る検証を適切に行っていくことにより、検証の実効性は確保されるものと考えます。

■ 公正競争環境に係る公開された審議の場については、2012年以降も、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、適切なタイミングに公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議するとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。

■ NTTグループ内の連携については、禁止行為規制の対象である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」という。）が特定の電気通信事業者に対し不当に優先的な取扱い等を行うことを禁じている電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争要件」（平成4年4月28日。以下、

の兄弟会社やNTTグループ内企業同士が出資した新会社等を活用して禁止行為規制を潜脱する新たな事例が出てくる懸念があると考えます。

加えて、NTT法改正に伴い活用業務が届出制に変更されることにより、NTT東・西の業務範囲の拡大が容易に実施可能となります。

今回の法改正では措置されていないグループドミナンスやNTT東・西への規制緩和である活用業務の届出化によって、NTTグループが電気通信市場を席卷し、独占回帰することが危惧されます。

NTTグループによる独占化が進めば、料金の高止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招くことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となります。それらを回避し、真の公正競争の下、国民利便の更なる向上を図るためには、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要であり、ポトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要と考えます。

ルール導入までの措置としては、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止すべきグループ連携事例を明記した上で、競争セーフガード制度における検証において「十分な論拠が得られない」ため「引き続き注視する」といったように安易に結論付けるのではなく、改正電気通信事業法に基づく機能分離や子会社一体経営の検証と同様に、NTT東・西に対して十分な情報開示を要請し、NTT東・西自身に挙証させ、それに基づいて総務省は厳格な検証をすべきと考えます。

3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、上述のよう

話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。

(NTT)

■ 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011年度)」に対し提出した当社意見書においても述べたとおり、これまで競争事業者から指摘してきた事項の大半について、総務省による検証結果が「引き続き注視する」となっていること、総務省がNTT東・西に対して要請し報告させたものの、その後の継続的なチェックや次年度の検証結果への反映といった事後の対応を行っていないこと等に鑑みると、公正競争要件の有効性・適正性を確保するための検証の仕組みとしては不十分であると考えられることから、本制度におけるこれまでの不透明な検証プロセスを見直すことが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。

また、今回の改正電気通信事業法においては、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用した排他的なグループ連携といったNTTグループドミナンスへの対応の強化については措置されていません。3年後の包括的な検証に向けて、「持

「移動体分離の際の公正有効競争条件」という。)及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第 664 号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(以下「NTT の承継に関する基本方針」という。)に抵触する又は潜脱するおそれがないか引き続き注視していくこととする。

<p>に競争セーフガード制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要であると考えます。さらに、機能分離や子会社監督規制の検証のみならず、NTTグループ連携やNTTグループの市場支配力が競争環境に与える影響を考慮した上で包括的な検証をしなければ、競争政策全体の適正性・有効性は判断できないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を継続的に検証していくことは必須であるため、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入等の更なる法改正等を要望します。</p> <p>競争セーフガード制度等の仕組みを活用し、NTT東・西の報告に基づいて、当該措置の実効性を委員会等の公開された場で毎年検証することが必要であり、NTT東・西の協力が得られず検証ができない場合や、措置が不十分なために実効性が確保されない場合には、直ちに法改正を行って義務化すべきと考えます。それでも問題が解決しない場合には、3年後の包括的検証を待つのではなく、直ちにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見2 指定電気通信設備制度の導入、及び NTT グループに係る累次の公正競争要件の設定がなされた当時とは競争環境が変化している。顧客利便等の観点から、指定電気通信設備制度や NTT グループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行うべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しております。</p> <p>指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の</p>		<p>■ NTT グループに係る累次の公正競争要件については、ICT 政策タスクフォース合同部会において、2015 年頃を目途に「光の道」構想を実現するために最も有効な競争ルールに関する措置について検討を行った結果、指定電気通信設備制度や NTT 等に係る累次の公正競争要件等の適切な運用を図りつつ、NTT 東西における機能分離等を行うことが適当とされたことを受け、電気通信事業法及びNTT法の改正が行われたところである。またブロードバンド答申においても、当該答申を踏まえ新たに設</p>

固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。

しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置することで独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。

特に、西日本の固定系ブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・CATV事業者・DSL事業者が熾烈な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況(平成23年3月末)となっています。

また、ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、結果としてNTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上が阻害されています。

こうした中で、当社は、これまでも光サービスを世

けられる公正競争レビュー制度に基づき、引き続きNTT等に係る累次の公正競争要件の遵守状況等を検証することにより、公正競争環境を担保していくこととされたところである。よって、上記の方針を踏まえ、引き続き累次の公正競争要件を適切に運用することにより、公正競争環境を確保していくことが適当である。

ただし、2014年度の包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、NTTの在り方のほか、指定電気通信設備制度及びNTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することとする。

界に先駆けて本格展開し、利用可能エリアを拡大する等ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、これに加え、CATVを含めた複数の設備構築事業者が超高速ブロードバンド回線を構築し、さらには、シェアアクセス方式の光ファイバを設備構築事業者から借りて、ブロードバンド市場に参入する事業者も存在するなど、世界を見ても極めてまれな競争市場となっており、また、ユーザ料金も世界で最も低廉な水準で、サービス品質も世界最高水準であることから、我が国の超高速ブロードバンドは、世界最高水準の世帯カバー率と普及率が実現されています。

このように世界で最も進んだブロードバンド環境下で、更なるブロードバンド普及に向けてドライブをかけてゆくためには、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策を推進していくことが重要であり、情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制及び累次の公正競争要件を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換する必要があると考えます。

具体的には、事態の推移を先回りした想定や懸念に基づいて事前規制をかけるという従来の発想を転換して、上位レイヤ等も含めた多様な事業者の創意・工夫によるサービス・技術の発展により、更なるブロードバンドの普及促進を図る観点から、基本的には、事業者の自由な事業展開に委ね、各事業者による自由な事業展開の結果、万一問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策に舵を切るべきです。

したがって、今年度の検証にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備

<p>していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)</p>		
<p>意見3 競争セーフガード制度は、今後見込まれる市場環境の変化が及ぼす競争環境の変化を検証するとともに、将来に向けた先取的な競争促進措置の検討に資するものであるべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ 基本的な考え方</p> <p>現在、電気通信市場においては、昨年11月にNTT東西殿からコア網の概括的展望(以下、概括的展望)が公表されてPSTNからNGNへの移行が今後計画的に進められる点や、「光の道」構想に基づき超高速ブロードバンドの普及が促進される点、そして、モバイル市場においてはモバイルブロードバンドの普及・高速化が加速する状況にある点等を鑑みれば、まさに市場環境が大きく変化する時期にあると言えます。</p> <p>このような状況の中、競争セーフガード制度(以下、本制度)に期待される役割としては、累次の公正競争要件のレビューに留まることなく、今後見込まれる市場環境の変化が及ぼす競争環境への影響を検証すると共に、将来に向けた先取的な競争促進措置の検討に繋げることにあると考えます。</p> <p>■ 検証における重要な観点</p> <p>① PSTNからNGNへの移行に着目した公正競争確保の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年11月にNTT東西殿より概括的展望が公表されたものの、以下の公正競争上の問題が懸念されることから、移行期におけるメタル/PSTNから光/NGNへの競争環境のパスを構築することは喫緊の課題であると考えます。 ✓ <u>メタル/PSTNにて構築されたサービス競争環境の喪失</u> ✓ <u>競争的な環境下での利用者移行の停滞</u> 	<p>■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客サービスの実現など消費者利便の向上に邁進してきました。 ・ こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。 ・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。 	<p>■ 総務省は、これまでも、競争セーフガード制度の運用に当たり、市場環境の変化を踏まえた検討を行ってきたところであるが、現在の競争セーフガード制度に代えて、2012年度より公正競争レビュー制度を実施することとしており、当該制度においては、現在の競争セーフガード制度における検証項目を引き続き検証の対象とするほか、料金の低廉化や市場シェア等の動向、「光の道」構想に関する取組状況等についても検証を行うことにより、ブロードバンド普及促進の観点から総合的な検証を行うこととする。また、当該制度を2012年度から2014年度までの3年間にわたって毎年度実施することにより、その運用状況や検証結果を踏まえ、2014年度の検証に併せて包括的な検証を実施し、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、必要に応じ競争ルール全体の枠組みを含めて見直すこととする。さらに、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、当該レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議するとともに、将来新たに課題が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。</p> <p>■ また、NTT東西のPSTNからIP網への移行については、ブロードバンド答申を踏まえ適切な措置が講じられることが想定されるとともに、同審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会に</p>

<p>② 第二種指定電気通信設備制度におけるドミナント規制の実効性確保の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)は、新規参入及び新興事業者と既存事業者のイコールフットイングを確保することでMNO間の競争も促進させる観点から実効的に機能するように、市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築することが必要と考えます。 <p>③ NTTグループに係る公正競争要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>機能分離の実効性を確保する競争セーフガード制度の在り方</u> ・今年5月の電気通信事業法の改正により、ポトルネットワーク設備利用の同等性確保を目的としたNTT東西殿の機能分離が義務付けられ3年後を目途に公正競争環境確保の観点から制度の包括的検証を行うことを鑑みれば、本制度は機能分離の実効性をチェックする点で重要な役割を担うと考えます。 ✓ <u>グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し</u> ・NTT西日本情報漏洩問題にも見られる現行の公正競争要件と業務実態の乖離や、共同営業や連携サービスに係る市場支配力の行使といった問題を解決するためには、NTTグループの業務実態や市場環境の変化を見据えた上で累次の公正競争要件を見直すことが必要と考えます。 <p>(イー・アクセス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。 ・近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移动通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。 ・このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。 ・公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。それが直ちに 	<p>において、今後、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。</p>
---	---	--

	<p>実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。</p> <p>(NTT・再掲)</p>	
--	---	--

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見4 第一種指定電気通信設備の指定については、状況の変化は認められないことから、①「指定しない設備を具体的に列挙する方法(ネガティブリスト方式)」とする、②端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別しないという現行の考え方を継続すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、過去の競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の検証時と同様、考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 指定要件は現行維持が必要 昨年度の検証で総務省殿から示された内容の通り、ポジティブリスト方式の場合には、ボトルネック性を有する設備が一定期間指定されない場合が生ずることにより、接続事業者がボトルネック設備を利用した新たなサービスを迅速に提供出来ない</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>○線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されて</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)の指定については、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨、平成19年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されているところである。</p> <p>昨年度の検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところであるが、現時点において</p>

可能性があり、公正競争を阻害し電気通信市場の健全な発達を損なう虞があるため(※1)、現行の指定要件についてはネガティブリスト方式の維持が必要であると考えます。

また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)についても、昨年度の検証における総務省殿の示された内容に変化はないと考えられるため(※1)、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。

(※1)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 考え方5

第一種指定電気通信設備の指定については、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨、平成 19 年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されているところである。

(略)

端末系伝送路設備については、昨年度の検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

きていること。

○現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。

○「光の道」構想に関する意見募集(平成 22 年 8 月 17 日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考えられる」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。

○KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。

○光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。

・なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、

①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、

②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、

③実態として当社はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、

から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。

も、依然 NTT 東西が指摘するような「NTT 東西を競争上不利な状況に置く」又は「お客様利便を損ねている」等の状況も認められない。

また、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、当セーフガード制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。

■ 端末系伝送路設備については、昨年度の検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていない CATV 回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。

NTT 東西の今回の意見や、PSTN から IP 網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せず

<p>(イー・アクセス)</p>	<p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ○電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ○当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、昨年度の検証結果では、「ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない」とされておりす。 ・ しかしながら、光ファイバがメタル回線にて提供されるサービス(ブロードバンドサービス、電話(音声)サービス)と代替性がある、ということであれば、現時点、ブロードバンドに利用されていないCATV回線についても、大半の事業者のCATV回線については、利用者が希望すればブロードバンド回線として利用可能であり、また、電話(音声)としても利用可能であること、また、高速無線アクセス回線についても、ブロードバンド回線として利用可能 	<p>に一種指定設備として指定することが適当である。</p> <p>■ 加入光ファイバの指定を除外すべきとの再意見については、考え方11に同じ。</p>
------------------	---	--

	<p>であり、今後は電話(音声)としても利用可能となる可能性があること、といった点においてメタル回線との代替性があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成 10 年 3 月末時点のピーク時に約 6,300 万でしたが、平成 22 年 12 月末時点では約 3,500 万へと減少し、一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成 22 年 12 月末時点で約 1,200 万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約 1,600 万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外のCATV電話等の他社直収電話、FTTHサービス又は携帯電話、WiMAX等、様々なアクセスサービスへ移行したものと想定されます。 ・ こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあることを踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有すると蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が 	
--	--	--

	<p>生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(平成19年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。・ 加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。・ また、昨年度の検証において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社(利用部門)と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイ	
--	--	--

	<p>バ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の 3,396万世帯(平成23年3月末。再送信のみを含む) 	
--	---	--

	<p>に増加させていること。</p> <p>③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないとしても、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制は明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・ また、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接</p>	
--	--	--

	<p>続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見5 第一種指定電気通信設備の指定については、サービス開始前に認可申請が必要になるなど、競争上不利となることから、ネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に見直すとともに、必要最小限のものに限定すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>■【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。</p> <p>しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、</p>	<p>■ ネガティブリスト方式については、今後も維持する必要があると考えます。</p> <p>前回当社意見書でも述べたとおり、ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネック設備を利用したサービスの迅速な提供を可能とする役割を果たしており、ボトルネック設備利用の同等性確保において基幹的な機能を担っていると考えます。</p> <p>この点については、現在「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にてNGNのオープン</p>	<p>■ 考え方4で示したとおり、ネガティブリスト方式を採用することは、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p>

行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。

このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。

加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。

また、昨年度の検証において「新たに導入する

化が議論される中で、光・NGNを中心とした環境においても、公正競争を確保する上で重要な役割を果たすものと考えられるため、引き続きネガティブリスト方式を採用する必要があると考えます。

(イー・アクセス)

■ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日)」で示されているとおり、「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」ため、現行どおりネガティブリスト方式が適当と考えます。

【参考:昨年度の総務省の考え方】

◆ 第一種指定電気通信設備の指定方法に関し、新たに導入する設備はアクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いと考えられることを踏まえると、指定方法をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない状況が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある。また、当セーフガード制度において毎年度指定対象設備を検証しているところ、ネガティブリスト方式の採用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の検証においても特段見受けられない。

したがって、NTT東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。

◆ 端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定

<p>設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社(利用部門)と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されており、こうしたご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・ したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙 	<p>することについては、昨年度の検証結果において示した考え方とおりであり、CATV 回線や高速無線アクセス回線をボトルネック性の判断を行うことについては、こうした回線で提供されるサービスが利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えないことから適当ではない。</p> <p>したがって、NTT 東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、検証結果に示したとおり、端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定する方法を引き続き維持することが適当である。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 2010 年度の本制度の検証において、ネガティブリスト方式の採用がNTT 東西殿による迅速なサービス提供等に対し、重大な支障となっているという事実は認められないという、総務省殿の考えが示されています。</p> <p>現時点においても、NTT 東西殿が指摘するような、競争上不利な状況やお客様利便性を損ねている等の状況は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用を維持すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	--	--

<p>する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>		
--	--	--

イ 指定の対象に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見6 設備ベース競争の進展を鑑み、不可欠性の無い設備については、早急に第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>■【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。 現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競 	<p>■ NTT東・西の意見書に「他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築」とありますが、競争事業者は、NTT東・西のように歴史的に継承した顧客基盤を収容して NGN に相当するネットワークを構築することは不可能です。</p> <p>NTT東・西が主張するような、指定の対象外とすることは適当ではないため、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 一種指定設備の対象については、本制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、今年度においても「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に規定する考え方に基づき検証し、その妥当性・適正性の確保に努めることとしている。</p>

<p>争が展開されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成22年12月末時点では約3,500万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成22年12月末時点で約1,200万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,600万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 <p>こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>(NTT 東日本)</p>		
<p>意見7 NGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>■【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他</p>	<p>■ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、以下の点から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いため、引き続き第一種指定電気通信設備(以下、一種指定設備)の対象として頂く必要があると考えます。</p> <p>□ 2010年11月に、NTT東西殿よりPSTNの概括的展望が提示され、ネットワークのIP化が進展することにより、今後NGN、地域IP網及びひかり電話網を</p>	<p>■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN答申」という。)において示されたとおり、シェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固</p>

<p>事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。 <ul style="list-style-type: none"> 中継ダークファイバの提供実績： <ul style="list-style-type: none"> 164 事業者、3,408 区間、約 5.0 万芯(2008年3月末)⇒151 事業者、3,875 区間、約 6.0 万芯(2011年3月末) 局舎コロケーションの提供実績： <ul style="list-style-type: none"> 100 事業者、1,900 ビル、約 3.5 万架(2008年3月末)⇒94 事業者、2,055 ビル、約 4.2 万架(2011年3月末) また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2011年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制</p> 	<p>利用したIPサービスへの需要は更に高まるものと考えられること。</p> <p>□ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、NTT東西の光アクセス網と一体的に構築されている状況において、NTT東西のFTTHの市場シェアが74.4%、OABJ-IP電話66.7%(※1)と依然として独占化傾向にあること。</p> <p>(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2011年3月末)より</p> <p>なお、NTT東殿からはNGNのアンバンドルについて、接続事業者より具体的な要望が出ていないため具体的な検討が進められないのご意見が示されております。しかしながら、現在、まさにGC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続といった接続事業者から要望のあった多様なアンバンドル形態が、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて多角的に議論されていることを鑑みれば、NTT東殿のご意見は適当ではないと考えられ、むしろ、今後の光・NGNへのマイグレーションを見据えて、各委員会にてこれらアンバンドルの実現に向けた積極的な検討を行う必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり電話網等のIP通信網の指定は適当であると考えます。</p> <p>NGNは、アクセス回線と一体で構築されており、そもそも競争事業者との接続を前提としていないため、競争が後退し、NTTが市場支配力を拡大する結果となっています。現に、NGNと一体で構築されるNTT東・西のFTTHの契約数シェアは74.4%、OABJ-IP電話のシェアは66.7%(平成23年7</p>	<p>定電話網・IP 網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網と NGN を接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGN を一種指定設備に指定することとされたものである。</p> <p>ブロードバンド答申においても、同様の点について確認がなされた上で、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される NGN において、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」とされたところである。</p> <p>また、NTT 東西の FTTH ユーザは、NGN の収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGN はメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している。</p> <p>現在でも FTTH サービスにおける NTT 東西のシェアは74%超、OABJ-IP 電話におけるシェアも66%超の状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、NGN は、一種指定設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>■ 地域 IP 網については、NGN への移行が進められているところであるが、現時点においても NTT 東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域 IP 網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはないと考えられる。</p> <p>このため、地域 IP 網は、引き続き一種指定設備</p>
---	--	---

している例はないこと。

・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見が提出されております。

なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。

《NGNの昨年度の検証結果》

昨年度の検証では、当社のNGNについて、

- ①NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、
- ②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階

月時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表平成22年度第4四半期(3月末)」)と非常に高い状況です。

そのため、競争を機能させる観点から、指定化は当然であると考えます。

線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル回線敷設の際に、道路占有許可、管路使用や電柱添架承諾等における各種手続き、管路内や電柱上の敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の公平な利用の問題は未だ解決されていません。このため、上記手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。

現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にあるものの、上述の通り、NTT東・西は74.4%と非常に高いシェアを有している状況です。

これは、NTT東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であって、事業者間競争は減退しており、公正な競争が行われている状況とは言えません。

NTT西日本は、指定の対象から除外する根拠として、NTT東・西の独占市場である加入電話の数値を抜いた上で自らが全く提供していない050 IP電話の数値を加算したシェアが低いことを挙げていますが、これは正しい評価とは言えません。

総務省の「電気通信市場における競争状況の評価」においては、サービス間の代替性を基にして市場画定を行っており、固定電話領域における固定

に指定することが当面必要と考えられる。

■ ひかり電話網については、NGNへの移行が進められているところであるが、現時点においても、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、0AB-JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成23年6月時点で66.5%(番号ベース)であることから、NGN答申において一種指定設備に指定することが必要とされた状況に変わりはないと考えられる。

このため、ひかり電話網は、引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

<p>においても変わりはないこと、から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。 ・ 現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2011年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。 ・ それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・ FVNOやFNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、PS TNマイグレーションに向けてIP網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・ 他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。 <p>なお、昨年度の検証では、「NGNのアンバンド</p>	<p>電話市場は、加入電話、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話としている一方で050-IP電話は含まれていません。</p> <p>「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」についても「電気通信市場における競争状況の評価」と同様の市場画定を基に発表されており、指摘された区分でのシェアによる理由付けは適切ではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ NGNのオープン化に関して、以前から同様な議論が続いており、改善する傾向が見られていません。NGNを提供する通信事業者とそのサービスを利用する事業者の間の対立は、</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 新たなインターフェースを提供するためには、まずどのようなサービスを実現したいのか具体的な要望を示して欲しい。 b) まずオープンなインターフェースを提供して欲しい。それによって様々なプレイヤーが様々な利用方法を考える。 <p>という考え方の違いに尽きます。上記 a)の考え方もわからないわけではありませんが、この議論を進めるためには、極めて大規模な利用者が存在することのコミットが必要になります。単に「こういうサービスを実現すると、多くのユーザが使ってくれると思う」と主張しても、NGN を提供する通信事業者は相手にしてくれないでしょう。これではハードルが高すぎて、NGN 上で新たなサービスを提供しようとする事業者が現れません。</p> <p>インターネットが今のように発展したのは、「誰で」「簡単に」「小規模なサービスからでも」開始できる環境があったからだと考えます。NGN 上に様々なサービスが提供されるようになるためには、特にサービス提供者向けに「小規模なサービスからでも」始められるような、使いやすく、かつ低廉な料金</p>	
---	--	--

<p>ルやインターフェースのオープン化が進んでいないという他事業者からの意見が提出されている点を踏まえると、接続要望がないとまでは言えない」とされており、アンバンドルについては、具体的な要望を踏まえ検討を進めていくことが重要であると考えており、パブリックコメント等で漠然としたご意見を出されても、具体的な検討を進めることはできません。</p> <p>当社としては、事業者から具体的な要望をいただければ、いつでも協議に応じる考えであり、どのようなサービスを実現したいのか等、まずは、具体的な要望を当社に対して直接ご提示していただきたいと考えます。</p> <p>具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行ったとしても、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩むこととなり、低廉なユーザーサービスの提供に支障を来すことになりかねないと考えております。</p> <p>《地域IP網の昨年度の検証結果》 昨年度の検証では、地域IP網について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、 <p>から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続 	<p>で利用できるインタフェースが準備されることが必須と考えます。 (テレコムサービス協会)</p> <p>■ NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、地域IP網やひかり電話網については、アンバンドルの不十分さ等があり、その結果、競争事業者の事業展開に支障が生じています。現に、NTT 東西殿の契約数シェアは、FTTH で74.4%、OABJ-IP 電話では66.7%(2011年3月末時点)であり、いずれも高いシェアを占めていることから、公正な競争環境となっていないことは明らかです。</p> <p>また、NTT-NGN、地域IP網やひかり電話網については、競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備である状況に依然として変化が認められません。さらに、NTT 東西殿のFTTH ユーザは、NTT-NGN の収容ルータに収容されると、現時点では他事業者のコア網を選択できないことから、メタル回線をアクセス回線としている電話網等よりもNTT-NGN 等の方が競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等が高まるという特性があります。</p> <p>これらを踏まえると、NTT-NGN、地域IP網及びひかり電話網については、競争促進の観点から、引き続き、第一種指定電気通信設備としての指定を継続することが適切であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	--	--

性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。

- ・ 先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2011年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。

また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。

《ひかり電話網の昨年度の検証結果》

昨年度の検証では、ひかり電話網について、

- ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、

- ②OAB～JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、平成22年3月時点で68.8%(番号ベース)であること、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。

- ・ それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・ NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合

計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話シェアは38.9%(東西計:2011年3月末)に過ぎないこと。

また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。

- ・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは7.8%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,500万契約を超えている中で、ひかり電話は1,190万番号(東西計:2011年3月末)に過ぎないこと。

(NTT 東日本)

■【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】

- ・ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。

① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。

② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つにしか過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況になっていること。さらに、モバイル系ブ

<p>ロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体を見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度に留まること。</p> <p>③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場を見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは39%程度(平成23年3月末)、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度(同上)に過ぎない状況にあること。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <p>・ 上述の通り、NGN等についてはボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、NGN等については、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>		
<p>意見8 NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等の第一種指定電気通信設備の対象については、今後</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>

<p>不可欠性は更に増していくことから、指定を維持すべき。</p>		
<p>■ 指定の対象は現行維持が必要</p> <p>NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル／PSTNから光／NGNへの移行期にあることを鑑みれば、光／NGNについては普及期から発展期の段階に入っており、光アクセス網及びその光アクセス網と一体的に構築されるNGN(※2)は、利用者及び接続事業者にとって一層必要不可欠なものとなっていると考えます。</p> <p>一方、メタル／PSTNについても低廉かつ基盤的なユニバーサルサービスとして、現在も相当数の需要があることから(NTT東西加入電話:約3450万契約、直収電話:約418万契約 DSL:約820万契約 2011年3月末時点(※3))、依然としてレガシー系設備における不可欠性は存在しているものと考えます。</p> <p>これらの事情から、第一種指定電気通信設備(以下、一種指定設備)の対象については現行維持が必要と考えます。</p> <p>(※2)2010年12月「光の道」構想実現に向けて 第3章 第1節 (3)中継網のオープン化の在り方 (略)</p> <p>イ NTT東西が構築したNGNは、ボトルネック性のある加入光ファイバと一体として構築され連携して機能しており、PSTNと比較して、サービス競争が困難となる特性を有している。今後、NGNが、我が国の基幹的な中継IP網になると考えられる中で、多様な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が多様なサービスを柔軟に提供できるように適時適切にオープン化されることが重要となる。</p>	<p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、ボトルネック性がなく、以下の観点から、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。</p> <p>○他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。</p> <p><中継ダークファイバの提供実績> 164 事業者、3,408 区間、約 5.0 万芯(平成20年3月末) ⇒151 事業者、3,875 区間、約 6.0 万芯(平成23年3月末)</p> <p><局舎コロケーションの提供実績> 100 事業者、1,900 ビル、約 3.5 万架(平成20年3月末) ⇒94 事業者、2,055 ビル、約 4.2 万架(平成23年3月末)</p> <p>○また、年々多様化する他事業者からの新しい</p>	<p>■ 考え方7に同じ。</p>

<p>(※3)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2011年3月末)より (イー・アクセス)</p> <p>■ 東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)の地域 IP 網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)や光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により NTT 東西殿のシェアが拡大し続けていること等から、第一種指定電気通信設備の対象から除外する理由は全く存在しないと考えます。また、その他現在指定を受けている第一種指定電気通信設備においても、各設備のボトルネック性に変化がないことから、引き続き指定を継続すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。</p> <p>(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <p>○固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(平成23年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。</p> <p>(3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <p>○「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」 といった意見が提出されております。</p> <p>・ なお、個別の設備については、以下の観点から、指定電気通信設備とする合理的な理由がないものと考えます。</p> <p>【NGN】</p> <p>・ IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提</p>	
---	--	--

	<p>供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(平成 23 年 3 月末)は 56.2%、特に首都圏では 49.7%と熾烈な競争が展開されていること。また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。 ・ それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・ FVNOやFNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、PSTNマイグレーションに向けてIP網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・ 他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。 <p>【地域IP網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(平成23年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。 <p>【ひかり電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・ 当社の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占める当社のOAB～J IP電話シェアは38.9%(東西計:平成23年3月末)に過ぎないこと。 また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。 ・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは7.8%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,500万契約を超えている中で、ひかり電話は1,190万番号(東西計:平成23年3月末)に過ぎないこと。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)については、以下の観点においてポトルネック性がないことは明らかです。</p> <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設</p>	
--	---	--

	<p>置ることが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つにしか過ぎないこと。</p> <p>具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況になっていること。</p> <p>さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度に留まること。</p> <p>③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは39%程度(平成23年3月末)、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度(同上)に過ぎない状況にあること。</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <p>・ 上述の通り、NGN等についてはボトルネック性が</p>	
--	---	--

	<p>ないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、NGN等については、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見9 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、ボトルネック性はないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>■【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、20%(2011年3月末)であり、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2) また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、</p> <p>① 現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、</p> <p>② イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎ</p>	<p>■ さらに、イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性は他の専用線に用いられている設備と異なるものではありません。また、ネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチの市場での調達の可能性や、一部の事業者におけるネットワークの自前構築の実績をもって、直ちにボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。従って、イーサネット系サービス等のデータ通信網については、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 昨年度の検証結果に示したとおり、イーサネットサービス等のデータ通信網については、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。</p> <p>このため、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできない。</p> <p>以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。</p> <p>■ メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM 装置等の局内装置類に係る意見については、考え方10に同じ。</p>

ず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。

- ・ 専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・ 現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。

(NTT 東日本)

■ 【局内装置類及び局内光ファイバについて】

イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

- ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。
- ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置

<p>類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>(NTT 西日本)</p>		
<p>意見10 メディアコンバータ等の局内装置や局内光ファイバについて、他事業者による利用実績はないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>■【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、80.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。</p> <p>自前局内光ファイバの割合：80.9%（局内光ファイバ）</p>	<p>■ 局内装置類及び局内光ファイバについては、昨年度の競争セーフガード制度(以下、本制度)の検証結果の考え方(※2)から特段の変化もないことから、引き続き一種指定設備の対象とする必要があると考えます。</p> <p>特に、メディアコンバータやOLT等については、現在、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて検討されているGC類似接続やラインシェアリング、分岐単位接続といった光・NGNのアンバンドルの接続形態を利用する上で必要不可欠な設備となるため、光・NGNにおける公正競争環境の確保の観点からも引き続き対象とする必要があると考えます。</p> <p>(※2)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 考え方10・13 (イー・アクセス)</p>	<p>■ メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>また、NTT 東西からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要がある、「他事業者も計画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、引き続き検証することが必要である。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。</p>

<p>イバ総数325 千芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ263 千芯(2011 年3 月末)の割合) なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。</p> <p>しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせて独自のIP通信網を構築しております。</p> <p>また、当社のIP通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせて構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも</p>	<p>■ 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の 2010 年度の検証において、総務省殿が考え方を示されたように、メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものです。そのため、ボトルネック性を有している加入光ファイバと切り離し、市場での調達の可能性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適切ではないと考えます。従って、局内装置類及び局内光ファイバについては、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局内光ファイバについては、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカットパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ なお、イーサネットスイッチに係る意見については、考え方9に同じ。</p>
---	---	---

<p>容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>(NTT西日本)【一部再掲】</p>		
<p>意見11 加入者光ファイバについて、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>■【加入者光ファイバの非指定設備化】 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送</p>	<p>■ 加入光ファイバについては、以下の点から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いため、引き続き第一種指定設備の対象とすべきと考えます。</p>	<p>■ 昨年度の検証結果では、NTT 東西は、電柱や管路等の線路敷設基盤や、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT 東</p>

路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。

しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下とおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

・ 線路敷設基盤は既に開放済みであり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。

・ 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。

・ 「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明である」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業

□メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中で、FTTHにおけるNTT東西殿の市場シェアは74.4%、設備シェア72.2%(※3)と依然として独占化傾向にあること。

□「光の道」構想においては、FTTHの利用率向上を加入者光ファイバの「接続料の低廉化」等によるサービス競争の促進によって進められる方針が示されていることから、今後、加入者光ファイバを一種指定設備の対象とする意義は更に強まるものと考えられること。

(※3)平成22年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況より

(イー・アクセス)

■メタル回線であろうと光ファイバ回線であろうと、公社時代から引き継いだ局舎、電柱、管路、とう道などの線路敷設基盤の上に構築される加入者回線にはボトルネック性があることに加え、NTT東・西は加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあります。これらに起因するNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、加入者光ファイバのシェアが高止まりしていることから、加入者光ファイバについては指定を維持することが必要です。

線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル回線敷設の際に各種手続き、敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の問題は未だ解決されていません。具体的には、道路占有許可手続き、電柱共架・添架承諾手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化工エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。

西の光ファイバを利用することが欠かせないことから、加入者光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当としたところである。

また、「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ(ICT政策タスクフォース:平成22年12月14日)」においても、線路敷設基盤の更なる開放に向けて、事業者の要望等を踏まえ、引き続き更なる取組を検討することが適当とされている。

ブロードバンド答申においても、これらを前提とした上で、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進について検討が行われ、課題が示されたところである。

以上の点を踏まえると、昨年の状況は現時点においても変わりはないことから、引き続き一種指定設備に指定することが適当である。

■なお、端末系伝送路設備について、光ファイバとメタル回線を区別して指定を行うべきとの意見及びブロードバンドに用いていないCATV回線等をボトルネック性の判断に含めるべきとの意見については、考え方4に同じ。

<p>者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・ 光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。 <p>なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、 <p>から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・ 電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・ 当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p>	<p>諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておらず、NGNも本格的な商用化段階になく、日本のようにNGNが光アクセス回線と一体で構築されている例もないため、ルール整備が必要な状況にないものと考えます。</p> <p>電気通信設備のボトルネック性を判断するにあたり、公社時代から継承された線路敷設基盤の上に構築され、さらに、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果、シェアが高止まりしているNTT東・西の加入者光ファイバと、ゼロから敷設をしているCATV回線や高速無線アクセスとを同列に扱うのは適切ではありません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ NTT 東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や管路等の線路敷設基盤や、その上に構築される光ファイバ回線等の大半を有している市場支配的事業者であり、競争事業者にとって、NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠かせない状況に変化はありません。</p> <p>2010年12月公表の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース(以下、「タスクフォース」という。) 「光の道」構想実現に向けて取りまとめ」においても、「競争事業者は、NTT東西のボトルネック設備(加入光ファイバ等)を利用してサービス提供することが不可欠であるため、NTT東西の接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、利用者料金の低廉化を促進する上で重要となる」とされているところであり、加入光ファイバについては、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定することはもちろんのこと、その接続料の低廉化や分岐端末回線単位接続等の導入を推進することが適切と考えます。</p>	
---	---	--

<p>また、昨年度の検証結果では、「ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない」とされております。</p> <p>しかしながら、光ファイバがメタル回線にて提供されるサービス(ブロードバンドサービス、電話(音声)サービス)と代替性がある、ということであれば、現時点、ブロードバンドに利用されていないCATV回線についても、大半の事業者のCATV回線については、利用者が希望すればブロードバンド回線として利用可能であり、また、電話(音声)としても利用可能であること、また、高速無線アクセス回線についても、ブロードバンド回線として利用可能であり、今後は電話(音声)としても利用可能となる可能性があること、といった点においてメタル回線との代替性があるものと考えます。</p> <p>現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成22年12月末時点では約3,500万へと減少し、一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成22年12月末時点で約1,200万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,600万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外のCATV電話等の他社直収電話、FTTHサービス又は携帯電話、WiMAX等、様々なアクセスサービスへ移行したものと想定されます。</p> <p>こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあることを踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して</p>	<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	---	--

指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。

(NTT 東日本)

■【加入光ファイバについて】

・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

① 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。

② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の3,396万世帯(平成23年3月末。再送信のみを含む)に増加させていること。

③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。

・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていま

<p>すが、仮に加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないとしても、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制は明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>		
<p>意見12 FTTHサービスの屋内配線にはボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考える。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>
<p>■【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、2010年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備</p>	<p>■ 戸建て光屋内配線については、FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアが74.4%と独占化傾向にあり、接続事業者がサービス競争を展開する上で必要な設備と考えられるため、引き続き第一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日答申)において整理されたとおり、NTT東・西の設置する戸</p>	<p>■ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情通審第69号。以下「接続ルール答申」という。)において示されたとおり、屋内配線はサービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備であり、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意味を有する。</p>

<p>であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>	<p>建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当するという判断が適当と考えます。</p> <p>加えて、集合住宅向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみの利用を条件に、NTT 東・西が費用負担して光屋内配線を敷設するケース)については、ポトルネック設備であり第一種指定電気通信設備として指定化されている加入ダークファイバと一体的に光屋内配線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構造にあります。</p> <p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、同答申において「マンション向けFTTHの場合、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられる。」との考え方が示されているところであり、ユーザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的な措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>NTT 東西の FTTH サービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT 東西が自ら設置するため、NTT 東西の FTTH シェア(約 74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置している NTT 東西のみが可能であり、接続事業者には可能とは言えない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは、イコールフットディングを確保できない状況を招来するため、適当ではない。</p> <p>以上の点から、接続ルール答申において、NTT 東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理されたところであり、平成 22 年9月に戸建て向け既設屋内配線の転用について NTT 東西の接続約款の変更を認可している。</p> <p>以上の点を踏まえると、昨年状況は現時点においても変わりはないことから、引き続き一種指定設備に指定することが適当である。</p> <p>■ なお、マンション向け屋内配線の扱いについては考え方13に同じ。</p>
<p>意見13 マンション向け屋内配線を新たに第一種指定電気通信設備の対象とし、転用ルールについて整備すべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>■ 光屋内配線の転用に関する課題の解消について</p> <p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのFTTHサービスについては、NTT東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス</p>	<p>■ なお、同様の観点から、KDDI殿及びソフトバンク殿から意見されている通り、集合住宅における光屋内配線についても指定対象への追加及び転用ルールの整備等を検討する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ マンション向け屋内配線については、「接続ルール答申」において、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT 東西の FTTH のシェアとマンション向け屋内配線のシェアが連動しないこと等から、一種指定設備には該当しないものと</p>

<p>提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保すると共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。</p> <p>また、屋内配線の転用率を向上し、さらに、転用時に工事担当者を派遣せずユーザーに機器設定を行ってもらう無派遣工事スキームも実施することで、ユーザー負担の低減を図ることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>なお、未整備となっているマンション向け光屋内配線の転用ルールについても早期に整備を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■【マンション向け屋内配線の指定設備化及び転用ルールの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月)において「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、更に、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。 ・また、マンション向け屋内配線の転用については、同答申において、「他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である」とされ、事業者間で相互転用することを前提としています。 ・当社としては、これらを踏まえ、既に事業者間で協議を行っているところであり、マンションの屋内配線の取り扱いについては、まずは事業者間協議に委ねるべきであると考えます。 ・なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光屋内配線の相互転用に向けた協議を行っており、その協議において、当社から、相互転用の実施に向けた基本的な考え方として以下の①から④をお示したところ、KDDI殿においても、これらの条件をベースに具体的なケースにおいて詳細を検討し 	<p>整理されている。</p> <p>また、ブロードバンド答申においても、この点について改めて検討が行われ、「マンション向け屋内配線には光配線方式、LAN配線方式、VDSL配線方式の3種類があり、そのうち光配線方式がNTT東西のマンション向けFTTHサービスに占める割合は、接続ルール答申時(2009年10月)には約3%であったが、2011年3月末時点では約17%(NTT東日本)、約16%(NTT西日本)まで上昇している。これに対し、VDSL方式は接続ルール投資時には約97%であったが、2011年3月末時点では約80%(NTT東日本)、約84%(NTT西日本)に低下している。以上の状況は光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当」とされたところである。</p> <p>■ マンション向け屋内配線の転用ルールについては、接続ルール答申において、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項について、関係事業者間等で速やかに協議し内容を整理することが適当とされている。</p> <p>また、ブロードバンド答申においても、この点について改めて検討が行われ、「マンション向けFTTHの場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得する機会が多く、屋内配線の転用が出来ない場合には、既存事業者による顧客ロックイン効果が一層高くなることから、屋内配線を転用する必要性・有用性は戸建て向けFTTHの場合より高いと考えられる。この点、マンションの設備設置形態は千差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要がある。現在NTT東日本とKDDIの間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあることから、これを引き続き注視することとし、転用手続や条件等</p>
--	---	---

	<p>ていくことでよいとの回答を頂いたことから、これらの条件については既に合意をいただいております。</p> <p>①費用負担は転用する設備の残存価額(平成 22 年 9 月 28 日に認可を受けた既設光屋内配線を転用する場合の工事費に係る「既設設備負担額」と同じ考え方で算出する額)をご負担いただくこと。</p> <p>②転用設備は転用される側から転用する側へ資産譲渡すること。</p> <p>③転用工事は、転用する側が工事を実施することが最も効率的と考えていること また、工事の実施にあたっては安全性確保等が必要と考えていること。</p> <p>④その他円滑な相互転用の実施にあたっては申込方法、設備管理方法等について双方で意識を合わせた上で整備しておく必要があること等</p> <ul style="list-style-type: none"> これを踏まえて、まずは個別物件でトライアルすることとし、昨年 10 月にKDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで双方合意しましたが、未だKDDI殿から物件の提示がないことから、まずはKDDI殿から物件をご提示いただき、それを基に具体的な協議を進めていきたいと考えております。 <p>【MDF室内における複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> マンションやビルにおいて、デベロッパやオーナー様等がMDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保していただくことは、当社としても円滑なサービス提供につながり、競争を促進する観点からも望ましいと考えます。 なお、デベロッパやオーナー等が、こうしたスペースの確保を行うことは現実的には難しい面もあることから、当社としては、狭隘スペース等への設備導入を行うべく、小型スプリッタや低摩擦ケーブルの物品開発・改良や、様々な施工技術の導入といったことに取り組み、マンションの光化に努めていると 	<p>の転用ルールに係る具体的内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当」とされたところである。</p>
--	---	---

ころであり、他事業者においても同様の取組みを行えばよいものと考えます。

(NTT 東日本)

■ 【マンション向け屋内配線の指定設備化及び転用ルールの整備】

- ・ マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月)において「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパが設置する場合など多様な形態が存在すること、さらに、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。
- ・ また、マンション向け屋内配線の転用については、同答申において、「他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である」とされ、事業者間で相互転用することを前提としています。
- ・ 当社としては、これらを踏まえ、既に事業者間で協議を行っているところであり、マンションの屋内配線の取り扱いについては、まずは事業者間協議に委ねるべきであると考えます。
- ・ なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光屋内配線の相互転用に向けた協議を行っておりますが、集合住宅における設備形態は様々であるた

	<p>め、具体的な転用対象設備や物件の条件についての意識合わせを図りつつ、まずは個別物件でトライアルすることとし、KDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで本年3月に双方合意しましたが、未だKDDI殿から物件についても提示がないことから、当社としては物件をご提示いただき、協議を進めていきたいと考えております。</p> <p>【MDF室内における複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンションやビルについて、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースをデベロッパやオーナー等に確保していただくことは、当社としましても円滑なサービス提供につながり、競争を促進する観点からも望ましいと考えます。 ・ なお、デベロッパやオーナー等が、こうしたスペースの確保を行うことは現実的には難しい面もあることから、当社としては、狭隘スペース等への設備導入を行うべく、小型スプリッタや低摩擦ケーブルの物品開発・改良や、様々な施工技術の導入といったことに取り組み、マンションの光化に努めているところであり、他事業者においても同様の取組みを行えばよいものと考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見14 WDM 装置については、他事業者も自ら設置することが可能であり、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見14</p>	<p>考え方14</p>
<p>■【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>■ WDM空き波長のアンバンドルは、接続事業者にとって中継DFの空きが無い際の有効な代替手段となっており、現に、当社においてはネットワーク構築における重要な選択肢になっています。このことから、当該アンバンドルは、接続事業者がネットワークを円滑に構築することに寄与しているものと考えられるため、引き続き指定設備の対象とする必要があると考えます。</p>	<p>■ WDM 装置については、装置類の市場調達性のみから判断するべきではなく、中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものであることから、ボトルネック性がないと判断することは適当ではないため、引き続き第一種指定設備に指定することが適当である。</p>

<p>■ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)【再掲】</p>	<p>(イー・アクセス)</p> <p>■ また、WDM装置については、一昨年度の総務省の考え方※のとおり、指定設備の対象外とすることは適当でないと考えます。 ※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の考え方(平成22年2月19日) 「WDM装置については、中継ダークファイバと一体として設置・機能するものであることから、装置類の市場調達性のみから判断するのではなく、中継ダークファイバのボトルネック性と含めて検討することが必要である。 また、接続ルール答申においても、接続料や接続条件など貸出しルールの整備を行うことが適当との考え方が示されたことを踏まえると、WDM装置を指定の対象外とすることは適当ではない。」</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ また、WDM 装置については、中継ダークファイバと一体として設置されるものであり、ネットワークの一部として機能するものであることから、市場での調達の可能性のみをもって、ボトルネック性がないと判断すべきではないと考えます。そのため、WDM装置については、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	--	--

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見15 NGN 等に係るアンバンドル機能のうち、ルーティング伝送機能(収容局接続機能・中継局接続機能)やイーサネットフレーム伝送機能等の利用実績がないものについては、早急にアンバンドル</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>

ル機能の対象外とすべき。		
<p>■【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ 特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ 特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ イーサネットフレーム伝送機能 <p>なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能について</p>	<p>■ NGNに係る各アンバンドル機能については昨年度の競争セーフガード制度の検証結果の考え方(※4)から特段の変化が無いことから、引き続きアンバンドル機能の対象とする必要があると考えます。</p> <p>特にNTT東西殿は、NGNにおける中継局接続機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることを理由に対象から除外する必要がある旨を主張しておりますが、現在、総務省殿の「電話網移行円滑化委員会」及びNTT東西殿主催の「PSTNマイグレーション意識合わせの場」において、PSTNの廃止を見据えたIP網同士の接続の在り方について議論されていることから、今後中継局接続がNTT東西殿と接続事業者各社の相互接続における中心的な役割を果たすと考えられます。</p> <p>そのため、NGNにおける中継局接続機能については今後の接続事業者の利用を考え、公正競争環境の確保に十分に留意する必要があり、PSTNにて接続事業者の円滑なネットワーク構築に貢献している「ハブ機能」等の機能については継続する必要があると考えます。</p> <p>(※4)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 考え方19 (イー・アクセス)</p> <p>■ NGNについては、接続を前提として構築されていないため、イーサネットフレーム伝送機能に見られるように高額の網改造料が必要とされ、接続実現の妨げとなっています。公正競争を担保するためには、タイムリーかつ適切なコストでアンバンドル</p>	<p>■ 收容局接続機能については、NGN 答申において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSL から FTTH へのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を收容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGN は、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた收容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態での NGN への参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。</p> <p>この状況に現時点で特段の変化もないことから、收容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>以上に加え、同機能については、ブロードバンド答申において、「地域IP網と異なり100Mといった小口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が收容局接続機能を利用して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供することについては一定の課題がある」とされ、「接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当」とされたところである。</p> <p>■ 中継局接続機能については、NGN 答申において示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続に該当していたIPv6 サービスはアンバンドルされた</p>

<p>は、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■【收容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>■ イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)</p>	<p>ルされることが必要です。 (KDDI)</p> <p>■ 「接続の基本的ルール の在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。従って、接続事業者との接続実績がない状況が続いている等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT 東西の NGN 間の IP 電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後 PSTN から IP 網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS 接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。</p> <p>このため、中継局接続に係る機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>以上に加え、同機能については、ブロードバンド答申において、「現在の NGN の中継局接続機能は、IGS 接続機能や PSTN における GC・IC 接続機能と異なっており、この点が IP 網同士の直接接続の実現に向けた課題となっている可能性がある」、「ブロードバンド普及促進のためには、PSTN 又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことや、事業者の積極的な IP 網への移行が妨げられないことが重要であると考えられる。また、NGN ならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザ利便の向上が図られることも重要である。以上から、NGN 又は光ファイバ回線においても実質的な公正競争環境を確保する必要がある」とされており、これらを踏まえ、「NTT 東西の NGN と接続事業者の IP 網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークの IP 網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化(設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化)を図るために必要な措置をとることが適当」とされたところである。</p> <p>■ イーサネットフレーム伝送機能については、NGN 答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、ま</p>
---	---	---

		<p>た今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることに鑑みると、NTT 東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの接続要望があることを踏まえると、イーサネットサービスに係る機能（イーサネット接続機能）については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>なお、他事業者からの接続の申込みが手続上取り下げられたことをもって、直ちに接続の要望がなくなったとまで判断することは必ずしも適当でない。</p>
意見16 IP 電話サービスに係る機能(IGS 接続機能)の接続料においては、いわゆる「逆ざや問題」が現に生じているため、アンバンドルの対象から除外するか、総務省において接続料の適正性を検証すべき。	再意見16	考え方16
<p>■ また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされたことによって、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあります。</p> <p>当社は、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めています。当該事業者からは一切情報が開示されず、事業者間の自主的な取組みだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にはありません。</p> <p>そもそも、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外し</p>	<p>■ ボトルネック設備と一体で構築されるNGN設備の接続料をNTT東・西が相対で設定できるようになると、ボトルネック設備に起因する市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能になり、公平性を担保できなくなるため、決して認められるべきではありません。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ IP 電話サービスに係る機能のアンバンドルについては、NGN 答申において示された考え方とおり、①他事業者からは、NGN やひかり電話網を一種指定設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②ひかり電話網では、IGS 接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと、③当該接続料を相対取引で決定される場合、相手側事業者によって接続料水準が異なり、公正競争上大きな問題となるとの意見が示されていること等を踏まえれば、引き続き、IP 電話サービスに係る機能をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。</p> <p>■ NTT 東西の意見にある指定事業者と非指定事業者の接続料水準差については、接続ルール答申を受けて、平成 22 年3月に第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)を設置する電気</p>

ていただきたいと考えます。

仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、以下の点も踏まえ、総務省殿において速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと考えます。

- ・ 2009年10月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、逆ざや問題については「(二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされていること。
- ・ また、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」に対する総務省殿の考え方では、「非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待される」ところである、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされていること。

(NTT 東日本)

■【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】

- ・ 従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が現に生じております。また、さらにその影響額は年々拡大し

通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)を対象とした接続料算定ルール(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン。以下「二種指定ガイドライン」という。)が策定されたところであり、当該ガイドラインの策定を踏まえた非指定事業者の積極的な対応により、現行の接続料の適正性の向上が期待されることである。

また、接続料は設備の使用料として相手方接続事業者に負担を求めるものであって、事業者間で合意の上接続協定を締結するものであることから、その過程においては、移動通信事業者・固定通信事業者を問わず、可能な限り、事業者間で相互に理解が得られるよう説明を行うことが適当である。

なお、事業者間協議における透明性向上については、ブロードバンド答申において、「今後、PSTNからIP網へのマイグレーションが進む中、IP網同士の間接接続が増加すると想定され、上述の例に示されるような事業者間協議の不調は、結果としてIP網同士の間接接続を阻害する要因となり得ることから、ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要」であり、「具体的には、協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化～(略)～などについて整理を図り、できる限り透明性の高い方法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当」とされたところである。

<p>ており、当社としては、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えます。 ・ また、仮に、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、上述の通り、事業者間の自主的な取り組みだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にないことから、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（H21.10.16）にて、「（二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で）固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされ、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集（2010年度）」に対する総務省殿の考え方にて、「（移動通信事業者・固定通信事業者を問わず）非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待される」ところである」、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされていることを踏まえれば、総務省殿において、まずは、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じていただき、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと考えます。 <p>(NTT 西日本)</p> 		
<p>意見17 光信号伝送装置(OLT)、メディアコンバータ、局内スプリッタについては、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外すべき。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>
<p>■【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p>	<p>■ メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局</p>	<p>■ 現在、加入光ファイバと接続する場合において</p>

<ul style="list-style-type: none"> 光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで8年ないし9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 (NTT 西日本) 	<p>内光ファイバについては、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカップ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>は、意見にある OLT 等局内装置は接続事業者が自前で設置しており、利用実績がないものも存在するが、今後、多様な事業者が加入光ファイバへの接続を希望することも考えられるところである。</p> <p>したがって、OLT 等局内装置のアンバンドルについては、今後も拡大が予想される FTTH サービスの提供に必要な装置であるため、競争事業者による利用実績のない装置について、その理由が具体的な接続要望等の不存在によるものかどうか将来的に判断する必要があることに留意しつつ、現時点では引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>
<p>意見18 NGN における公正競争環境を確保すべく、GC 類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続、帯域制御等プラットフォーム機能等のアンバンドルの実現に向けた検討を行うべき。</p>	<p>再意見18</p>	<p>考え方18</p>
<p>■ 光/NGNのアンバンドル促進が必要</p> <p>NGNは一種指定設備という位置付けであるものの、アクセス網とコア網とが一体的に構築され接続事業者が要望するアンバンドルが進まず、実態としてメタル/PSTNにて実現出来ていたドライカップ、ラインシェアリング、GC接続といった接続形態が、光/NGNにて実現出来ていないことから、一種指定設備制度が実質的に形骸化しているものと考えます。</p> <p>現在、NGNのオープン化について、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて議論されているところでありますが、このまま、NGNへの移行が、光/NGNにおける接続事業者との接続を考慮されずに進展した場合、新規参入や公正競争における障壁となり、以下のような公正競争上の問題が懸念されます。</p> <p><input type="checkbox"/>メタル/PSTNにて構築されたサービス競争環境</p>	<p>■ PSTNからIP網への移行にあたっては、イー・アクセス殿が提示されている「接続事業者との接続を考慮せずに進展」するようなことがないよう、事業者とよく話し合いながら進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、イー・アクセス殿から「光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません」との意見が提示されておりますが、当社は、既に光ファイバや局舎、電柱・管路等といった素材を十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開しており、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあることから、このようなご指摘はあたらないと考えます。 なお、イー・アクセス殿から公正競争上の問題と 	<p>■ 接続事業者から寄せられた提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであるところ、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会において、技術的・政策的な観点から多角的な検討が行われているところである。</p> <p>■ なお、プラットフォーム機能については、ブロードバンド答申において「NNIにおけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド普及促進に向けて様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP 網同士の直接接続が現に検討される中、PSTN において具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオー</p>

の喪失

NTT東西殿における主体的なマイグレーションの結果、メタル/PSTNにおけるADSLやドライカップ電話、マイライン等がサービス基盤を失い、NTT東西殿に巻き取られ、現状FTTHにおける74.4%（※4）の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します。

□ 競争的な環境下での利用者移行の停滞

移行については、利用者保護の観点からも競争的な環境下で自主的な移行を促進し強制移行による負担を軽減することが望ましいと考えますが、光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません。これでは、サービス競争は進展せず、PSTN利用者にとって低廉で魅力あるサービスは創出されることなく、選択肢も狭まる虞があります。

（※4）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（2011年3月末）より

NGNのオープン化の課題については、かねてより、総務省殿のICTタスクフォースや各種委員会等を通して、複数の事業者から多数の要望及び提案が出されていますが、NTT東西殿との「情報の非対称性」が、建設的な議論の進展を妨げている状況と認識しています。

NTT東西殿においては、検討に資するよう設備構成・技術仕様等の開示を行って頂き、GC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続等といった接続形態の実現に向けた検討が行うべきと考えます。

（イー・アクセス）

■ 「接続の基本的なルール」の在り方について（1996年12月19日、電気通信審議会答申）」にて、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」と定められているように、そもそ

して「現状FTTHにおける74.4%の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します」との意見が提示されておりますが、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争上の問題とは関係のないものと考えます。

（NTT 東日本）

■ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置し、当社と同等のネットワークを自ら構築して市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を加入者へのアクセス網として中継事業者に貸し出すことにより、多数の事業者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心とした競争が進展したものと考えております。

・ 一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカップやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自のIP網を構築しており、各事業者は当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しており、設備競争が進展しております。

・ このように、ブロードバンド市場においては、他事業者は当社のNGNに依存することなく、各事業者自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で参入し、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは大き

プン化を検討することが適当である」とされたところである。

また、SNI におけるプラットフォーム機能については、「多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGN における機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、一定のオープン化（内容・手法）の検討を進めることが適当である」とされたところである。

<p>も、NTT-NGN 等、第一種指定電気通信設備については、他事業者との接続を前提として設計・構築がなされるべきものです。こうした基本的考え方に基づいて接続ルールが整備されるべきであるにも係らず、過去、接続事業者からの要求に対して、具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT 東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていないのが実状です。さらに、NTT-NGN の提供を開始した現時点においては、NTT 東西殿は「今からでは機能追加が困難」等と主張し、アンバンドルメニューの多様化が進展しない状況にあり、極めて問題と考えます。</p> <p>なお、NTT-NGN におけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC 接続、ラインシェアリング、波長重畳接続、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等が具体案として弊社共を含む接続事業者から提案されているところであり、真の公正競争実現に向け、早急に具体的なルール化を図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>く異なっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、NGNにGC接続やラインシェアリングといった電話時代の接続ルールを持ち込む必要はないと考えます。 ・ なお、ソフトバンク殿やイー・アクセス殿からの意見にて提示された各要望に対する当社の意見は以下の通りです。 <p>【GC接続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GC接続を実現するためには、全収容ルータ上部に送信元アドレスを見て事業者を振り分ける事業者振り分け装置を開発・導入するほか、オペレーションシステムの開発等が必要となるため、多額のコストが嵩み、低廉なユーザーサービスの提供に支障をきたすことから、現実的ではありません。 <p>なお、諸外国においても、IP網にGC接続を導入している例はありません。</p> <p>【ラインシェアリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の光アクセス回線上でラインシェアリングを行うということは、VLAN番号をサービス毎・事業者毎に括りつけて複数の事業者へ振り分けることと想定されますが、その場合、OSU上部やお客様宅内に、VLAN番号でサービス毎・事業者毎に振り分けを行うための新たな装置が必要となり、OPS装置の開発も必要となります。 ・ また、OSU共用と同様に、事業者振り分け装置に優先制御を優先する機能が必要となるうえ、各社のIP網のパケットを一元的に管理(帯域管理、受付管理)する仕組みも必要となります。 ・ このように、OSU共用を導入する場合と同等、或いはそれ以上の費用が必要となり、低廉なユーザーサービス提供に支障をきたすことになることから、当社としてラインシェアリングを行う考え 	
---	---	--

	<p>はありません。</p> <p>【波長重畳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PONの国際標準においては、通信や映像でそれぞれ使用可能な波長帯が規定されており、当社のNGNでは、現在、使用しているPONにおいて国際標準で決められた波長帯は全て使用していることから、他事業者が使用できる国際標準上の波長帯はありません。 ・ 今後、国際標準化されていない波長帯について、他事業者から波長重畳接続に関する具体的な接続要望をいただければ、PONにおける波長重畳に関する標準化動向も踏まえつつ、協議していく考えです。 <p>【分岐端末回線単位の接続】</p> <p>＜OSU共用について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSUの共用は、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになるとともに、 <ul style="list-style-type: none"> ①膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること ②共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難であること ③新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること ④故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下すること <p>といった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。</p> <p>＜1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料の設定について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ユーザ単位の接続料の設定は 1 芯を専用しているにもかかわらず、 <ul style="list-style-type: none"> ①当社の設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担すること 	
--	--	--

	<p>になること、</p> <p>②自ら設備を構築して投資リスクを負いながら自ら営業している当社以外の設備構築事業者と1ユーザ単位の接続料で借りだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、</p> <p>③サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、</p> <p>といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、OSUの共用を希望する事業者は、当社がOSU共用を実施せずとも、当該事業者同士でコンソーシアムを結成してOSUを共用し、1芯分のコストを負担していただくことも可能だと考えます。 <p>【プラットフォーム機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。 ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供されるのか、そのためには何が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えます。 ・ その上で、その実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった視点で検討していくことが適切であると考えます。 ・ また、プラットフォーム機能については、ISPや 	
--	--	--

アプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出していくにあたり、将来現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

■ 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成 20 年 3 月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス(收容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の 4 つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っております。

・ ソフトバンク殿から「具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていない」との意見が提示されておりますが、当社としては、具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなるため、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。

(NTT 東日本)

■ PSTNからIP網への移行にあたっては、イー・アクセス殿が提示されている「接続事業者との接続を考慮せずに進展」するようなことがないよう、事業者とよく話し合いながら進めていく考えです。

・ また、イー・アクセス殿から「光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません」との意見が提示されて

	<p>おりますが、当社は、既に光ファイバや局舎、電柱・管路等といった素材を十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開しており、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあることから、このようなご指摘はあたらないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、イー・アクセス殿から公正競争上の問題として「現状FTTHにおける74.4%の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します」との意見が提示されておりますが、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争上の問題とは関係のないものと考えます。 ・ なお、ソフトバンク殿やイー・アクセス殿からの意見にて提示された各要望に対する当社の意見は以下の通りです。 <p>【GC接続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GC接続を実現するためには、全收容ルータ上部に送信元アドレスを見て事業者を振り分ける事業者振り分け装置を開発・導入するほか、オペレーションシステムの開発等が必要となるため、多額のコストが嵩み、低廉なユーザサービスの提供に支障を来すことから、現実的ではありません。なお、諸外国においても、IP網にGC接続を導入している例はありません。 <p>【ラインシェアリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の光アクセス回線上でラインシェアリングを行うということは、VLAN番号をサービス毎・事業者毎に括りつけて複数の事業者へ振り分けることと想定されますが、その場合、OSU上部やお客様宅内に、VLAN番号でサービス毎・事業者毎に振り分けを行うための新たな装置が 	
--	--	--

	<p>必要となり、OPS装置の開発も必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、OSU共用と同様に、事業者振り分け装置に優先制御を優先する機能が必要となるうえ、各社のIP網のパケットを一元的に管理(帯域管理、受付管理)する仕組みも必要となります。 ・ このように、OSU共用を導入する場合と同等、あるいはそれ以上の費用が必要となり、低廉なユーザサービス提供に支障をきたすことになることから、当社としてラインシェアリングを行う考えはありません。 <p>【波長重畳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PONの国際標準においては、通信や映像でそれぞれ使用可能な波長帯が規定されており、当社のNGNでは、現在、使用しているPONにおいて国際標準で決められた波長帯は全て使用していることから、他事業者が使用できる国際標準上の波長帯はありません。 ・ 今後、国際標準化されていない波長帯について、他事業者から波長重畳接続に関する具体的な接続要望をいただければ、PONにおける波長重畳に関する標準化動向も踏まえつつ、協議していく考えです。 <p>【分岐端末回線単位の接続】</p> <p>＜OSU共用について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OSUの共用は、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになるとともに、 <ol style="list-style-type: none"> ① 膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること ② 共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難であること ③ 新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること 	
--	---	--

	<p>④ 故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下することといった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。</p> <p><1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料の設定について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ユーザ単位の接続料の設定は 1 芯を専用しているにもかかわらず、 <ol style="list-style-type: none"> ① NTT東西の設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、 ② 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら自ら営業しているNTT東西以外の設備構築事業者と1ユーザ単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、 ③ サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、 ・ といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。 ・ なお、OSUの共用を希望する事業者は、当社がOSU共用を実施せずとも、当該事業者同士でコンソーシアムを結成してOSUを共用し、1芯分のコストを負担していただくことも可能だと考えます。 <p>【プラットフォーム機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。 ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供され 	
--	---	--

	<p>るのか、そのためには何が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その上で、その実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった視点で検討していくことが適切であると考えます。 ・ また、プラットフォーム機能については、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出していくにあたり、将来現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。 <p>■ 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成20年3月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス(收容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク殿から「具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていない」との意見が提示されておりますが、当社としては、具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなるため、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。 	
--	--	--

(NTT 西日本)

■ 固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル中心の時代と異なり、弊社のような自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者が多く存在しております。

このような状況においては、NTT東西殿の光ファイバ接続料やNGN機能のアンバンドルに係る接続料の水準は、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者の競争環境に、大きく影響します。

そのため、NTT東西殿における接続料設定にあたっては、NTT東西殿・接続事業者だけではなく、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者を含めた競争事業者間の公平性担保が、何より重要と考えます。

その点、「分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定」は、設備コストをNTT東西殿につけ回すことで、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者と接続事業者との間で、不公平な競争環境を生む等の問題がありますので、今後とも導入すべきではありません。

また、「分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定」と同様に、不公平な競争環境を生むことが強く懸念される「GC類似接続」「ラインシェアリング」等のNGN機能のアンバンドルについても、導入すべきではないと考えます。

そもそも、現行の仕組みのなかで、既にKDDI殿が全国展開できていること、希望する接続事業者同士でシェアすることが可能なこと等を踏まえると、更なる措置を講じる必要性自体が存在

	<p>しないと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>■ ソフトバンク殿のご意見に賛同いたします。 アクセス網及びコア網のマイグレーションが進展する状況で、光・NGNにおいては、メタル・PSTNにて培った競争環境の後退を抑止する観点、及びサービス競争の促進により利用者の自主的なマイグレーションを促進させる観点から競争環境の整備が必要不可欠であり、接続事業者から提案されている接続形態については、早急に実現に向けた検討を進めることが必要と考えます。</p> <p>また、現在提案されている接続形態を含めて、接続事業者が光・NGNにおけるボトルネック設備を利用した接続形態を提案する上では、NTT東西殿が設備構成・技術仕様等を開示して頂くことが必要不可欠であるため、これらを担保するルールの整備も併せて必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p>意見19 地中化エリアにおける光ファイバの部分的な開放についてのルールを早急に整備すべき。</p>	<p>再意見19</p>	<p>考え方19</p>
<p>■ 地中化エリアにおける光ファイバの開放について 地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。 本年4月に閣議決定された、内閣府の『規制・制度改革に係る方針』においても、今年度内に光</p>	<p>■ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のよう な点があると考えます。 ○柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ-内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。 ○引込線下部について、保守や設備管理が困難であること。</p>	<p>■ 光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものであり、NTT 東西においては光ファイバの利用率を上げるとともに、一定程度の光ファイバ設備を有する他事業者においては事業展開の柔軟性を高め、(競争事業者が上部区間の光ファイバを敷設・活用するという点で)設備競争を促進する効果が期待されるものである。 この点について検討が行われ、ブロードバンド</p>

<p>ファイバの部分開放に関するルールについて検討し、結論を得ると記述されているところであり、ユーザーの選択肢を確保する観点から、これらの地域でNTT東・西が敷設した光ファイバについて、「電柱(クロージャ)～管路～各戸」の部分開放についてのルールを早急に整備すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しておりますし、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能であると考えております。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。 ○引込線下部について、保守や設備管理が困難であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しておりますし、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能であると考えております。 <p>(NTT 西日本)</p>	<p>答申において、「メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、3月以来協議が十分に進んでいない状況にある。したがって、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」とされたところである。</p>
<p>意見20 設備構築情報の扱い、開通までの期間、アンバンドル機能の利用条件等の同等性に関するデータを検証基準としてあらかじめ規定すべき。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>
<p>■ NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性</p>	<p>■ KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p>	<p>■ 「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ(ICT</p>

確保について

機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。

(KDDI)

今回、KDDI殿が示された設備利用におけるリードタイムや情報の公平性の課題については、前回意見書にて当社が主張した「インプットの同等性」が確保出来ていない事例を示しているものと考えます。そのため、ボトルネック設備利用の同等性を確保する上では、事業法改正により措置が講じられたファイアーウォール構築の徹底に加えて、設備の利用条件の同等性を担保する運用ルールやその実施状況を検証する体制の整備が必要と考えます。

(イー・アクセス)

■ 当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、また、電気通信事業法にも定められているとおり、設備構築情報の提供や光ファイバ、ドライカップ、コロケーション等の利用条件・利用手続きについては、接続約款に規定し、利用部門と他事業者を同等に取り扱っております。

今後においても電気通信事業法の改正及び関連する省令等を踏まえ、公正競争の遵守を徹底していく考えです。

(NTT 東日本)

■ KDDI 殿の意見に賛同します。NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者の同等性確保については、2010 年 12 月公表の「タスクフォース「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」において、機能分離の実施によって行うことが決定されました。上記取りまとめにおいても謳われている、「ボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性」の確保を真に実現するためには、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の弊社共意見で述べたとおり※1、以

政策タスクフォース(平成 22 年 12 月 14 日)」において「アンバンドルされたボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要である。」と提言されたこと等を受け、これを実現することを目的の一つとして、電気通信事業法及び同法施行規則の改正が行われたところである。

当該改正においては、事業法第 33 条第 4 項第 3 号の規定により自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものではなく、かつ、同項第 4 号及び同条第 9 項の規定により他の電気通信事業者に対し等しく同等に適用されることとなる接続約款の規定等について、当該改正により一種指定設備を設置する電気通信事業者に新たに設置されることとなる設備部門とその他の部門との間における手続等もこれに準ずるものであるか否かを監視、検証することとし、上述の同等性を確保しようとするものである。

接続約款に規定されていない手続等については、電気通信事業法上、上述した規定の対象ではないことから、当該改正においては、記録、保存や検証の対象とはされていないものの、これらの手続等についても、可能な限り同等性が確保されることが望ましい。

これら接続約款に規定されていない個々の手続等について、今後、接続約款に規定すべきかどうかについては、これまでと同様に、公正競争確保の観点から適宜適切に判断されるべきものである。

下のプロセスに従って、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者における接続に関する手続き・条件等を同等にすることが必須であると考えます。

機能分離実行のプロセス



※1 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見

http://www.soumu.go.jp/main_content/000127748.pdf

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、また、電気通信事業法にも定められているとおり、設備構築情報の提供や光ファイバ、ドライカツパ、コロケーション等の利用条件・利用手続きについては、接続約款に規定し、利用部門と他事業者を同等に取り扱っております。

今後においても電気通信事業法の改正及び関連する省令等を踏まえ、公正競争の遵守を徹底していく考えです。

(NTT 西日本)

意見21 コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールを改善すべき。	再意見21	考え方21
<p>■ コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善について</p> <p>競争事業者が全国にエリアを拡大する際、コロケーション・中継ダークの空きがないとの理由により、エリア展開が不可能となるビル／区間が存在した場合、競争事業者のサービス展開に必要な設備の設置ができず、サービス提供が不可能になるため、数ヶ月連続して接続事業者が設備設置不可能な状況が発生しないよう、適正な需要予測に基づいて、自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべきと考えます。</p> <p>また、「D」ランクとなっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする仕組みの導入や、接続事業者の予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ コロケーションリソースや中継光ファイバの貸し出しについては、利用条件・利用手続き等を接続約款に規定して、利用部門と他事業者が同等に利用できる環境を整えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI殿のコロケーションリソースや中継光ファイバについて、「自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべき」とのご指摘については、当社利用部門は、電気通信事業の維持・運営に必要な最小限のリソースを利用しているところです。 ・ また、当社管理部門としては、リソースの有効活用に向け、適宜見直しを行う等、適切な取り組みを実施しているところであります。 <p>[取り組んできた事項]</p> <p><コロケーション></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)コロケーションリソースの保留期限の短縮 (2)リソースが逼迫しているビル(B～Cランクビル)における申込量の上限設定 (3)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り <p><中継光ファイバ></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)空きがない区間において代替手段のコンサルティングを行う手続き設定 (2)空きがない区間における既設WDM装置を用いた波長単位の提供 (3)接続事業者への不必要な芯線の開放の申し入れ (4)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り <ul style="list-style-type: none"> ・ 「「D」ランクとなっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする仕組みを導入すべき」とのご指摘については、仮にDランクビル/区間の 	<p>■ ブロードバンド答申において、「コロケーションスペースに空きがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置出来ない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。」「まずは、総務省において、NTT局舎のうちどの程度が長期間 D ランクのままとなっているか、どういった地域で D ランクの局舎が多いのかといった点について具体的に把握することが適当」「その上で、D ランクとされた局舎における NTT 東西の取組みも踏まえて、今後本格化する移行を円滑化する観点から現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当」「なお、その際、NTT 局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者の予見性を高める観点から、数ヶ月先の設備計画を NTT 東西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべき」とされたところである。</p> <p>■ 中継光ファイバについては、接続ルール答申において「他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM 装置の設置が最終的な手段として期待されるところである」とされているところ。</p> <p>接続事業者の予見性は引き続き高めるよう努</p>

	<p>増設の義務化を要望されているとのことであれば、現行の接続ルールでは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出しを行うルールとなっており、空きがない場合に他事業者からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていないものと認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべき」とのご指摘については、現在、当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバの増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっていることから、新たな仕組みの導入は不要と考えます。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ コロケーションリソースや中継光ファイバの貸し出しについては、利用条件・利用手続き等を接続約款に規定して、利用部門と他事業者が同等に利用できる環境を整えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI殿のコロケーションリソースや中継光ファイバについて、「自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべき」とのご指摘については、当社利用部門は、電気通信事業の維持・運営に必要な最小限のリソースを利用しているところです。 ・ また、当社管理部門としては、リソースの有効活用に向け、適宜見直しを行う等、適切な取り組みを実施しているところであります。 <p>[取り組んできた事項]</p> <p><コロケーション></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)コロケーションリソースの保留期限の短縮 (2)リソースが逼迫しているビル(B～Cランクビ 	<p>めることが望ましいものの、D ランク区間であったとしても WDM 装置が新たに設置された際には、NTT 東西の HP において無償で情報公開を行っていることから、現時点において、「向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入」すべきとまでは言えない。</p>
--	---	--

	<p>ル)における申込量の上限設定</p> <p>(3) 過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り</p> <p><中継光ファイバ></p> <p>(1) 空きがない区間において代替手段のコンサルティングを行う手続き設定</p> <p>(2) 空きがない区間における既設WDM装置を用いた波長単位の提供</p> <p>(3) 接続事業者への不必要な芯線の開放の申し入れ</p> <p>(4) 過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「「D」ランクとなっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする仕組みを導入すべき」とのご指摘については、仮にDランクビル／区間の増設の義務化を要望されているとのことであれば、現行の接続ルールでは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出しを行うルールとなっており、空きがない場合に他事業者からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていないものと認識しております。 ・ 「予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべき」とのご指摘については、現在、当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバの増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっていることから、新たな仕組みの導入は不要と考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>	
意見22 加入ダークファイバやシェアドアクセスに	再意見22	考え方22

<p>関し、開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置について、NTT東西の利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底すべき。</p>		
<p>■ 加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて競争事業者がNTT東・西の加入ダークファイバやシェアアクセスを利用してFTTHサービスを提供する際、NTT東・西の利用部門との間で開通までの期間に大きな差が生じるという事案が以前存在しました。</p> <p>開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底する必要があると考えます。そのためには、NTT東・西に自主的にルールを作らせた上で、リードタイムの実績を検証することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ ダークファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は当社利用部門や他事業者からの申込みに対して、納期回答(納期回答の内容は工事形態によって異なりますが、例えば、引込線以下の簡易な工事であれば、「6 暦日以降に工事予約が可能」と回答しております。)を実施し、その後、当社利用部門や他事業者はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約していることから、当社利用部門と他事業者の手続きやリードタイムについては同等となっております。 ・ 更なるリードタイムの短縮等については、引き続き、具体的な協議を事業者間で行っていく考えです。 ・ なお、ご指摘の件は、特定エリアで、お客様のお引越し等で申込みが多い時期(平成 22 年 2～5 月)に、KDDI殿から大量の申込みをいただいたため、申込みが通常月の約 2 倍となり、一時的に受付処理や工事に時間がかかったものですが、順次処理を行い、平成 22 年 6 月以降はそうした状況は解消しております。また、過去受付処理や工事に時間がかかった原因のなかには、以下のようなKDDI殿側に起因する問題がありました。 <p>① KDDI殿の申込内容に不備(住所不明・マンションへの申込み・KDDIサービス提供エリア外等)が多く(約 3 割)、通常手続きの前に当社が再度、申込内容のチェック・修正をせざ</p>	<p>■ 現時点においては、開通までのリードタイムについて NTT 東西の利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されていない状況は解消されているものと考えられ、当該状況について NTT 東西及び接続事業者の間で見解の相違が生じていないものと考えられる。</p> <p>しかし、今後においても接続事業者に起因しない事情により NTT 東西の利用部門と接続事業者との間における同等性が確保されない状況が発生しないよう、NTT 東西においては事業者間で協議等の取組を引き続き行っていくことが適当である。</p>

	<p>るを得ず、これに時間を要していたこと。</p> <p>② KDDI殿のお申込みの中には、同一のお客様に新設工事と廃止工事が伴うもの(約4割)があり、当社は1回の派遣工事で行う体制を用意しておりましたが、KDDI殿からの申込方法は2回派遣しなくてはならない申込み方法が多かったこと。</p> <p>これらの事象については、事業者間協議の中で、当社から申し入れを行い、KDDI殿にて取り組みを行った結果、改善が図られているものと認識しております。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ ダークファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しております。</p> <p>当社は当社利用部門や他事業者からの申込みに対して、納期回答を実施し、その後、当社利用部門や他事業者はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約していることから、当社利用部門と他事業者の手続きやリードタイムについては同等となっております。</p> <p>むしろ、結果としてのリードタイムについては、他事業者のお客様対応期間等に起因して差異が生じていると考えますが、仮に更なるリードタイムの短縮等具体的なご提案があれば、協議させていただきたいと考えます。</p> <p>なお、KDDI殿が指摘されているような、当社利用部門と他事業者との間で、開通までの期間に大きな差が生じている事象は発生していないと認識しております。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
意見23 サービス利用開始までの期間の短縮等を	再意見23	考え方23

<p>実現するため、NTT 西日本においても無派遣工事メニューを早期に導入すべき。</p>		
<p>■ NTT西日本における無派遣工事メニューの設定について 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本における宅内工事を行わないメニューを、NTT西日本も早期に導入すべきと考えます。 これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ KDDI 殿の意見に賛同します。屋内配線と光コンセントが設置されている戸建て住宅については、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT 西日本殿においても、NTT 東日本殿における宅内工事を行わないメニューを早期に導入し、ユーザの利便性を図るべきと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■【無派遣工事メニューの設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニューについては、当社として引き続き検討を進めているところであり、要望事業者であるKDDI殿と無派遣メニューの円滑な実現に向けて、具体的な課題と解決方法について協議を実施しています。 (NTT 西日本)	<p>■ NTT 東日本において導入されている宅内工事を行わない光屋内配線工事については、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT西日本においても、速やかに当該運用が可能となるよう、引き続き関係事業者間で具体的な課題等について協議を行うことが適当である。</p>
<p>意見24 IP 電話への番号ポータビリティについて、同一番号区画内を同一番号で移転できるようにすべき。</p>	<p>再意見24</p>	<p>考え方24</p>
<p>■ 番号ポータビリティの運用の見直しについて 現行のNTT東・西の加入電話については、番号ポータビリティ制度によって、同一番号のまま、NTT東・西や競争事業者が提供するIP電話等に移行することが可能となっています。 しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲については、NTT東・西が定める運用ルール(「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」)において「一般番号ポータビリティ対象番号は、NTT地域会社の加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は</p>	<p>■ KDDI 殿の意見に賛同します。0ABJ-IP 電話は、NTT 東西殿の收容局による制約が必然でないにも関わらず、番号ポータビリティに関する運用ルールにおいて、同一番号移転範囲が收容局単位に限定され、そのことで、ユーザ利便性を少なからず損なっているものと考えます。 收容局の制約を受けないようにすることは技術的には極めて容易であると考えられることから、NTT東西殿は早期に運用ルールの見直しを行うべきと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 番号ポータビリティの運用の見直しについては、ブロードバンド答申において、「固定電話の電話番号が有する地理的識別性に配慮しつつ、PSTN から IP 電話への移行を促進し、利用者利便の向上を図るため、可能な限り早期に、NTT東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在の收容局単位の運用から、例えば番号区画単位まで拡げるなど、ロケーションポータビリティの拡大が求められる」とされているところ。 PSTNからIP網への移行に対応したロケーションポータビリティの実現に向けて、事業者間協議の場等も活用し、検討が行われることが適当で</p>

同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT東・西收容局の範囲内に限定されている状況です。

一方で、ユーザー視点から見るとNTT東・西收容局の範囲を跨って引越す場合でも同じOAB～J番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケースがあります。また、IP電話ではNTT東・西の收容局による制約を受けないようにすることは、技術的には極めて容易と考えられます。

従って、現在の制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。(例：東京23区内で引越す機会に加入電話からひかり電話等のIP電話へ切り替える動機が生まれる。)

この点を踏まえ、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに直すべきです。

(KDDI)

■ 現在、番号ポータビリティは、当社の加入電話から他事業者への片方向のポータビリティしか実現していないため、当社の加入電話に戻る際に同一番号を利用できるよう、当該電話番号を管理するGC交換機配下の收容区域内の移転に限定することで、事業者間で合意し、運用しています。

・ ひかり電話のネイティブ番号についても、技術的には同一SIPサーバに收容されている範囲内の移転であれば同一番号での移転は可能ですが、上述の合意に基づき、加入電話の場合と同様、同一の收容区域内での移転に制限しているところです。

・ 当社加入電話やひかり電話、あるいは他社OAB～J電話といった同じOAB～J番号を利用するサービスでありながら、サービスによって同一番号で移転できるエリアが異なることは、お客様にとってわかりづらいものであることに加え、同じ番号を加入電話で利用する場合には收容区域内の移転に限定され、他社OAB～J電話で利用する場合には收容区域を超えて移転できるということは、お客様の理解が得られ難いこと、また、收容区域外に移転されたお客様が他事業者から当社加入電話に戻る際には同一番号での利用ができないことはお客様にご迷惑をおかけすること、こうしたことを解決するためにはGC交換機等の改修が必要となること等、現状の仕組みにおいて、ご指摘の件を実現するためには多くの課題があります。

・ こうした課題については、全体でまとめて解決されるべきものであることから、ご指摘の件も含め、今後、IP網同士の直接接続の実現にあわせて、双方向の番号ポータビリティを導入する際に、まとめて検討を行う考えです。

ある。

	<p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 現在、番号ポータビリティは、当社の加入電話から他事業者への片方向のポータビリティしか実現していないため、当社の加入電話に戻る際に同一番号を利用できるよう、当該電話番号を管理するGC交換機配下の収容区域内の移転に限定することで、事業者間で合意し、運用しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひかり電話のネイティブ番号についても、技術的には同一SIPサーバに収容されている範囲内の移転であれば同一番号での移転は可能ですが、上述の合意に基づき、加入電話の場合と同様、同一の収容区域内での移転で運用しているところです。 ・ 当社加入電話やひかり電話、あるいは他社OAB～J電話といった同じOAB～J番号を利用するサービスでありながら、サービスによって同一番号で移転できるエリアが異なることは、お客様にとってわかりづらいものであることに加え、同じ番号を加入電話で利用する場合には収容区域内の移転に限定され、他社OAB～J電話で利用する場合には収容区域を超えて移転できるということは、お客様の理解が得られ難いこと、また、収容区域外に移転されたお客様が他事業者から当社加入電話に戻る際には同一番号での利用ができないことはお客様にご迷惑をおかけすること、こうしたことを解決するためにはGC交換機等の改修が必要となること等、現状の仕組みにおいて、ご指摘の件を実現するためには多くの課題があります。 ・ こうした課題については、全体でまとめて解決されるべきものであり、今後、IP網同士の直接接続の実現にあわせて、新たな番号ポータビリティの方式・運用等の検討が必要になると考え 	
--	--	--

	<p>られることから、ご指摘の件を含め、今後の事業者間の意識あわせの場などで、まとめて検討すべきと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
意見25 光配線区域情報の開示や光配線区域の設定について適切な運用ルールを定めるべき。	再意見25	考え方25
<p>■ 光配線区域情報の透明性担保と運用ルールについて</p> <p>光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっていますが、タイムリーに最新の情報が入手できない状況です(現状は3~4ヶ月かかる状況)。</p> <p>また、配線区域内の世帯数が過少なケースがあるため、競争事業者が効率的にユーザーを集められず、事実上の参入障壁となっていることに加え、光配線区域情報の同一区域内での局外スプリッタ増設による無駄な「光主端末回線」設置が発生し、競争事業者の採算性に多大な影響を与えているケースが存在します。そのため、以下のような運用ルールを設定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の光配線区域情報の事前開示 全国分の光配線区域情報について、WEB等でリアルタイムに最新の情報を開示すべき。 ・ 適切な配線区域内世帯数の確保 最低限、NTT東・西が目安としている区域内世帯数(NTT東:約50世帯、NTT西:約40世帯)を担保した上で、競争が成立する光配線区域内世帯数を検証して統合等により適正世帯数に拡大すべき。 ・ 局外スプリッタ増設基準の明確化 同一配線区域内での増設は原則的に8分岐が全て埋まった後とすべき。 <p>(KDDI)</p>	<p>■【光配線区域情報の開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光配線区域情報については、本年3月29日の加入光ファイバの接続料の答申を受け、要望事業者と協議を行い、具体的な要望を踏まえながら、光配線区域情報の提供に係る円滑化および透明性向上に向けて取り組んでいるところです。 ・ 具体的には、実施方法の見直し等を行い納期の短縮化を進めるとともに、全国の光配線区域情報のWEB等での事前開示については、開示方法や費用負担等について要望事業者と協議を行いながら検討を進めていきたいと考えております。 <p>【光配線区域内の世帯数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光配線区域は、地理的条件や線路敷設基盤の構築状況等を考慮し、加入光ファイバ設備の構築および保守運用が最も効率的となるように当社管理部門が設定するもので、全ての光配線区域について、必ずしも50世帯(西:40世帯)を下回らないことが担保されるものではありません。 ・ また、当社加入者光ファイバを用い、事業者が独自に設定した光配線区域に合わせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自社で実施いただくことで、当社の光配線区域に縛られず、設備を構築されることも実現可能であると考えます。 <p>【局外スプリッタ増設基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社では、1つの光配線区域に1つのスプリッタを設置し、8加入を超えて収容する場合に2目のスプリッタを設置するよう運用しています。 	<p>■ 光配線区域情報の開示については、平成23年度以降の加入光ファイバ接続料に係る総務大臣による認可の際に、NTT東西に対し、「光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取組を行うこと」が条件として付されている。</p> <p>これを踏まえ、ブロードバンド答申においては、「エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要」とされたところである。</p> <p>具体的な開示方法等については、事業者間での協議を踏まえ、検討を行うことが適当である。</p> <p>■ 光配線区域内の世帯数については、ブロードバンド答申において、「公正競争環境を一層整備する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要」とされたところである。</p> <p>この点については、情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定の是非と合わせ検討が行われていることから、当該検討結果を踏まえ、必要な見直しを行うことが適当である。</p>

	<p>(NTT 東日本)</p> <p>■【光配線区域情報の開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 光配線区域情報については、本年3月29日の加入光ファイバの接続料の答申を受け、要望事業者と協議を行い、具体的な要望を踏まえながら、配線区域情報の提供に係る円滑化および透明性向上に向けて取り組んでいるところです。 <p>具体的には、KDDI殿よりご要望いただいた全国の光配線区域情報のWEB等での事前開示について、開示方法や費用負担等について協議を行いながら検討を進めていきたいと考えております。納期については、現在、概ね1ヶ月から2ヶ月程度で回答しております。</p> <p>【光配線区域内の世帯数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 光配線区域は、地理的条件や線路敷設基盤の構築状況等を考慮し、加入光ファイバ設備の構築および保守運用が最も効率的となるように当社管理部門が設定するもので、全ての光配線区域について、必ずしも40世帯を下回らないことが担保されるものではありません。 また、当社加入者光ファイバを用い、事業者が独自に設定した光配線ブロックに合わせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自社で実施いただくことで、当社の光配線ブロックに縛られず、設備を構築されることも実現可能であると考えます。 <p>【局外スプリッタ増設基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社では、1つの光配線区域に1つのスプリッタを設置し、8加入を超えて収容する場合に2つ目のスプリッタを設置するよう運用しています。 <p>(NTT 西日本)</p>	
--	--	--

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証
 ア 指定要件に関する検証

意見	再意見	考え方
意見26 全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備の規制の対象とすべき。	再意見26	考え方26
<p>■ 【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <p>国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</p> <p>【「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の運用について】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(H21.10.16)を踏まえ作成・公表された「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところです。</p> <p>しかしながら、自主的な取組みに委ねた結果、約2,600万もの契約数を抱え社会的影響力の大きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされた</p>	<p>■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。</p> <p>モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。</p> <p>一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 全ての携帯電話事業者を指定の対象とすること</p>	<p>■ 二種指定設備制度の対象については、ブロードバンド答申において、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当」との結論を得たことから、これを踏まえた検討を行うことが適当である。</p> <p>■ 二種指定設備制度の規制の見直しに係る再意見については、我が国の制度の体系、モバイル市場をめぐる環境等を踏まえ、諸外国における制度も参考としつつ、適時適切に見直しが行われることが適当である。</p>

ものの、むしろ他の携帯電話事業者の設定する接続料との料金格差は拡大(2009年度:NTTドコモ殿の1.3倍→2010年度:NTTドコモ殿の1.5倍)しており、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めておりますが、全く応じていただけない状況にあります。

「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差の拡大が現に生じており、また、上述の通り、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できない現状を鑑み、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用し、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

■【第二種指定電気通信設備規制の対象】

携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっており、1世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。

そのような市場環境の中で、2010年3月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情

は適切ではないと考えます。

NTT東西殿が主張する全ての携帯電話事業者を二種指定設備制度の対象とした場合、市場への参入時期も加入者基盤も異なる事業者に対し、一律に同内容の規制を課すことになり、これに伴い、既存事業者の先行者利益を拡大させること、更には、新規参入事業者や新興事業者に過度の規制コストを負担させることを招くことが想定され、公正な競争環境の後退が懸念されます。

なお、前述の通り、現行の二種指定設備制度について、MNO間の公正競争を担保する規制として実効的に機能するよう見直す必要があるため、市場支配力を端末シェアのみではなく総合的に評価した上で、市場支配力に応じた実効的な規制を課す等の措置が必要と考えます。

(イー・アクセス)

■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。

ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。

一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。

(KDDI)

<p>れたところ です。</p> <p>しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、2010 年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。</p> <p>こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています。が、全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>■ 第二種指定電気通信設備制度は、禁止行為規制の適用を受ける事業者に対する実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能しておらず、非対称規制の実行性を確保するためにも、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指定する閾値及びその規制内容について見直しを図るべきと考えます。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場支配力の存在をより適正に特定出来るよう、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用すべきと考えます。また、禁止行為規制の内容についても、多くの事業者が指摘する NTT グループとしての市場支配力の行使を抑止する内容に見直しを図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見27 上位3社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備規制の対象にすべき。また、MVNO による競争が重要であり、第二種指定電気通信設備制度の規制を、第一種指定電気通信設備制度の規制並に強化することを検討すべき。</p>	<p>再意見27</p>	<p>考え方27</p>
<p>■①規制対象の拡大</p> <p>現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持しております。</p> <p>また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつあります。</p> <p>《事例》</p>	<p>■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。</p> <p>モバイル市場においては、非指定事業者の不透明</p>	<p>■ 二種指定設備制度の対象については、考え方26に同じ。</p> <p>■ 二種指定設備制度の規制の強化については、有限希少な周波数を利用するモバイル市場において、市場の活性化のためには、周波数の割当てを受けない MVNO の参入を促進し、公正競争を確保することは重要と考えられる。しかしながら、接続ルール答申で示されているとおり、二種指定事業者</p>

- ・自グループ内の携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化
- ・自グループ内の利用料金の一括請求化
- ・携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売

そもそも、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えます。

そのため、少なくとも、上位3社のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備制度(接続規制・行為規制等)の対象とすることについて検討が必要と考えます。

②接続規制の強化等

有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、MVNOによる競争が重要であります。

しかしながら、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、まず次の事項等について、取組んで頂くことが必要と考えます。

- ◇ 接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等)
- ◇ 接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示
- ◇ SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化

また、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、第二種指定電気通信設備制度では、接続約款が届出制であること、スタックテストの制度がないこと、制度運用がガイドライン中心であること等、第一種指定電気通信設備制度と比較する

明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。

一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。

■ 当社は、「SIM ロック解除に関するガイドライン」(2010年6月公表)を遵守し、2011年4月以降に新たに販売した全機種にSIMロック解除機能を搭載しております。

一方、SIMロック解除に関しては、ごく一部の機種しか対応しない事業者が存在するなど、携帯事業者間の取組み格差が顕在化しており、公正競争やユーザ利便性への支障が懸念されることから、今後の動向について注視すべきと考えます。

(NTTドコモ)

■ ケイ・オプティコム殿のご指摘の通り、MVNOの参入促進が、電気通信市場の活性化のために重要ですが、そのためには、MNO間で公正かつ有効な競争が促進されていることが必要であると考えま

には、一種指定設備を設置する設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)のような設備のボトルネック性が存在しない中で、二種指定事業者以外の事業者との間で設備競争・サービス競争を行っている状況にあり、二種指定事業者による迅速・機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築への影響に鑑みれば、接続約款の認可制等の一種指定設備制度並の規制を採用することは、現時点では必要不可欠とは考えられない。

と、透明性・検証可能性に欠ける部分が多いため、第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入することについても、検討が必要と考えます。
(ケイ・オプティコム)

す。
MNO間で有効な競争環境が確保されず競争が停滞した場合、MNOのコスト削減インセンティブが働かないことによる接続料の高止まりや、ネットワークサービスのイノベーションが進まないといったことが、MVNOの競争力低下につながる懸念があるところではあります。

従って、モバイル市場におけるMNO間の競争を有効に機能させることが重要であり、前述した通り、市場支配力を持つ事業者の市場支配力を総合的に評価し、そのうえで評価に応じた段階的な規制を適用する等の措置を検討すべきと考えます。

(イー・アクセス)

■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。

ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。

一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。

(KDDI)

■ 第二種指定電気通信設備制度は、禁止行為規制の適用を受ける事業者に対する実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガ

	<p>イドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能しておらず、非対称規制の実行性を確保するためにも、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指定する閾値及びその規制内容について見直しを図るべきと考えます。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場支配力の存在をより適正に特定出来るよう、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用すべきと考えます。また、禁止行為規制の内容についても、多くの事業者が指摘する NTT グループとしての市場支配力の行使を抑止する内容に見直しを図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見28 二種指定事業者に対して、過去の接続料原価に算入されていた過剰な営業費を控除させ、適正な接続料を再設定させた上で、再精算を実施させるべき。二種指定事業者を指定する閾値について、EU における市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%~50%を閾値とするよう見直すべき。</p>	<p>再意見28</p>	<p>考え方28</p>
<p>■ 現在、第二種指定電気通信設備制度は、実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能していません。その最たる例が、接続料の届出制という接続規制が存在しながらも、長期に渡り継続されていた第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」という。)における接続料原価への過剰な営業費の算入の問題です。従って、当該制度においては、規制内容のより一層の厳格化が図られるべき</p>	<p>■ 相互接続料に営業費を含めるか否かについては、まず、2008 年 4 月公表の「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」によって、端末販売奨励金を 2009 年度接続料の算定から除外すること、更に、2010 年 3 月公表の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」によって、2010 年度接続料から通信販売奨励金、広告宣伝費を含めた営業費を原則除外することとされたものですが、当社は、これらガイドラインに従い、肅々と除外すべき営業費</p>	<p>■ 営業費の接続料原価への算入については、接続ルール答申において示されているとおり、市場が発展段階にある場合に、ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないが、現在のモバイル市場の状況等を踏まえると、二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でないと考えられる。</p> <p>なお、このような考え方を踏まえ、平成 22 年 3 月に二種指定ガイドラインを策定し、同ガイドライン上</p>

であり、接続規制に関しては、接続料の認可制への移行や意見募集の実施等を義務付けることが必要と考えます。加えて、過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべきです。なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。
(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

を除外して接続料を算定してきたところです。また、過去の接続料への営業費算入については、総務省によって 2009 年 10 月に「これまでモバイル市場は、毎年度、契約数が数百万件の規模で増加し、急速に市場が拡大・膨張した時期に該当しており、このような市場が段階的にある場合に、ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないと考えられる。」(総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールのあり方について(答申)」)と総括されているとおりです。

以上から、ソフトバンクモバイル殿の「過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべき。」との主張は、何ら根拠がないものであり、不当であると考えます。

■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性の見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。

モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規

で「営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきでない」としている。

■ 二種指定設備制度の対象については、考え方26に同じ。

制を適用すべきと考えます。

一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。

(NTTドコモ)

■ 固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能ですが、モバイル市場は、少数の周波数割当て事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制があつて然るべきと考えます。

なかでも、次の点等を踏まえ、少なくとも上位3社のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備制度(接続規制・行為規制等)の対象とすることについて検討が必要と考えます。

- ・ モバイル市場への参入に不可欠で、国民の共有財産である有限希少な周波数について、モバイル事業者上位3社が、ほぼ独占している
- ・ モバイル事業者上位3社の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している
- ・ 資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信市場に影響力を拡大している

	<p>加えて、有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場の活性化において重要なMVNOの振興の観点、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」による情報通信市場全体に対するグループドミナンスの排除の観点から、次のような接続規制・行為規制それぞれの強化についても、検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入すること ・ モバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じること <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。</p> <p>ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。</p> <p>一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大</p>	
--	--	--

規模な市場となっており、1世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。

そのような市場環境の中で、平成22年3月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。

しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、平成22年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。

こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています。が、全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。

(NTT 東日本)

■ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指

	<p>定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見29 第二種指定電気通信設備制度を、市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築すべき。</p>	<p>再意見29</p>	<p>考え方29</p>
<p>■ ② 第二種指定電気通信設備制度におけるドミナント規制の実効性確保の在り方</p> <p>第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)は、新規参入及び新興事業者と既存事業者のイコールフットイングを確保することでMNO間の競争も促進させる観点から実効的に機能するように、市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築することが必要と考えます。</p> <p>■ 二種指定設備制度の見直しの必要性</p> <p>二種指定設備制度については、モバイルブロードバンドの普及・高速化が加速することを鑑み、改めて公正競争促進の観点から有効に機能しているか、検証が必要と考えます。</p> <p>そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と考えます。</p> <p>具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強</p>	<p>■ 第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)については、非対称規制としての実効性を高めるための抜本的な見直しが必要と考えます。接続料規制においては、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等の導入により一定の成果が得られているものの、当該ガイドラインにより非指定事業者までもが実質的に規制対象となっている状況は、市場への参入時期も加入者基盤も異なる事業者に対し同水準の規制を課す結果となり、新規参入事業者や新興事業者に過度の規制コストを負担させることを招くことも想定され、却って先行大手事業者に対してより優位に機能することが懸念されるため、現状の非対称規制としての制度趣旨とは大きく異なるものと考えます。</p> <p>したがって、二種指定設備制度は、現在の端末シェア等による閾値による接続規制だけではなく、事業者の市場支配力を総合的に評価し、評価に応じた実効的な規制を課すことが必要と考えます。</p> <p>具体的な見直し案としては、前回当社意見書にて主張した通り、『保有する周波数の質・量』『端末</p>	<p>■ 二種指定設備制度を市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制にすべきとの意見については、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であって、市場支配力に着目した制度とは規制根拠及び目的が異なる。なお、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を予防する観点から禁止行為規制が課されており、当該規制を適用する事業者を指定するに当たっては、収益シェア以外の要素も総合的に勘案されている。</p>

<p>度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に 応じて検証を行い、『MNO間の接続も含めたアン バンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認 可/届出/接続会計等)』を組み合わせることで段階的に 規制を適用するなどが考えられます。 (イー・アクセス)</p>	<p>の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市 場支配力に基づくドミナンス性に 応じて対象を指定し、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせることで段階的に規制を適用することを提案します。 (イー・アクセス)</p> <p>■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。</p> <p>モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。</p> <p>一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直し</p>
---	---

	<p>必要と考えます。 (NTTドコモ)</p> <p>■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。</p> <p>ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。</p> <p>一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 先般の当社意見で述べたとおり、携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっており、1世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。</p> <p>そのような市場環境の中で、平成22年3月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。</p>	
--	--	--

しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、平成 22 年年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。

こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています。が、全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。

(NTT 東日本)

■ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。

	(NTT 西日本)	
--	-----------	--

(3) 禁止行為に関する検証

3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見30 公正競争環境確保のため、少なくとも上位3社のモバイル事業者を対象に、自社グループ内の固定通信事業者と他の固定通信事業者との同等性の確保を義務づけるべき。</p>	<p>再意見30</p>	<p>考え方30</p>
<p>■ ③禁止行為規制の強化等 前述のとおり、固定通信の各市場を凌ぐ顧客規模を持つモバイル事業者を有する企業グループが、その顧客基盤等をもとに、情報通信市場全体に影響力を拡大しつつあります。 そのため、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることについて検討が必要と考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。 ・ モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールへの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。 ・ 一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接</p>	<p>■ 禁止行為規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発展に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを防止する観点から規定されており、現在、二種指定事業者のうち、市場シェアが 25%を超える電気通信事業者について収益シェアの推移その他の事情を勘案し指定することとしている。この点、現行の EU の SMP ガイドラインにおいては、市場シェアが 25%程度であれば、支配的地位を享受しているとは言えず、また指定の際は収益シェアの推移その他の事情も勘案して判断されるものであり、収益シェアの閾値はその判断を行う対象となる事業者を選別するために前置される条件に過ぎないことから、ブロードバンド答申においても収益シェアの閾値を見直す必要性は乏しいとされているところであり、現時点において、規制適用対象の見直しを行うことについては、必ずしも必要とはいえないと考えられる。</p>

	<p>続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。</p> <p>(NTTドコモ・再掲)</p>	
意見31 NTTドコモに対する禁止行為規制の適用は、現行の事前規制のまま維持すべきである。	再意見31	考え方31
<p>■ ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会事業者ヒアリング(2011年6月実施)における当社資料のとおり、NTTドコモは5割近いシェアを有し、移動体市場で圧倒的なドミナント事業者であることに加え、NTTグループ全体で市場支配力を持っていることから行為規制は現行通り維持すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 二種指定設備制度における禁止行為規制の必要性</p> <p>現行の禁止行為規制の内容は、『接続情報の目的外利用の禁止』『特定事業者への不当な優先的取扱いの禁止』『設備製造事業者への不当な規律・干渉の禁止』となっており、いずれも市場支配力を有する事業者に対する規制としては過重なものではないと考えます。</p> <p>むしろ、電気通信事業分野における競争状況の分析2010(案)の評価では引き続きNTTドコモ殿においては市場支配力を行使する地位にあるとされており、二種指定設備制度などにより「行使」には至らないという分析結果(※5)からも禁止行為規制を維持することには合理的な根拠があるものと考えます。</p> <p>なお、3Gサービスから今後のLTE等の本格的普及による高速化やモバイルブロードバンドといった新たなモバイル市場において公正競争環境を整備</p>	<p>■ 諸外国においては、MNO が MVNO と提携したり、他の事業者ネットワークを卸提供することで戦略的にビジネスを展開する等の事例が多数存在する一方、日本においては、当社がある電気通信事業者と提携を行えば、「差別的取扱いの禁止」規制により、サービス展開が柔軟に行えず、国際競争力への支障、更にはユーザ利便性が損なわれる懸念があることから、当社への禁止行為規制の適用を廃止し、業務改善命令による事後規制化を図るべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、禁止行為規制は事前規制として、事後規制としての業務改善命令とは、事業法の中で、いわば「二重規制」となっていると捉えられ、仮に当社への禁止行為規制の適用を廃止した場合であっても、業務改善命令により事後的に対処することは十分可能であると考えます。 なお、市場支配力については、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいう」との定義※に照らして判断すべきであると考えているところですが、当社がシェアを失うことなく、価格を高止まりさせたり、品質を悪化させたりすることが可能といった、「市場を支配することができる状態」とは到底言い難い状況であり、携帯電話の小売市場においては、明らかに市場支配力を有するとさ 	<p>■ NTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、現時点の NTTドコモの市場シェア等を考慮すれば、その反競争的行為を禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要であることから、引き続き維持していくことが適当である。</p> <p>また、禁止行為規制の内容については、公正競争環境を確保する観点から特に必要な禁止事項として一定の反競争的行為を類型化して定めたものであり、現時点でこれを見直す必要はないと考えられる。他方、ブロードバンド答申にあるとおり、我が国のモバイル市場において、禁止行為規制が電気通信事業者の事業提携・事業展開や技術開発等を必要以上に制限することにより、結果として国際競争力やユーザ利便を損なうことを防止する観点から、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行うことが必要である。この点、規制の適用に当たり過剰な萎縮効果が働くことがないよう、運用の一層の透明化を図られる余地がないかという観点から検討することが求められており、総務省は、総務省と公正取引委員会の共同ガイドラインである「電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争促進に関する指針」(以下「共同ガイドライン」という。)の見直しに向けた検討を行うこととする。</p> <p>なお、平成24年度の包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、指定電気通信設備制度全体の見直しを検討す</p>

<p>する観点では、「交渉上の優位性を有する者」に対する規制から、「市場支配力を有する者」を規制対象とする二種指定設備制度への見直しが必要と考えます。</p> <p>また、NTTドコモ殿への禁止行為の適用については、NTT持株会社下での一体的な経営にも留意する必要があるため、禁止行為規制は、事前規制として引き続き必要であると考えます。</p> <p>(※5)2011年7月 電気通信事業分野における競争状況の評価2010(案)Ⅱ 移動体通信領域 第2章 第2節</p> <p>1. 単独の事業者による市場支配力</p> <p>(1) 市場支配力の存在</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、移動体通信サービス市場においては、NTTドコモが単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① 移動体通信サービス市場におけるNTTドコモの契約数シェアは11年3月末で47.1%(対前年比1.1ポイント減)となっており、減少傾向にあるものの依然として5割近くを占め、他の競争事業者のシェア(KDDI26.8%、ソフトバンクモバイル20.6%)との格差は大きく、引き続き大きな存在となっていると認められる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、現行の規制や市場の環境下においては、NTTドコモが単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>① NTTドコモには、電気通信事業法の第二種指定電気通信設備制度に基づく接続約款の届出や不当な差別的取扱の禁止等の行為規制等の規制が適用されている。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>れる事業者は存在しないとすることが適当であると考えます。</p> <p>※東京高判平成21年5月29日、平成19年(行ケ)第13号・NTT東日本FTTH私的独占事件。「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(平成21年12月)」においても同様の定義。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 二種指定設備制度については、前述の通り、MN〇間の公正競争を確保する規制として実効的に機能するよう抜本的な見直しが必要であり、禁止行為規制についても市場支配力を現行の収益シェアによる閾値のみではなく「周波数」や「端末購買力」、「垂直統合モデルの強度」等から総合的に評価し、ネットワークの開放や行為規制、接続関連規制といった枠組みにて、評価に応じた段階的な規制を適用する等の措置を検討すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>ることが必要であり、その際には現行の禁止行為規制の適否についても判断を行うこととする。</p> <p>■ 二種指定設備制度の見直しが必要とする御意見については、一定のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する趣旨で設けられた規制であり、市場支配力の濫用を防ぐことを目的とされたものではないことから、引き続き維持していくことが適当である。</p> <p>また、禁止行為規制において、収益シェア以外の要素を含んだ総合的な判断を行うべきとの御意見については、現行の「電気通信事業法第37条の2第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける第一種電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(以下「禁止行為規制等規定適用事業者指定ガイドライン」という。)においても、対象事業者の指定に当たり、中長期的な視点に立った上で、総合的な事業能力に配慮しつつ、多角的な観点から市場支配力について評価を下しているところであり、今後、同ガイドラインの規定の整理・合理化を行う際も、上記の基本的な考え方を維持することとする。</p>
---	---	--

(3) 禁止行為に関する検証

3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見32 接続関連情報の目的外利用を防止する措置を実質的に担保できる体制構築が必要であり、総務省による厳格な検討等が必要である。また、機能分離の有効性について、第三者による検証スキームを確立すること等により、その有効性を検証していくことが必要である。</p> <p>また、県域等子会社を禁止行為規制の適用対象に含めることが必要である。</p>	<p>再意見32</p>	<p>考え方32</p>
<p>■ NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p> <p>接続事業者は、NTT東・西が保有するポトルネットワーク設備に接続してサービス展開を図っています。一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の流用のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性は否定しえません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 1. 接続に関して知りえた情報の目的外利用 (2)FTTH 販売等に係る接続関連情報の目的外利</p>	<p>■ 機能分離の実効性を検証するための第三者機関必要とする各社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>今回の事業法改正による機能分離の措置はファイアーウォールの徹底に一定程度の効果があることが期待されるものの、2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」は、従前、NTT東西殿が本制度の意見書等でファイアーウォールの構築状況に問題が無い旨を主張していながら発生したことを鑑みれば、各社殿が指摘する通り、その実施状況の報告をNTT東西殿の監視部門に任せるのみでは十分とは言えず、第三者機関による厳格な調査・検証により客観性を担保する必要があると考えます。</p> <p>なお、英国のBTにおけるEAB(Equality of Access Board:BTから独立した監査機関)等を、厳格で中立性のある監視体制の検討を行う上でのベストプラクティスとすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿の意見に賛同します。2009年に発覚したNTT西日本殿における接続</p>	<p>■ 2010年12月の基本方針に基づき、総務省は一種指定事業者の機能分離、及び一種指定事業者に対する業務委託先子会社等への適切な監督の義務付け等を含む電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案を策定し、国会に提出した。本年5月に同法案が成立し、11月30日より施行されている。</p> <p>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)においては、接続関連情報の取扱い及び接続約款等の規定による手続等を実施する設備部門を設置するとともに、接続関連情報の適正な取扱いや手続等の同等性を担保する観点から、設備部門から独立した監視部門を設置することを規定している。</p> <p>また、監視部門による監視の結果及びその結果を受けて一種指定事業者が講じた措置等は毎年総務省に報告され、当該報告について虚偽の報告をした場合には電気通信事業法の規定により罰則が課される。さらに、総務省は当該報告内容を基本的には公表するとともに当該報告につい</p>

<p>用</p> <p>2009年11月18日にNTT西日本殿における接続情報の目的外利用という事件が発覚したことを受け、NTT東西殿による再発防止策の実施及び総務省殿への定期報告がなされてきました。これらと並行し、弊社共接続事業者はNTT東西殿に対し、利害関係者である接続事業者へも十分な説明を行うよう再三要望を行いました。経営情報であることを理由にいまだに説明されない事項が多くあり、類似の事故が再発しないという確証を得られていない状況にあります。ついては、総務省殿から、NTT東西殿が接続事業者に対して十分に納得のいく説明を行うよう、さらに踏み込んだ指導を行なって頂きたいと考えます。</p> <p>また、年内に施行される改正電気通信事業法等に基づく機能分離の実施により、これまで以上に設備管理部門と設備利用部門との間のファイアウォール強化がなされることとなりますが、この設備管理部門の分離の明確化にあわせて、NTT東西殿と接続事業者間の各種契約書等についても、全て見直しを行う必要があると考えます。具体的には、各種契約書等に記載されているNTT東西殿の窓口が機能分離後のいずれの部門に該当するのかを全て明記し、接続関連情報の目的外利用の防止及び設備利用部門と接続事業者の同等性確保を実現する必要があると考えます。総務省殿においては、各種契約書等の整備が円滑に行われるようNTT東西殿に対し、予め何らかの指導を行って頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、機能分離の有効性の検証については、NTT東西殿の中に監視機能を設けるだけでは不十分なことは明らかであり、総務省殿は第三者による透明性のある検証スキームの確立も推進すべきと考えます。</p> <p><本意見に関連する経緯></p>	<p>情報の目的外利用のような違法行為を再発させないためには、年内に施行される改正電気通信事業法等に規定されている接続関連情報の管理徹底等では不十分であり、管理が徹底できなかった場合の厳しい対処措置についても盛り込む必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 当社は、他事業者情報を不適切に取り扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築する観点から、実施計画(平成22年3月2日)を策定し、この実施計画(「実施計画に基づいて実施した主な取り組み」について次ページ参照)の内容に沿って、引き続き情報セキュリティ強化の取組みを着実に実行しているところです。</p> <p>また、今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても、引き続きこれを遵守し、公正競争の確保について適切に対処していく考えです。</p> <p>・ 「説明されていない事項が多く存在する」とありますが、各事業者様への説明会やご質問に対する回答を複数回実施する等、真摯に説明を行ってきたところであります。</p> <p>・ 「各種契約書等の見直しを行う必要がある」とありますが、改正電気通信事業法の施行に合わせて点検を行い、改正法令の趣旨に則って適切に対応する考えです。</p> <p>・ 「第三者による透明性のある検証スキームの確立を推進すべき」とありますが、改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務省に報告することとされていることから、客観性は十分</p>	<p>て厳格な検証を行う考えであることから、これらの措置により、監視の適正性、実効性は基本的に確保されると考えられる。</p> <p>■ 県域等子会社を禁止行為の対象とすべきとの意見について、電気通信事業に付随する営業業務や設備保守業務等について委託先の子会社等による禁止行為規制の潜脱が起きる可能性は否定できないが、当該業務の委託を受ける者は必ずしも電気通信事業者ではなく、そのような者に対して、市場支配的な電気通信事業者と同様の規制を直接に課すことは、制度のバランスを著しく欠くこととなり適切ではない。また、市場支配的な電気通信事業者がグループ一体となって禁止行為の潜脱を行うことを防止するという禁止行為規制の目的から鑑みると、その手段としては、業務委託先を規律するより、当該市場支配的な電気通信事業者に対し、業務の委託に際して子会社等による反競争的行為を防止する措置を講じさせる方が適切かつ効果的であると考えられる。改正法では、一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督に係る報告を求めており、総務省は、当該報告について厳格に検証を行うこととする。</p>
---	--	---

<p>2008年 2月18日 NTT東西殿に対する行政指導※3</p> <p>2009年 11月18日 NTT西日本殿からお客様情報の不適切な情報提供に関する報道発表</p> <p>2009年 12月17日 NTT西日本殿から総務省殿への報告</p> <p>2010年 1月22日 NTT西日本殿を当事者とする聴聞の開催</p> <p>2010年 1月28日 電気通信事業紛争処理委員会への諮問</p> <p>2010年 2月4日 電気通信事業紛争処理委員会からの答申</p> <p>同日 NTT西日本殿に対する業務改善命令及びNTT東日本殿に対する行政指導</p> <p>2010年 2月26日 NTT西日本殿から総務省殿へ業務改善計画を提出</p> <p>2010年 3月2日 NTT東日本殿から総務省殿へ実施計画を提出</p> <p>2011年 3月 NTT東日本殿から総務省殿への実施計画に対する定期報告終了</p> <p>2012年 3月 NTT西日本殿から総務省殿への業務改善計画に対する定期報告終了(予定)</p> <p>※3「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」に基づき講ずるべき措置について(2008年2月18日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080218_7.html#bs (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 県域等子会社への規制適用 2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTT</p>	<p>担保されていると考えます。</p> <p>したがって接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。</p> <p>(参考 実施計画に基づいて実施した主な取組み)</p> <table border="1" data-bbox="795 391 1429 1404"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・他事業者情報の抽出規制</td> <td>・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を付加とするためシステム上の措置を実施。</td> <td>H21.12月</td> </tr> <tr> <td>・他事業者情報の閲覧規制</td> <td>・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。</td> <td>H22.5月</td> </tr> <tr> <td>・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管</td> <td>・営業部門で実施している受注処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。</td> <td>H22.6月</td> </tr> <tr> <td>・情報セキュリティ推進部の新設</td> <td>・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメ</td> <td>H22.4月 H22.6月</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施内容	実施時期	・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を付加とするためシステム上の措置を実施。	H21.12月	・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22.5月	・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22.6月	・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメ	H22.4月 H22.6月	
項目	実施内容	実施時期															
・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を付加とするためシステム上の措置を実施。	H21.12月															
・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22.5月															
・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22.6月															
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメ	H22.4月 H22.6月															

<p>ドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されてなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。</p> <p>「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設定及び他部門との物理的隔離」や「システム分離」、「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的な措置について電気通信事業法の施行規則の改正が検討されているところです。</p> <p>これら措置については、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果はあるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体で実施されるものであることを考慮すれば、県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁止をより厳格化することが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>		ント体制の明確化			
	・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程について、他事業者譲歩うの取扱いに関する規程を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22.5月		
	・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22.7月		
	・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22.5月		
	・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22.5月		
	・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22.5月		
	・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施条項についてチェック	H22.8月		
	<p>・ 当社は、他事業者情報を不適切に取扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築する観点から、実施計画(平成22年3月2日)を策定し、この実施計画の内容に沿って、情報セキュリティ強化の取り組みを着実に実行しているところです。</p>				

	<p>・ また、当社としては今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容を踏まえ、引き続きこれを遵守し、公正競争の確保について適切に対処していく考えです。 (NTT 東日本)</p> <p>■ 当社は、平成21年度の兵庫及び北陸での事案を受け、昨年2月下旬に策定した業務改善計画に基づき、この約一年半の間、顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業部門から設備部門へ移管するなどの業務面での対策も講ずるなどの施策に取組み、他事業者情報を営業部門から隔絶する様々な措置に取組んで参りました。業務改善計画の実行状況については、総務省殿に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有効性・実施状況についての外部機関によるチェックを行い、一定の評価をいただくなど、外部機関の力も活用しながら、情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返してきました。・本実施状況については、関係する電気通信事業者様に対しても、合計3回(平成22年4月、平成22年8月、平成22年10月)の説明会及び書面による回答を行う等により、事案の全容、事案発生後に講じた措置について説明を行っております。・ 今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正にあっても、設備部門の設置、設備部門と設備部門以外の居室の分離、設備部門の社員等が順守すべき規定類の策定や研修の実施等に取り組むなど、他事業者情報の適正な取扱いによる公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。また、取り組み内容については設備部門とは独立した監視部門により、監視を行うとともに、総務省殿に定期的に報告を行って参ります。</p>	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> したがって、他事業者様が提起されている「第三者による透明性のある検証スキームの確立」といった追加的な措置は不要と考えます。なお、各種契約書等の見直しについては、改正法令の趣旨に則り、必要な対応を行う考えです。 <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見33 現状でも公正競争条件は十分に整備されており、むしろ激しい市場変化の中で、厳格な規制によりNTT東西ユーザのみが不利益を被ることのないよう、必要のない規制の撤廃・緩和とともに、利活用促進のための多面的な検証が必要である。また、競争セーフガードの運用において、正当な事業活動を委縮させないよう、根拠が明確である指摘に限定する等の適切な制度運用が必要である。</p>	<p>再意見33</p>	<p>考え方33</p>
<p>■ 他事業者情報の取扱いに関しては、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、他事業者情報の適切な取扱いの徹底に向けた厳格な仕組みを構築しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の遵守に向け、当社及び地域子会社等の社員等に周知・徹底を図るなど適切な措置を講じてきております。 一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基づき、当社に対する措置要請が行われることは、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。 したがって、根拠が明確である指摘に限定した検証とするなど「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に沿った適切な制度運用が必要であると考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>	<p>■ 1. 競争セーフガード制度の運用について</p> <p>競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題提起をしているため、指摘された事項を全て検証対象とし、疑念が払拭されない限りは、全ての事項を継続的に監視することが必要であります。</p> <p>また、一昨年発生したNTT西日本殿による接続情報の不正提供は、NTT西日本殿における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007～2010年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西殿が実施するとした措置について、実効性があつたか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p> <p>2. NTTグループに対する規制強化について</p> <p>NTTグループは、行為規制やNTT再編時等の公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつ</p>	<p>■ NTTグループに係る各種規制の在り方については考え方2に同じ。</p> <p>なお、NTTドコモとNTT東西による連携と禁止行為規制の関係については、通常、市場支配的な電気通信事業者同士の連携が競争環境に与える影響が大きいと考えられること等も踏まえ、利用者利便性の観点のみならず、公正競争確保の観点から、慎重な判断を要すると考える。</p> <p>■ 総務省は、禁止行為規制に関する検証の結果、平成19年よりNTT東西の役員及び従業員と県域等を単位として同社から受託した業務を行う両社全額出資子会社の役員の兼務状況の報告を求める等の措置要請を行ってきた。この点については、経営効率化の観点からは、NTT東西が県域等子会社へ業務委託することを制限することは適切ではないが、禁止行為規制の趣旨を踏まえれば両社が業務委託した子会社が反競争的な行為を行うことは、当該規制を事実上潜脱するも</p>

■ NTT東西に対しては、以下のとおり、現状でも厳格な規制が課せられており、公正競争条件は十分整備されていると考えています。

・ NTT東西にのみ課された現在の第一種指定電気通信設備規制(ボトルネック設備規制)は、光ファイバやIP通信網にアンバンドル義務を課すなど世界でも類を見ない厳しい規制となっていること。

・ また、事業者の行為及びサービスに関する規制として、禁止行為規制、指定電気通信役務規制(サービス規制)、プライスキャップ規制(ユーザ料金規制)が重層的に課されていること。

・ さらに、NTT法により電話時代からの県等域に閉じた事業領域規制が存在するとともに、いまだに移動体事業分社時の公正競争要件やNTT再編成時の公正競争要件が存続して、自由な事業展開が制約されていること。

こうした中、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、今回の改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備されることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。

むしろ、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しており、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話・携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、市場環境・競争環境は大きく変化しています。

このような中でNTTグループだけが柔軟に連携できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。

したがって、利用者利便を向上する観点から、現

も、実質的にはグループ内に閉じた連携を進めている状況にあります。

また、NTT東西殿は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反する形で、活用業務制度を利用してなし崩し的に業務範囲の拡大を行っております。

このようにNTTグループが本来の規制の枠組みやNTT再編の趣旨を逸脱して、自らの理屈によって事業範囲拡大やグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高まりの主因でもあります。

以上の状況から、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要と考えますので、次のように、行為規制やNTT再編時等の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化を行うべきと考えます。

- ・資本関係のない委託会社・代理店への規制適用
- ・グループドミナンスの排除のための行為規制の厳正化
- ・活用業務制度の廃止

なお、NTT東西殿が指摘しているとおり、NTTグループ以外の「企業グループ」においても、自社グループ内のモバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、情報通信市場全体にグループドミナンスを拡大している状況にあることから、NTTグループ以外のモバイル事業者に対しても、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等、グループドミナンスを排除するための措置を講じることが重要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ 競争事業者は、これまでも提出した意見書におい

のとして看過しえないことから、平成 21 年に NTT 西日本で発生した他事業者情報の不適切な取扱いも踏まえ、規制の潜脱等を防止する報告を求めたものである。この点については、改正法に基づき、市場支配的な電気通信事業者は、監督対象となる業務委託先子会社等について、役員兼任の状況に加え、委託業務の内容・委託額・再委託の有無、監督の方法及び実施状況、業務委託先子会社等における禁止行為の有無等を総務大臣に報告することが義務付けられることとなることから、当該規定を適切に運用していくことが必要である。

なお、今後も、総務省は、公正競争レビュー制度における検証結果等を踏まえ、公正競争環境を確保する上で必要である場合、速やかに適切な措置を講じることとする。

■ 競争セーフガード制度の在り方については、総務省は、2012 年度より運用を開始する公正競争レビュー制度に基づき、競争セーフガード制度における現在の検証項目の検証に加え、ブロードバンド普及促進に向けた取組状況についても検証を行うこととしている。ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証においては、公正競争環境や ICT 利活用の促進に関する環境変化について検証する観点から、NTT 東西を始めとする電気通信事業者の取組状況について検証を行うほか、ICT 利活用に関する進捗状況や、固定・移動の融合、モバイル分野におけるネットワーク、プラットフォーム、端末の各レイヤー間等の関係についても検証することにより、重層的な実態把握を行うこととする。

■ 改正法による機能分離や業務委託先子会社

<p>在の規制のうち必要のないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</p> <p>また、そもそもブロードバンドを普及促進していくためには、当社だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカーといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要と考えます。</p> <p>こうした観点から、他の先進諸国における利活用促進に向けた取り組み状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカー等がICTの普及促進に向けてどのような取り組みを行ったのかを分析・検証していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>て、禁止行為に関する具体的事例を挙げてきましたが、接続情報の目的外利用や特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取り扱い等に関してこれまで実施されてきた検証には、依然不十分な部分が存在します。今回の改正電気通信事業法等によってこれらが改善されることが期待されますが、例えば監督対象子会社から代理店等に再委託される業務の有無のみを報告するのみでは実効性が確保されない懸念があります。</p> <p>総務省においては、改正電気通信事業法による機能分離や子会社との一体経営の検証について、NTT東・西から監督対象子会社とのメールやFAXでのやりとり、さらに再委託先とのやりとりの内容も含めて報告させ、内容等を厳格に検証し、問題があれば改善させるというPDCAサイクルを着実に回していただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 支配的事業者によるグループドミナンスの問題や設備のボトルネック性が解消されない以上は、規制の撤廃及び緩和は認められません。むしろ、総務省殿においては、年内に施行される改正電気通信事業法等において、NTT 東西殿利用部門と接続事業者とボトルネック設備利用の同等性確保や NTT 東西殿の子会社等の監督強化等に関する規定が追加されたことを踏まえ、新たなルール整備を強化することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>との一体経営の検証については、機能分離のために講じた措置及びその実施状況、業務委託先子会社等の監督方法及びその実施状況、業務委託先子会社等における禁止行為の有無等を総務省に報告することが義務付けられており、当該改正法の規定の適切な運用を図っていくことが適当である。</p>
<p>意見34 NTT東西の116窓口において、接続の業務に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われている可能性があることからファイアウォール措置の徹底を実質的に担保する体制構築が必要</p>	<p>再意見34</p>	<p>考え方34</p>

<p>■ NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアーウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が接続事業者から指摘されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 1. 接続に関して知りえた情報の目的外利用</p> <p>(1)116窓口におけるフレッツ勧誘</p> <p>2010年度の本制度の意見書^{※1}において、KDDI殿や弊社共が指摘したNTT東西殿の116窓口におけるフレッツ光の不適切な営業行為(以下、「116勧誘」</p>	<p>■ 当社は、116番への加入電話またはINSネット64の移転申込みを行うお客様に対し、当該お客様からのお問合せ・ご要望がないにもかかわらず、フレッツ光サービスの勧奨を行うことを厳格に禁じており、研修等を通じて、従業員に対してその遵守徹底を指導しています。</p> <p>具体的には、当社及び地域子会社等の従業員を対象として、集合形式の公正競争研修会及び公正競争e-ラーニング研修を実施しています。</p> <p>・ その上で、当社の116窓口において実施しているフレッツ光サービスの営業活動については、お客様の利便性確保の観点からお客様のお問合せ・ご要望にお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害するものではありません。また、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、他事業者情報の目的外利用の禁止について、社内規程や地域子会社等との業務委託契約に規定するなど、当該行為を厳格に禁じてきました。加えて、営業部門において他事業者情報を取り扱わない更に厳格な体制を構築する観点から、実施計画を策定し(平成22年3月)、この実施計画の内容に沿って顧客情報管理システムの他事業者情報閲覧規制を平成22年5月に実施しました。</p> <p>・ これにより、116窓口においてお客様の他社DSL等のご利用状況が一切把握できなくなっていることから、ご指摘されているように接続業務で取得した情報をもとにフレッツ光サービスへの勧奨を行っている事実はありません。</p> <p>・ したがって、是正措置は不要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用の防止やフレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINSネット64の契約に関して得た加</p>	<p>■ 116窓口におけるNTT東西の営業行為について、総務省は、NTT東西が自社内において、「116窓口」への加入電話又はINSネット64の移転申込みを行う加入者に対し、問合せ・要望がないにも関わらず当該者へフレッツ光サービスの勧奨を行うことを厳格に禁止し、具体的な周知・徹底の措置として、公正競争遵守のための社内マニュアルに「116窓口」におけるフレッツ光サービス勧奨禁止を記載の上、自社及び県域等子会社等の従業員を対象に研修及びe-ラーニングを実施していることを実際に確認している。また、NTT東西は、同社に対する業務改善命令(平成22年2月)等を受け、「116窓口」における接続の業務に関して知り得た他事業者の利用者に関する情報等の閲覧を不可とするシステム変更を実施しており、当該実施状況について、これまで報告を受けてきたところである。</p> <p>これらにより、NTT東西は、「116窓口」における接続業務に関して知り得た情報等を用いた営業活動の発生を防止するための一定の措置が講じられていると認められる。</p> <p>他方、これらの措置が徹底されず「116窓口」において他事業者情報の目的外利用が行われた場合には、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触する又は潜脱することとなるおそれがあるため、総務省としては、NTT東西に対し、上述の措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。</p>
--	---	---

という。)が依然として散見されています※2。これら116 勧誘に対し、総務省殿が出されたこれまでの検証結果は、注視事項に止まり続けていますが、問題の根絶に向けた是正措置に今年度こそ踏み込んで頂くことを希望します。

※1 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010 年度)の結果及び再意見の募集(2010 年 10 月 15 日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000008.html

※2 Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果

調査時期	2009年6月 ~7月	2010年6月	2011年7月
回答総数	415 件	525 件	312 件

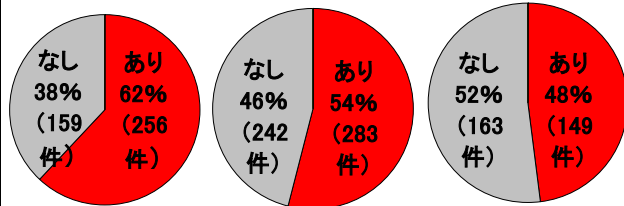
Q1:116 窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL 事業者へ連絡するようという案内を116 窓口オペレータから受けましたか？

(対象:全アンケート回答者対象)

2009年6月~

2010年6月

2011年7月



Q2:その際に、「Yahoo! BB」という具体的な名前を116 窓口オペレータが発言しましたか？

(対象:Q1 で「利用中 ADSL 事業者への連絡案内があった」と回答した方)

入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。

さらに、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を規制するなど、他事業者情報を利用した営業活動が不可となる措置を講じております。

また、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。

(NTT 西日本)

■ 総務省殿が出されたこれまでの検証結果において、116 窓口におけるフレッツ光の不適切な営業行為は、注視事項に止まり続けていますが、KDDI 殿も指摘しているとおり、今年度においても当該事例が散見されているため、問題の根絶に向けた是正措置に踏み込んで頂くことを希望します。また、当該問題の実態把握の調査にあたっては、NTT 東西殿による内部調査の実施と報告を求めるだけでなく、総務省殿が自ら調査を行う等、外部機関による徹底調査等も行うべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)

<p>2009年6月～7月 2010年6月 2011年7月</p> <p>なし あり 51% 49% (131件) (125件)</p> <p>なし あり 49% 51% (139件) (144件)</p> <p>なし あり 46% 54% (69件) (80件)</p> <p>Q3:NTT が提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか? (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>2009年6月～7月 2010年6月 2011年7月</p> <p>なし あり 49% 51% (204件) (211件)</p> <p>なし あり 46% 54% (239件) (286件)</p> <p>なし あり 50% 50% (156件) (156件)</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見35 NTT 東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、法的措置を講ずるべき。また再委託についても規制すべき。規制の実効性を確保する観点から、全業務委託先子会社等を監督対象に含める、もしくは禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加する等の措置を講じるべき。</p>	<p>再意見35</p>	<p>考え方35</p>
<p>■ 県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業 NTT東・西の県域等子会社によるNTTドコモの携</p>	<p>■ KDDI殿、ソフトバンク殿のご指摘の通り、NTTグループがNTT東西殿の県域等子会社を通じてNTTドコモ殿の商品を販売するという実質的な一体営</p>	<p>■ NTT 東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及び NTT グループに係る累次の公正競争要件が適用されており、その趣</p>

<p>帯電話の販売(別添資料参照)は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>こうした、NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の排他的なセット販売は、禁止行為に該当する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西は子会社に対する監督義務が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>しかし、このような禁止行為に該当する排他的なセット販売については、今回の電気通信事業法改正では明示的に対応されていないことから、直ちに法改正を行い、禁止すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p> <p>なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>(別添資料)</p>	<p>業は、固定通信領域および移動体通信領域それぞれのドミナント事業者としての影響力が多いため、事業者間の公正競争を阻害する虞があるため、認めるべきではないと考えます。</p> <p>また、あわせて各社からご指摘されている通り、改正電気通信事業法等において、例えば子会社が業務を再委託した場合や子会社として規定される保有株式比率に満たない場合等、NTT東西殿の監督義務の対象外となる場合が存在することについても、規制の空洞化を招く懸念があるため、更なる制度上の対応に向けての検証を行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿の意見に賛同しません。</p> <p>2009年に発覚したNTT西日本殿における接続情報の目的外利用のような違法行為を再発させないためには、年内に施行される改正電気通信事業法等に規定されている接続関連情報の管理徹底等では不十分であり、管理が徹底できなかった場合の厳しい対処措置についても盛り込む必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ KDDI 殿も意見されているとおり、「県域子会社における NTT ドコモ殿の携帯電話の販売等の排他的なセット販売」や「ドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話のセット割引」が継続している状況にあります。これらは、自己の関係事業者と一体となった排他的営業であり、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」で禁止する差別的取り扱いを潜脱する行為です。従って、共同ガイドラインにおける具体的な事例に「県域</p>	<p>旨が県域等子会社において徹底されない場合、結果として公正競争環境が確保されない可能性がある。</p> <p>よって、県域等子会社が NTT 東西の商品と NTT ドコモの商品を併売する場合、それぞれの業務委託によって知り得た情報を目的外に利用することは許されず、また、NTT 東西からの受託業務と NTT ドコモからの受託業務について当該受託業務間の内部相互補助が行われないようにすることが必要である。</p> <p>この点、2008 年度の本制度の検証に基づき NTT 東西に対して行われた要請を受けて、NTT 東西においては、県域等子会社における NTT 東西及び NTT ドコモのそれぞれから受託した業務に係る情報の目的外利用の禁止について、県域等子会社の社員等に周知・徹底を図っており、また、県域等子会社においては、NTT 東西からの受託業務と NTT ドコモからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、NTT ドコモとの排他的な共同営業を行わない等の措置を講じているところであり、総務省はその実施状況を引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ 改正法に基づく NTT 東西による業務委託先子会社等の監督については、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規制である中で、当該規制を私企業に対して適用することには抑制的であることが求められることから、監督規制の対象を NTT 東西と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社等に限定した上で、監督内容、監督対象子会社における反競争的行為の有無等について総務大臣に対する報告を義務付けているものである。また、監督対象子会社等における再委託については、当該</p>
--	---	--



NTT東・西商品とNTTドコモ商品(県域特子会社-NTT東日本)



子会社及びドコモショップ等における NTT グループ 他社商品の優先的取り扱い」を追加する等、問題事例の明確化を行い、これらの潜脱行為を防止すべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

■ 「県域子会社によるNTTドコモの携帯電話販売は排他的な一体営業である」とありますが、県域等子会社によるNTTドコモの代理店業務は、当社からの受託業務とは組織を分けて実施しており、また、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置が講じられており、一体営業はありません。

・ 「子会社からの再委託調査・検証が必要」とありますが、委託契約は委託元が委託先に監督義務を負うこととなり、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っているため、既に現在の委託契約において公正競争の遵守は徹底されていることから、更なる調査・検証は不要と考えます。

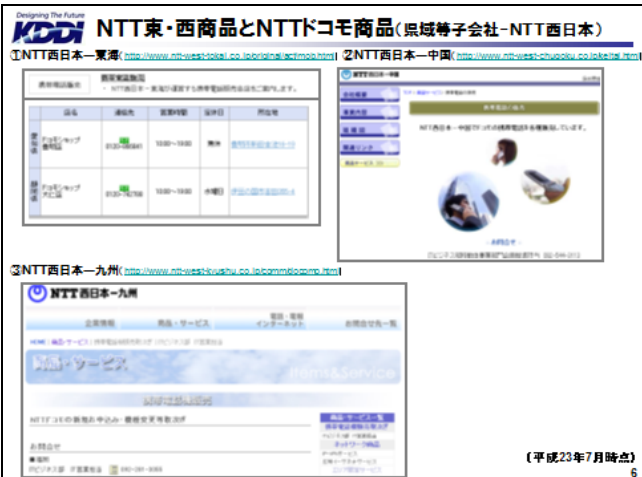
(NTT 東日本)

■ 「保有株式 50%未満の関連会社及びNTT委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加する」とありますが、改正電気通信事業法第 31 条第 3 項の趣旨は、NTT東西の業務の大宗が委託されているのが子会社であることから、NTT東西が議決権の過半数を有する子会社を対象として、NTT東西が「電気通信業務又はこれに付随する業務」を委託した子会社において禁止行為が行われないう、適切な監督を義務付けられたものと理解しております。

・ 当該監督義務は、他の電気通信事業者に対する

子会社における再委託の有無を総務大臣に報告することを義務付けており、再委託の有無に応じ、子会社等に対する業務委託時の委託条件、再委託先に係る規定について検証することが可能となっている。このように、改正法に基づく検証により、監督対象子会社等が再委託先に対し必要かつ適切な監督を行っていないと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、総務省が必要な措置を講ずることが可能であり、まずは当該規定を適切に運用していくことが必要であることから、これ以上の監督対象範囲の拡大等は必要ないものとする。

また、県域等子会社を禁止行為の対象とすべきとの意見については、考え方32に同じ。



(KDDI)

■ 2. グループドミナンス

(2) 子会社等への規制強化

現在も複数の県域子会社において、NTTドコモ殿の携帯電話販売が行われています※5。これは、NTT東西殿とNTTドコモ殿が子会社を介して行っている実質的な一体営業そのものであり、2010年度の本制度の考え方において、公正競争阻害の恐れが指摘されたところ。また、年内に施行される改正電気通信事業法等では、NTT東西殿に対し業務委託子会社への監督義務が追加されますが、保有株式率50%未満の関連会社等が監督義務の対象外となる等、依然として公正競争阻害の恐れが残っています。従って、保有株式50%未満の関連会社及びNTT委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加することについても引き続き検討を行うべきと考えます。

※5 NTT東日本一群馬

http://www.ntteast-gunma.co.jp/goods/ba_data/do

規制とのバランスや資本関係を通じた指揮命令系統による監督規制の実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限とするとともに、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から、法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。

(NTT東日本)

■ 「県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加する」とありますが、電気通信事業法の改正により、NTT東西の業務を子会社に委託する場合には、禁止行為規定の遵守について適切な監督を行う義務が課せられることになっていることから、更なる追加的措置は不要と考えます。

(NTT東日本)

■ 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しているものであり、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものであると考えております。

・ 当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、また、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付ける等、営業情報等に関するファイアーウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。

・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じており、また今回の電気通信事業法および同法施行規則の改正内容についても遵守し、公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。

・ なお、委託先子会社に対する監督義務について

<p>como.html NTT 西日本—東海 http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/act/mob.html</p> <p>tml NTT 西日本—中国 http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 販売代理店等による不審な営業活動 NTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとした電話でのフレッツ光の勧誘が、引続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれません。 しかしながら、電話や口頭での営業の場合、証拠が残りにくく、競争事業者による実態確認には限界があります。 そのため、再委託や再々委託等の間接的な契約先を含め、NTT西日本の全販売代理店を継続的に調査する等、徹底した措置が必要と考えます。</p> <p>また、営業現場において、NTT西日本の販売代理店や販売員が、お客様に対して、次に例示するような、消費者保護の観点から好ましくないうえ、不当なユーザ囲い込み営業によって競争を阻害する行為も見受けられます。</p> <p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社サービスがNTT西日本のサービスに比べ大きく劣後するかのような、根拠不明の誤ったサービス内容(品質、料金、サポート等)を伝えて、NTT西日本のサービスに誘導するケース ・NTT西日本の割引制度の一つである「光もっと割引」に関して、ユーザの違約金や拘束期間等に対する認識が十分ないまま、電話案内のみでもって割引適用させているケース 	<p>は、国会審議等における考え方を踏まえると、他の電気通信事業者に対する規制のバランスや資本関係を通じた指揮命令系統が存在しない場合の監督規制に関する実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限のものとし、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 当社との契約に基づき活動している販売代理店については、各社独自の情報に基づき営業活動を展開しており、当社から加入電話の加入者情報や接続情報を提供している事実はございません。 販売代理店の適正な営業活動については、営業マニュアルの制定や研修等を通じて指導徹底しているとともに、場合に応じて契約解除を行うなど、厳格な対応を既に実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、販売代理店等への追加的なルール等は不要であり、また、販売代理店等の経営の自主性を阻害することからも適当ではないと考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>	
---	---	--

この点からも、NTT西日本が販売代理店を十分管理監督しているか、疑問がありますので、このような不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本による全販売代理店に対する管理監督の徹底を、強く要望するものであります。

加えて、総務省においては、NTT西日本による販売代理店に対する管理監督徹底の実効性を担保するため、電気通信事業法等でNTT西日本に課せられている規制が委託会社・代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきであると考えます。

あわせて、NTT西日本に対して、代理店契約の打ち切りも念頭に、断固とした姿勢をもって全販売代理店を管理監督するよう、指導頂くよう要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

■ 県域等子会社への規制適用

2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されてなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。

「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門

<p>の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設定及び他部門との物理的隔離」や「システム分離」、「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的な措置について電気通信事業法の施行規則の改正が検討されているところです。</p> <p>これら措置については、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果はあるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体で実施されるものであることを考慮すれば、県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁止をより厳格化することが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス・再掲)</p>		
<p>意見36 ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の優先的販売等は禁止行為規制を潜脱する行為である。よって、NTT のグループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状の業務実態や市場環境の変化を反映するよう再構築すべき。</p>	<p>再意見36</p>	<p>考え方36</p>
<p>■ 2. グループドミナンス</p> <p>(1) ドコモショップにおけるフレッツ光営業</p> <p>ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品を優先的に取り扱ったNTT東西殿のフレッツサービスの販売やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等について、総務省殿の考え方は「販売代理店が独自の判断でNTT東西殿と代理店契約を締結し販売している場合には、これをもって直ちに排他性があると言えない」というものであり、これまでの本制度における検証結果も注視事項に止まっていますが、いまだに類似の事例が確認されている状況にあります※⁴。</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、代理店の判断で実施するものであっても、このような実</p>	<p>■ これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。</p> <p>また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモとの代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っている</p>	<p>■ 御指摘の事案については、NTT 東西及び NTTドコモは、ドコモショップを運営する代理店が、自らの経営判断によってそれぞれと販売契約を結び販売しているにすぎず、NTT 東西とNTTドコモの間に排他的な共同の営業行為は発生していないとしており、公正競争上の問題が生じているとの論拠が十分に得られているわけではない。</p> <p>他方、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ なお、NTT グループの在り方については、考え方2に同じ。</p>

<p>質的な排他的営業行為を看過せず、NTTドコモ殿に以下の監督・指導義務等を課すべきと考えます。</p> <p>ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の優先的取り扱いの禁止</p> <p>NTTドコモ殿の顧客情報を用いた NTT グループ他社商品の営業禁止</p> <p>※4 ドコモショップ本庄店(埼玉県)でのフレッツ光販売について</p> <p>http://www.do-plaza.com/honjyo/pc/</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ドコモショップにおけるフレッツとNTTドコモ携帯電話のセット割引</p> <p>ドコモショップにおいて、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、携帯電話端末の割引が引き続き実施されていますが(別添資料参照)、これは、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>本事例のように、禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(本事例の場合、NTT東・西)と連携してセット割引することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であり、ドコモショップを介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールを導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引</p>	<p>に過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行為はありません。</p> <p>また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とドコモによる排他的な営業行為に当たらないと考えます。</p> <p>したがって、NTTグループ商品の取扱いを禁止する等の販売代理店の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。</p> <p>また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。</p> <p>なお、過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店が NTT 東西日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているところであり、新たに具体的な根拠等が示されているものでもないことから、あらためて本年度の検証対象とする必要性は乏しいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ KDDI殿も意見されているとおり、「県域子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話の販売等の排他的なセット販売」や「ドコモショップにおけるNTT東西殿のセット割引」が継続している状況にあります。これらは、自己の関係事業者と一体となった排他的営業</p>	
---	--	--

<p>引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>であり、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」で禁止する差別的取り扱いを潜脱する行為です。従って、共同ガイドラインにおける具体的な事例に「県域子会社及びドコモショップ等における NTT グループ他社商品の優先的取り扱い」を追加する等、問題事例の明確化を行い、これらの潜脱行為を防止すべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル・再掲)</p>	
<p>意見37 家電量販店等を通じた NTT グループ商品の一体的な販売活動は禁止行為規制を潜脱する行為であることから、委託会社・販売代理店においても NTT グループ各社に課せられている規制が遵守されるべき。</p>	<p>再意見37</p>	<p>考え方37</p>
<p>■ 2. グループドミナンス (3) 代理店を介した NTT グループサービスのセット販売等 代理店を介した、NTT 東西殿の B フレッツとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の OCN の優先的セット販売や、NTT 東西殿のフレッツ光と NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイント付与という実質的なキャッシュバック等の施策について、2010 年度の本制度の考え方において、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく」とされています。</p>	<p>■ 弊社は、NTT 東日本、西日本とは個別に家電量販店と代理店契約を締結した上で、家電量販店を通じた営業活動について独立して実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。 さらに、昨年度の競争セーフガード制度における検証結果において「当該代理店の販売施策が『自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に該当するとの論拠は十分でない』」との考え方が示されております。 このような状況において、代理店の営業活動に関する追加的なルール整備を行うことは、その合理性を欠くのみならず、弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。 (NTT コミュニケーションズ)</p> <p>■ これまでも本制度の意見募集において申し述べ</p>	<p>■ 御指摘の事案のうち、家電量販店等における NTT 東西とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コミュニケーションズ」という。)のサービスの優先的セット販売に係る措置については、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズは、家電量販店が自らの判断で個別に契約関係を結んでいるにすぎず、家電量販店を通じた営業活動については独立して実施されているとしている。また、フレッツ光と NTT ドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与等の指摘については、NTT ドコモは販売代理店が NTT ドコモとの代理店契約とは別に、自らの経営判断で NTT 東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策としてポイント付与を行っているとしており、両事案が NTT グループによる排他的営業行為に該当するという論拠が十分に得られているわけではない。</p>

<p>代理店判断によるものであっても、市場支配力を有する事業者同士のサービスの組み合わせることは健全な競争を阻害する要因となり得ます。事実、FTTH 市場における NTT 東西殿のシェアが拡大しており、独占状態となっている現状を踏まえると、直ちにこうした行為を禁止する措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 販売代理店を通じたNTTグループの一体営業</p> <p>販売代理店でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきました。</p> <p>たとえば、販売代理店を通じてであっても、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> <p>また、「委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTT等、NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべきであります。</p> <p>また、総務省においては、当該措置の義務化や、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきと考えます。</p>	<p>ているところですが、ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。</p> <p>また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 電量販店等の販売代理店がどの ISP を取り扱うか、どのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモとの排他的な共同営業には当たりません。また、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 「NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべき」とありますが、販売代理店がどのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ等NTTグループ各社との排他的な共同営業には当たらないと考えます。</p> <p>「資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべき」とありますが、委託契約は委託元が委託先に監督義務を負うこととなり、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っているため、既に現在の委託契約において公正競争の遵守は徹底されていることから、こ</p>	<p>■ 代理店等における監督の在り方については、改正法に基づく NTT 東西による業務委託先子会社等の監督については、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規制である中で、当該規制を私企業に対して適用することには抑制的であることが求められることから、監督規制の対象を NTT 東西と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社等に限定している。他方、NTT 東西及び NTT ドコモが代理店を通じて、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を行う場合には、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ フレッツ・テレビにおいては、オプティキャストが放送サービスを提供し、NTT 東西は利用者に対し「フレッツ光サービス」を、利用者及びオプティキャストに「フレッツ・テレビ伝送サービス」をそれぞれ提供している。ひかり TV においては、アイキャストが放送サービスを提供し、NTT 東西は利用者に対し「フレッツ光ネクスト」または「B フレッツ」を提供している。よって、両者において NTT 東西が行っているのは放送事業ではないことから、NTT 法の趣旨に反するものとは認められない。</p> <p>他方、NTT 法により NTT 東西が放送事業を営むことは認められておらず、「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という)においても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービス等を NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は</p>
---	---	---

<p>特に、昨今、NTTグループが資本参加する事業者が提供する放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を含めた、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していく可能性が高いと考えます。</p> <p>そもそも、放送事業への参入が許されないNTT東西自身が、放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を取扱うこと自体が問題であるため、早急に取扱いを禁止すると同時に、当該規制の抜け道とならないよう、販売代理店におけるNTT東西のフレッツ光と放送サービスとのセット販売についても禁止する等の措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>一部の家電量販店では、NTT 東・西のフレッツとNTT コミュニケーションズの OCN とをセットで契約した際に高額の割引を付与している事例が引き続き存在しますが、これは、量販店等を通じて、特定関係事業者とドミナント事業者同士とのサービスをセット販売する排他的な一体営業です。</p> <p>このような営業活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、量販店等を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西に対しては子会社に対する監督義務が規定されたところですが、家電量販店等の代理店は未だその対象ではないことから、代理店に委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>指摘のような措置を講じる必要はないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 競争セーフガード制度の実効性を高めるためには、各事業者が具体的な事例に基づく意見を提起することが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、3 年後に包括的検証を行う場合には、ブロードバンドの普及促進に向けて、FTTHに限らず、30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。 「第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべき」という意見については、改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、客観性は十分担保されていると考えます。 <p>したがって、接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。</p>
--	--	---

	<p>■ 過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、本年度の意見についても、具体的な根拠に基づかない推測であることから、あらためて検証する必要性は乏しいと考えます。</p> <p>・ そもそも、家電量販店などの販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるものであり、公正競争上の問題が認められないにもかかわらず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかけることにつながる追加的なルール等は、代理店各社の経済活動の自由を侵害するものであり、問題であると考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見38 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」等を通じた実質的なグループ内の排他的業務が行われていることから、NTT グループの総合的な市場支配力に基づくルール導入を直ちに実施すべき。</p>	<p>再意見38</p>	<p>考え方38</p>
<p>■ NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、NTTネット決済等)</p> <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(NTTコミュニケーションズ、NTTレゾナント)と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p>	<p>■ 「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業者について排他的な取り扱いを行うものではありません。</p> <p>(NTT コミュニケーションズ)</p> <p>■ これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社がNTT ID ログインサービスに提供している当社のIDを利用して認証を行う仕組みや、NTTネット決済に提供する料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一</p>	<p>■ NTT コミュニケーションズが提供する「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」については、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものとしており、グループ内の排他的業務として公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、当該サービスに係る特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続</p>

<p>さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p>	<p>体となった排他的業務」に該当する事実はありません。(NTTドコモ)</p> <p>■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザー料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。 こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。 NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。 このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解 	<p>き注視していくこととする。</p> <p>■ また、NTT東日本が提供する光ポータブルについては、発売時より、NTTドコモのSIMロック端末に加え、SIMフリー端末も提供しており、NTTドコモ以外の携帯電話サービスを選択可能であることから、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に該当するものと直ちに認められるものではなく、公正競争上問題があるとはいえない。</p> <p>■ さらに、NTTドコモが提供するマイエリアについて、NTTドコモは通信確保及びその他のサービスへの影響に鑑みマルチセッション対応のブロードバンドに回線を限定しており、当該限定には一定の合理性が認められる。また、NTTドコモはマルチセッション対応の回線については、「他事業者に対しても要望があれば同等の条件で協議を行う」としている。したがって、御指摘の事案については、共同ガイドラインに照らし、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に該当するものと直ちに認められるものではなく、公正競争上問題があるとはいえない。</p> <p>■ 代理店における一体販売については、考え方37に同じ。</p> <p>■ NTTグループに係る規制の見直しについては、考え方2に同じ。</p>
<p>(KDDI)</p> <p>■ 2. グループドミナンス</p> <p>(5) NTT IDログインサービス・NTT ネット決済</p> <p>NTTコミュニケーションズ殿及びNTTドコモ殿等、NTTグループのみが連携して提供する「NTT IDログインサービス」^{※7}及び「NTTネット決済」^{※8}については、サービス名称を含め、NTTグループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定できるものではなく、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する疑いが強いものと考えます。これらサービスはグループの一体化や複数の市場における市場支配力を相互強化することを志向するものであり、このような連携が進んだ結果、NTTグループの総合的な市場支配力がさらに強化され、公正競争の阻害が進行することが強く懸念されます。総務省殿においては、排他的業務の該当性等、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じて頂くことを希望しま</p>		

<p>す。</p> <p>※7 NTTコミュニケーションズ殿 HP「NTT IDログインサービス」 http://www.nttid.jp/</p> <p>※8 NTTコミュニケーションズ殿 HP「NTTネット決済」 http://www.nttpayment.jp/ (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTTグループのグループドミナンスの拡大</p> <p>NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。</p> <p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT IDログインサービス(NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携) … オープンな技術を採用しているが、名称やアイコンに「NTT」を使用する等、NTTグループ色を前面に出し、実質的にNTTグループ以外の会社が参加しにくい排他的な仕組み ・光ポータブル(NTT東西のモバイルWiFi ルータ) … NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入 ・マイエリアサービス(NTTドコモのフェムトセル基地局) … サービス開始時、NTT東西のフレッツ回線のみに対応 (他社回線にて容易に対応できる仕様でない) ・販売代理店での一体販売 … 販売手数料等を原資に、NTTグループサービスのセット割引が可能 	<p>釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。 ・このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。 ・公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等 	
--	---	--

<p>このようなNTTグループ内に閉じた連携は、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、グループドミナンスの排除の観点から、次のような行為規制の厳正化が必要であります。</p> <p>◇他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止</p> <p>◇NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止</p> <p>◇NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用の禁止</p> <p>また、委託会社・販売代理店を通じた不透明なグループ連携を抑止するため、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等も、早期に実施すべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。</p> <p>(NTT・再掲)</p> <p>■ これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、左記に挙げられた事例については、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はないもの、あるいは、販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で実施しているものであり、公正競争上問題が生じている事実はないものと認識しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 光ポータブルについては、提供開始時より、NTTドコモサービスに対応する「ドコモSIMロック」機種他に、NTTドコモ以外のモバイルキャリアに対応する「SIMフリー」機種の 2 機種を提供しており、お客様のモバイルキャリアの選択肢は確保されていることから、排他的な共同営業ではないと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、他モバイルキャリアからSIMロック端末の提供を要望された場合には対応していく考えです。 ・ 「他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことを禁止する」とありますが、当社としては、NTTグループ以外の事業者を排他的に扱うことは一切しておりません。そのような状況の下で、NTTグループ内での協議を行うこと自体を禁止することは、お客様のニーズに応じた迅速・柔軟なサービス提供・連携ができないこととなり、お客様利便を損なうことになりかねないことから、ご指摘のような行為規制の厳正化は必要ないと考えます。 ・ 「NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することを禁止する」とありますが、当社は基本的に可能 	
---	---	--

	<p>な限り国際標準に則ったインターフェース条件を採用しており、標準化されていない技術仕様についても、サービス開始時にインターフェース条件を自主的に公表していることから、ご指摘のような行為規制の厳正化は必要ないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
<p>意見39 NTT ドコモが提供する「マイエリア」及び「ホームU」は、利用可能回線がフレッツ光、フレッツ ADSL 等に限定されており、実質的に禁止行為規制に抵触し、公正競争を阻害する恐れが極めて高いことから直ちに提供を取り止めるべき。</p>	<p>再意見39</p>	<p>考え方39</p>
<p>■ 2. グループドミナンス</p> <p>(6) マイエリア・ホームU</p> <p>NTTドコモ殿が提供する「マイエリア」サービス※9及び「ホームU」サービス※10については、同サービスを利用可能な回線が、NTT東西殿の提供するフレッツ光、フレッツADSL等に限定されており、他の競争事業者の回線では当該サービスを利用出来ない状況です。本件については、NTTドコモ殿及びNTT東西殿において禁止行為とされている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に実質的に該当するものと考えます。NTTドコモ殿とNTT東西殿とのFMC連携については、移動通信分野・固定通信分野双方の市場支配力の結合を意味するものであり、電気通信市場の公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れが極めて高いことから、このようなサービスは提供を直ちに取り止めるよう総務省殿は指導すべきと考えます。</p> <p>※9 NTTドコモ殿 HP「ホームU」サービス http://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/homeu/</p> <p>※10 NTTドコモ殿 HP「マイエリア」サービス http://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/</p>	<p>■ これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社の「マイエリア」や「ホームU」はサービス提供上、マルチセッション対応のブロードバンド回線を必要としているため、現状、NTT東・西のフレッツサービスが利用可能となっているものであり、他の事業者に対しても要望があれば幅広く対応していく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つまり、意図的にNTTグループに閉じたサービスの展開を行っているものではなく、他事業者から申込みがあれば、同等の条件で協議を行う所存です。 ・ また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公正競争に配慮しながら、創意工夫によりサービスを創出している段階であり、事前の規制ではなく、問題があれば個別・具体的な案件ごとに事後的に対処することが必要であると考えます。 <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ マイエリア、ホームUについては、NTTドコモは通信確保及びその他のサービスへの影響に鑑みマルチセッション対応のブロードバンドに回線を限定しており、当該限定には一定の合理性が認められる。また、NTTドコモはマルチセッション対応の回線については、「他事業者に対しても要望があれば同等の条件で協議を行う」としている。したがって、御指摘の事案については、共同ガイドラインに照らし、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に該当するものと直ちに認められるものではなく、公正競争上問題があるとはいえない。</p> <p>■ NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供については、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。</p>

<p>myarea/ (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見40 NTTファイナンスによる「おまとめキャッシュバック」は NTT グループ各社の実質的なセット販売であり公正競争を阻害する。NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべき。</p>	<p>再意見40</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>NTT持株の傘下にあるNTTファイナンスが、NTTドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため公正競争上問題であると考えます。形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、結果的に排他的になっているといえます。</p> <p>さらに、平成22年6月1日付け日本経済新聞朝刊では、NTTドコモの携帯電話、NTT東・西の固定電話およびフレッツ光とひかり電話、NTTコミュニケーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの計6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中にNTTファイナンスに集約すると報じられています。</p> <p>これが事実であるならば、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、電気通信事業法第30条に抵触する行為そのものといえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、プ</p>	<p>■ これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っておらず、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。</p> <p>この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客サービスの実現など消費者利便の向上に邁進してきました。</p> <p>こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。</p>	<p>■ 御指摘の事案について、NTTドコモは自社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っておらず、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の特典の提供を行っているものと認識しているとしている。</p> <p>当該特典は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されており、このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものとはいえない。</p> <p>しかし、特典の提供方法や料金請求一本化の方法如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)(九)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ NTTグループに係る現行規制の見直しの必要性については、考え方2に同じ。</p>

<p>ランドカ、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 2. グループドミナンス</p> <p>(4) NTTファイナンス殿を介した優先的取扱い</p> <p>NTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」という。)殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービス^{※6}については、NTTグループ外のISP2社が追加になったものの、市場支配力を有するNTTグループ主要事業者全ての実質的なセット割引が可能である状況に何ら変わりはなく、競争事業者にとって看過できない状況です。総務省殿においては、当該サービスについて、NTTグループ外の会社が含まれていることをもって排他的ではない(問題ない)と判断するのではなく、取引総量におけるNTTグループが占める割合等を問題有無の基準に追加することや実効性の観点から排他性を判断する等、本制度における検証の精度を高め、必要な是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>※6 NTTファイナンス殿 HP「おまとめキャッシュバック」サービス http://www.isdn-info.co.jp/ntt_card/omatome_cashback.html (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。 ・ このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。 ・ 近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移动通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。 ・ このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが 	
---	--	--

	<p>提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。</p> <p>・ 公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。</p> <p>(NTT・再掲)</p>	
--	---	--

3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見41 公正競争環境を確保するため、NTTドコモ、NTT データ等の電気通信事業者や県域等子会社及び NTT ファイナンス等の非電気通信事業者を NTT 東西の特定関係事業者に追加すべき。</p>	<p>再意見41</p>	<p>考え方41</p>
<p>■ 1. 特定関係事業者制度の形骸化 (1) NTTドコモ殿等の追加 近年、NTTファイナンス殿による一括請求やNTTドコモ殿と NTT 東西殿との FMC 連携等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進展しており、既にNTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象が生じていると認識しています。 このような行為を放置することは、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものであることから、総務省殿においては、事業連携等を図るグループ会社等が増大していること及びその影響を踏まえ、NTT ドコモ</p>	<p>■ 各社殿の指摘する通り、NTTドコモ殿、及び県域等子会社はグループドミナンスの抑止の観点から、特定関係事業者制度の対象に追加すべきと考えます。 NTTコミュニケーションズ殿が特定関係事業者に指定された経緯については、「NTT東西殿との間でさまざまな業務の委託関係があること」、「非常に一体的、あるいは排他的な共同営業というものが行われやすい土壌があること」となっている点を鑑みれば、FMC連携や代理店を介した一体営業の事例が各社より指摘されるNTTドコモ殿及び県域等子会社については、特定関係事業者制度の規制趣旨が</p>	<p>■ 電気通信事業法第 31 条第1項及び第2項は、同法第 30 条第3項に係る禁止行為に該当しない一定の反競争的行為について、一種指定事業者が特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合に電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいことに鑑み、一種指定事業者に対し、特定関係事業者との間においてさらに厳格なファイアーウォールを設ける趣旨で規制を課すものである。また、特定関係事業者として、ボトルネック設備を保有する NTT 東西との間で特に厳格なファイアーウォールを設ける必要性に鑑み、業務</p>

<p>殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域子会社やNTTファイナンス殿等といった非電気通信事業者も特定関係事業者指定する等グループドミナンスを抑制する措置を講じるべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。</p> <p>しかしながら、持株会社体制でグループ体経営をしていることを踏まえ、NTTコミュニケーションズのみならず、NTTドコモやNTTファイナンスといった兄弟会社も特定関係事業者として規定すべきと考えます。</p> <p>加えて、前述のとおり、NTTグループにおける総合的な市場支配力に着目したルール導入をただちに実施すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ <u>グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し</u> 「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」、「NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年本制度の意見書にて報告されているところであり、こ</p>	<p>ら、指定対象に追加することを検討すべきと考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿が意見されていると、NTT グループ企業間の連携等、市場支配力の濫用による公正競争の阻害が懸念されることです。総務省殿においては、NTT ドコモ殿や NTT ファイナンス殿の影響力の拡大といった環境変化を踏まえ、公正競争を担保するために、両社を特定関係事業者として追加すべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、各事業者から指摘される事例については、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はないもの、あるいは、販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で実施しているものであり、公正競争上問題が生じている事実はないものと認識しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。 (NTT ドコモ)</p> <p>■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモとの代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行為はありません。</p> <p>また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とドコモによる排他的な営業行為に当</p>	<p>実態等を踏まえ、NTT コミュニケーションズが指定されているところである。</p> <p>同項の適用対象については、まずは競争セーフガード制度等の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であるが、現在において現行の適用対象を変更すべき必要性が生じているとは認められず、対象を拡大することは適当ではない。</p> <p>■ NTT グループの市場支配力に係る公正競争要件の見直しについては、考え方2に同じ。</p>
---	--	--

<p>れら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がることが懸念されております。</p> <p>特に、昨今IP化の進展やLTE等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして提供可能にある状況にあることを鑑みれば、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携による市場支配力の行使については、公正競争環境を阻害するため引き続き認めべきではないと考えます。</p> <p>従って、これら課題を解決するためには、グループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のNTTグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、具体的には、NTTドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する必要があるものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>たらないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、NTTグループ商品の取扱いを禁止する等の販売代理店の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。 <p>(NTT 東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用」とありますが、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要ないものと考えており、ご指摘にあるような行為規制による厳正化は不要であると考えます。 ・ むしろ、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っていますが、当社にのみIP・ブロードバンド時代においても電話時代の規制を課され、お客様のニーズに応じた柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、お客様の選択肢が狭まることとなり、お客様利便を損なうことになりかねません。 ・ したがって、利用者利便を向上するとともに、ICT利活用を促進する観点から、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要であり、固定電話が主流の時代に導入された当社に対する非対称規制については、市場の変化に応じた適切な見直しをお願いしたいと考えます。 <p>(NTT 東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に 	
--	--	--

	<p> 関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであり、また、業務改善計画（平成22年2月26日）の策定・実行を通じ、他事業者情報の適正利用に向けた措置を講じております。 ・ 一方で、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも自社グループ内のみ固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かしたサービス展開を行っているなかで、NTT西日本・東日本のみが指定電気通信設備制度に基づく非対称規制により、お客様のご要望に応じたサービスを迅速かつ柔軟に提供できないとすると、結果として、NTT西日本・東日本のお客様だけが不利益を被るとともに、IPブロードバンドの利活用促進を妨げる要因になりかねません。 ・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。 <p> (NTT 西日本) </p> <p> ■ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置（88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成）に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競 	
--	---	--

争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。

- ・ こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。

- ・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。

- ・ このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。

- ・ 近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択して

	<p>います。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。 ・ 公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。 <p>(NTT・再掲)</p>	
--	--	--

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1) 検証の対象

意見	再意見	考え方
意見42 NTT東西とNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業行為を行っており、NTT再編成時の公正競争要件に抵触してい	再意見42	考え方42

<p>るおそれがあることから、所要の措置を講じる必要がある。</p>		
<p>■ 3. 地域会社と長距離会社の営業業務集約 毎年度弊社共が指摘している通り、NTT東西殿とNTTコミュニケーションズ殿は2006年に法人サービス提供体制見直し^{※12}後も、共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)を継続的に行っている状況にあり、NTT再編時の公正競争要件(八)「長距離会社は、独立した営業部門を設置すること」に反するものと考えます。また、NTT東西殿が競争事業者と共同営業を行うことは実質的に考えられないことを考慮すれば、本件はNTTグループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。従って、総務省殿においては、本件の公正競争への影響等を十分に認識して頂き、直ちにこうした共同営業を止めるようNTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿に指導して頂くことを強く希望します。</p> <p>※12 上位レイヤサービスと法人サービスの提供体制の見直し(2006年7月21日) http://www.ntt.co.jp/news/news06/0607/060721a.html (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 法人営業については、お客様の利便性向上の観点から、弊社が有する大規模／グローバルICTソリューションのノウハウを活かしてお客様に対応するよう実施したものです。弊社はNTT東日本・西日本とは独立して営業活動を実施しており、再編成の主旨に反するものではありません。 (NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ 電気通信役務の提供に関する取引条件、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一としており、公正競争上の問題はありませぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。 (NTT 東日本) <p>■ 当社はNTTコミュニケーションズどのとは独立した営業活動を実施しており、お客様から要望があった場合、当社の営業担当者とNTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する情報は他の電気通信事業者との間のものと同一としており、公正競争上の問題はありませぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと 	<p>■ 御指摘の事案については、NTT コミュニケーションズは NTT 東西と独立して営業活動を実施しているとしており、また NTT 東西は、NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一であるとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、仮に当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、NTT 東西とNTT コミュニケーションズとの間の販売業務の受託における当該措置の運用について引き続き注視していくこととする。</p>

	<p>考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>■ ソフトバンクグループが指摘した事案は、「日本電信電話(株)会社の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」の「(九)地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じとすること」に抵触する行為です。</p> <p>上記の指摘事案をはじめ、NTT東・西からNTTコミュニケーションズに法人営業業務を集約する際、NTT東・西の顧客情報も流出され営業活動が行われた事実はないか等も併せて、総務省による踏み込んだ検証を直ちに行うべきと考えます。 (KDDI)</p>	
<p>意見43 活用業務制度はNTT法やNTT再編成の本来の目的と齟齬をきたすため直ちに廃止すべき。改正NTT法に基づく届出制において、活用対象として行いうる業務の明確化、省令・ガイドラインにて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する場の設置等の公正競争環境確保のための措置を講じるべき。</p>	<p>再意見43</p>	<p>考え方43</p>
<p>■ 3. 業務範囲規制の形骸化</p> <p>これまでNTT東西殿から申請された活用業務は26件ありますが、その全てが認可されており、NTT東西殿がその業務範囲を着実に拡大している状況にあります。また、年内に施行予定の改正NTT法において活用業務は届出制へ変更され、手続きの簡素化やサービス開始までの日数短縮により、業務範囲拡大がさらに容易になることが明らかとなっています。2011年6月の弊社共を含む競争事業者22社連名で提出した「公正競争確保に係るNTT東・西殿の活用業務に関する要望書」^{※14}でも述べたように、活用業務制度についてはNTT法やNTT再編時</p>	<p>■ 当社は、活用業務を営むに当たっては、引き続き「東西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく所存です。</p> <p>他方、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っていますが、当社にのみIP・ブロードバンド時代においても電話時代の規制を課され、お客様のニーズに応じた柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、お客様の選択肢が狭まることとなり、お客様利便を損なうことになりか</p>	<p>■ NTT東西の業務範囲については、NTT法第2条第5項の規定に基づき、同社が本来業務を営むための設備、技術又は職員を活用して行う電気通信業務等についても、活用業務として、本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障を及ぼさないとの条件の下に行うことができる。</p> <p>活用業務は総務大臣による認可が必要とされていたが、活用業務自体並びに本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障を及ぼさないための具体的条件が相当程度類型化し業務の適正性を確保する条件について事前に相当程度判断できるようになり、また改正法による公正競争促進のため</p>

<p>の趣旨に立ち戻り、直ちに廃止されるべきと考えます。仮に、活用業務制度の廃止が困難である場合には、活用業務のさらなる肥大化を招かぬよう以下の追加措置を最低限講ずるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体事業や ISP 事業等について、活用業務に該当しないことの明確化 ・ 活用業務届出内容に利害関係者が意見を述べられる場の確保 ・ その他あらゆる公正競争環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> - 活用業務の内容についての監視検証機関の設置 - NTT 東西殿と接続事業者との完全なる同等性の確保 - グループドミナンス排除の実効性担保等 <p>※14 公正競争確保に係る NTT 東・西殿の活用業務に関する要望書(2011年6月8日) http://www.softbanktelecom.co.jp/ja/news/press/2011/20110608_01/index.html (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 「活用業務制度」の是非 活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。 このようななし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループ全体の在り方を検討すべきと考えます。 加えて、これまで認可された活用業務についても、以下の観点から「電気通信事業の公正競争確</p>	<p>ねません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、利用者利便を向上するとともに、ICT利活用を促進する観点から、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要であり、固定電話が主流の時代に導入された当社に対する非対称規制については、市場の変化に応じた適切な見直しをお願いしたいと考えます。 (NTT 東日本) ■ 活用業務制度については、IP化の進展と多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が2001年に法制化されたものと認識しています。 ・ また、今回、6月1日に公布された改正NTT法については、ICT利活用の促進とブローバンドの普及を図るとともに、市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう、活用業務を現行の認可制から事前届出制に緩和したものと認識しています。 ・ 当社としては、今回の改正に伴い、よりスピーディーかつ弾力的に新しいサービスを提供できるようになるものと考えており、今後もお客様の高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。 ・ なお、活用業務制度の利用にあたっては、引き続き「東西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めてまいり所存です。 (NTT 西日本) ■ KDDI 殿の意見に賛同します。年内に施行予定の改正NTT法に定める認可制から届出制への規制緩和により、これまで以上に活用業務によるなし崩し的な業務範囲拡大が懸念されるところであり、最低 	<p>の措置によりNTT 東西による市場支配力の濫用の蓋然性が低下し個別の認可手続により業務の適正性を精査する必要性が低下することとなった。そのため、活用業務として営むことのできる範囲を維持することにより公正競争を確保しつつ、活用業務の開始に要する期間を短縮することにより NTT 東西が消費者ニーズに則してサービスを迅速に提供できるようにし、事業者間競争を一層促進することを目的として当該認可制を届出制とする NTT 法の改正が行われ、事前届出期間や届出内容等について規定した改正同法施行規則とともに、平成 23 年 11 月より施行された。さらに、同年 11 月に策定した活用業務ガイドラインにおいて、届け出られた業務が NTT 法第2条第5項に規定する範囲内に含まれるか否かについての具体的な確認の基準や手順を規定したところであり、活用業務として行いうる業務については、すでに必要な明確化が図られていると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 届出内容の公表、競争事業者等の意見を反映する場の設置については、総務省は届出を受けた際は、可能な限り速やかに、公表可能な事項とそうでない事項を峻別した上で、届出書に記載された事項を公表することとしている。 なお、届出に係る活用業務が NTT 法第2条第5項に規定する範囲内で営まれることとなるか否かについての指摘や具体的事例の提示を競争事業者等から受け付けることとしている。 ■ なお、活用業務制度を含む NTT グループの在り方については、考え方2に同じ。
--	--	---

<p>保に支障を及ぼすおそれ」等が存在する状況にあることが明らかであるため、認可の取消しを含め、その是非を検討すべきであります。</p> <p>◇活用業務を前提として構築されているNGNにおいて、既に過大な投資と、設備や職員等の経営資源の過度な投入がなされている</p> <p>◇NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなり、当該サービスが本来業務の地域電気通信業務と比較し、無視できない規模に拡大している</p> <p>◇過去の認可事例において、1つの認可を皮切りに、それを先例として活用業務を積み重ねている状況を鑑みると、今後も過去認可された活用業務をベースに次々と業務範囲が拡大され、情報通信市場の公正競争環境を更に阻害していくことが明らかである</p> <p>◇一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかでNTT東西が講じるとしていた「営業面でのファイアーウォール」に係る措置が不十分であったことが明らかであり、またNTT東西に対する機能分離や子会社等への管理監督義務に係る措置が実行されていない現段階では、「営業面でのファイアーウォール」の不備が解消されていない</p> <p>◇実施状況等の報告・公表に関して、いまだ非公表の事項が多いため、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の規定を、十分満たしていない</p> <p>なお、先般成立した改正NTT法にて、活用業務に係る手続きが、現行の「認可制」から「事前届出制」へと見直されたことにより、なし崩し的な業務範囲拡大が、更に進み、NTT東西の独占回帰に繋がると強く懸念しております。</p> <p>そのため、本来は廃止すべき活用業務制度によ</p>	<p>限の取り組みとして本制度の運用に関する弊社共意見書^{※2}で述べた追加措置を講ずるべきと考えます。その上で、光の道の議論を踏まえた3年後の包括的検証において、公正競争上の問題が認められた場合には、活用業務制度のみならず、NTT組織の在り方についても見直しを行うことが必要と考えます。</p> <p>※2 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011年度)の結果及び再意見の募集 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kibAn03_01000059.html</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	--	--

って、これ以上の業務範囲拡大が進まぬよう、「事前届出制」においても、省令・ガイドラインにて、次のような公正競争確保のための措置を講じるとともに、厳正に運用頂くことを強く要望します。

- ◇活用業務として届出可能な業務・条件を事前に明示
- ◇届出前に内容を公表することを含め、競争事業者の認知から活用業務開始予定までの期間を十分確保
- ◇届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置

(ケイ・オプティコム)

■ 活用業務制度の認可制から届出制への変更について

活用業務制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったというところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。

「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するためにNTT東・西が講ずべき措置として7つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西の光ファイバシェアは74.4%（2011年3月末時点「電気通信サービスの契約数

<p>及びシェアに関する四半期データの公表(平成22年度第4四半期(3月末))と依然として高止まりしている状況となっています。</p> <p>そのような状況であるにもかかわらず、本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに對し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。そのため、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。</p> <p>また、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やISP事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で3年後の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならずNTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見44 競争環境の変化に応じて、NTT グループに係る累次の公正競争要件は撤廃を含めた見直しが必要。また、NTT 東西の事業領域規制は、IP・ブロードバンドの進展に対応した見直しが必要。</p>	再意見44	考え方44
<p>■ ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)</p>	<p>■ 2. NTTグループに対する規制強化について</p>	<p>■ 考え方2に同じ。</p>

<p>時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上が阻害されています。 ・ このように競争環境は大きく変化しており、累次の公正競争要件は、時代にそぐわない枠組みとなっているだけでなく、上位レイヤ等も含めた市場全体が大きく拡大していることから、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。 ・ また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域規制は、電話時代の公正競争を確保するための枠組みとなっており、IP・ブロードバンドサービスの進展に対応した見直しが必要であると考えます。 <p>(NTT 西日本)</p>	<p>NTTグループは、行為規制やNTT再編時等の公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携を進めている状況にあります。</p> <p>また、NTT東西殿は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反する形で、活用業務制度を利用してなし崩し的に業務範囲の拡大を行っております。</p> <p>このようにNTTグループが本来の規制の枠組みやNTT再編の趣旨を逸脱して、自らの理屈によって事業範囲拡大やグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高まりの主因でもあります。</p> <p>以上の状況から、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要と考えますので、次のように、行為規制やNTT再編時等の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係のない委託会社・代理店への規制適用 ・ グループドミナンスの排除のための行為規制の厳正化 ・ 活用業務制度の廃止 <p>なお、NTT東西殿が指摘しているとおり、NTTグループ以外の「企業グループ」においても、自社グループ内のモバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、情報通信市場全体にグループドミナンスを拡大している状況にあることから、NTTグループ以外のモバイル事業者に対しても、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等、グループドミナンスを排除するための措置を講じることが重要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム・再掲)</p>	
--	---	--

意見45 NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、2008 年度の要請以降も NTT 東西が放送サービスの提供主体であるような誤認を与える広告が引き続きなされていることから、「フレッツ」をサービス名称に使用することの禁止等の追加的措置を講じる必要がある。	再意見45	考え方45
<p>■ NTT東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示</p> <p>2010年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成23年7月時点の広告物(別添資料参照)を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。さらに、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような表現についても、変化が見られない状況が続いています。</p> <p>NTT東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がNTT東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p> <p>(別添資料)</p>	<p>■ フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオプティキャストである旨を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じないよう努めているところです。 ・ したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要はないと考えます。 ・ 当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービスなどますます多様化してきているお客様のニーズに対して応えていく考えです。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM等については、以下の内容※を掲載し、放送サービスの提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないよう努めております。</p> <p>※広告物への主な掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放 	<p>■ NTT 法によりNTT 東西が放送事業を営むことは認められておらず、活用業務ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをNTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。</p> <p>このため、2008年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していくこととする。</p>



送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂けます。

- フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込)(オプティキャスト施設利用料210円(税込)／月を含みます。)

※CMでの掲載内容

- 「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャストの放送サービス(地上／BS)を受信するサービスです。
- フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込)(オプティキャスト施設利用料210円(税込)／月を含みます。)

- また、本社に設置されている広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであり、現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光とともに提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに応えていく考えです。

- なお、フレッツ・テレビの提供について、他の放送事業者様からのご要望がある場合には、事業者を問わず協業に向け協議させていただく考えです。

(NTT 西日本)

■ KDDI 殿の意見に賛同します。「フレッツ・テレビ」の告知に関しては、依然として提供主体が NTT 東西殿であるかのような誤認を与えるものが多く問題であると考えます。提供主体の株式会社オプティキ



(KDDI)

■ 「フレッツ・テレビ」の広告表示等

NTT西日本の販売代理店が配布しているチラシにおいて、「フレッツ・テレビは、NTT西日本の商品です」と明記されているものが、いまだ見受けられます。

また、当該チラシには、NTT西日本による広告審査の証跡と思われるコードが記載されていることから、NTT西日本が実施するとしている広告審査についても、形骸化もしくは機能不全化を窺わせます。そもそも、サービス名称に「フレッツ」を使用していること、広告等で「NTT西日本の会社名やキャラクター」を使用していることで、「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると消費者が誤解する状況のまま、CMによるマス訴求を拡大しております。

以上の状況を踏まえると、これまでの措置では不十分であることが明らかですので、次のような、より一層の措置を講じることが必要と考えます。

◇放送サービスに関して、「フレッツ」ブランドの利用禁止

キャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿の名前をより大きく表記し、提供主体や利用者の契約締結主体を誤認させないようにすべきと考えます。総務省殿は本サービスの広告表示改善に関して、あらためて、NTT 東西殿に対して指導を行うべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)

◇NTT西日本による「フレッツ・テレビ」の販売の禁止

加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカパーJSATによって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等について検証することも、引き続き重要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ 1. フレッツ・テレビ (NTT ブランドの優位性)

株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009年2月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導^{※11}が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です(別添資料1参照)。

日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省殿においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう、加えて、当該サービス以外についても「フレッツ」等のNTTブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。

※11 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009年2月25日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/0902

25_5.html#bs1

「フレッツ・テレビ」に関する広告物の一例

別添資料1

(表面)

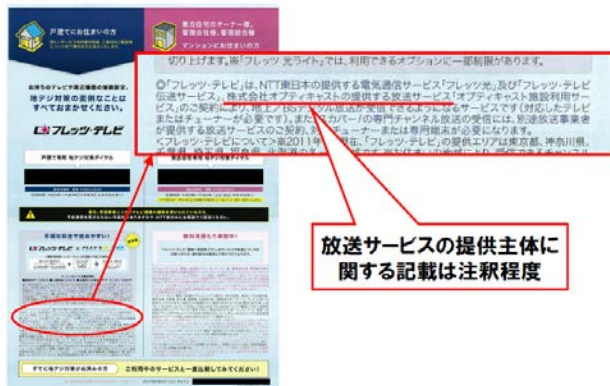


あたかもNTT東日本殿のサービスであるかのような記載

「フレッツ・テレビ」に関する広告物の一例

別添資料1

(裏面)



放送サービスの提供主体に関する記載は注釈程度

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

意見46 NTT グループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の役員兼任、在籍出向の禁止に加え、NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止すべき。

再意見46

考え方46

■ 2. NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体

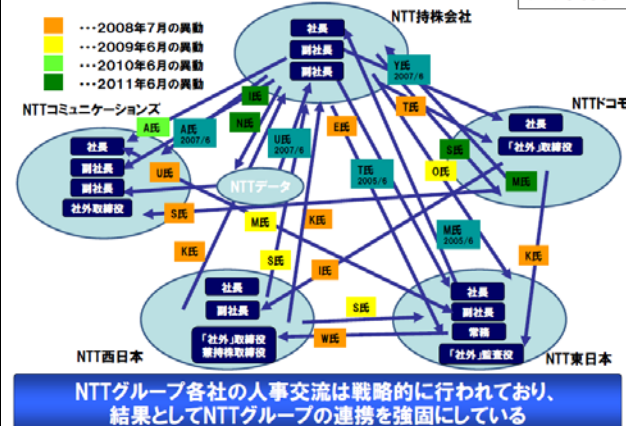
■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関

■ NTTにおける移動体部門の分離及び NTT 再編

経営

NTT グループ内の人事交流については、ここ数年、グループ一体化による市場支配力強化のために、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。) 殿を中心として戦略的に行われている状況です(別添資料2 参照)。本件に関しては、これまでの検証結果において、注視事項に止まり続けていますが、これを放置し続けることは、移動体部門の分離並びに NTT 再編時の趣旨に反するものであり、実質的なグループ一体経営を黙認するものです。この問題の抜本的な解決のためには、NTT グループの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の追加措置として、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を一律禁止する措置を講ずるべきと考えます。

NTTグループ人事相関図(役員の変動状況) 別添資料2



(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)

する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。

なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど公正競争を確保するための取り組みを実施しており、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。

(NTT コミュニケーションズ)

■ これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、役員を選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。

さらに、役員的人事異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。

(NTT ドコモ)

■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール及び移動体分離の際における公正有効競争条件を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。

■ なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。

(NTT 東日本)

成の趣旨は、NTT の独占部門と競争部門を分離することにより公正競争環境を確保することであることを踏まえ、当該分離等に係る公正競争要件において、旧 NTT と移動体部門との間においては在籍出向の禁止、地域会社と長距離部門においては役員兼任及び在籍出向の禁止を課すこととしたものである。他方、上記会社間におけるその他の人事異動及び持株会社とその他 NTT グループ各社の役員等の兼任及び異動については、持株会社とその業務を遂行するため、各グループ会社の経営実態に関する知識を必要とする場合があり得ること等から、一般に禁止することは適当でないとする。

■ 御指摘の事案について、NTT 東西は、「NTT の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。

これについては、「移動体分離の際の公正有効競争条件」(3)及び「NTT の承継に関する基本方針」(一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していくこととする。

■ NTT グループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要との御意見については、考え方2のとおりであり、ブロードバンド答申に基づき、2014 年度に行われる包括的検証において、同一企業グループに属する事業者間連携を含む市場動向の変化に留意することが考えられるところであり、当該検証の結果を踏まえて検討することとする。

	<p>■ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。</p> <p>・ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 今回の電気通信事業法の改正においては、NTTのグループドミナンスについて措置されておらず不十分と考えます。</p> <p>グループドミナンスや活用業務の届出化によって、NTTグループが独占へと回帰してしまわないためには、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが重要であり、設備の独占性に基づくルールに加えて、NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要です。それまでの措置として、直ちに共同ガイドラインを改正し、禁止すべきグループ連携事例を明記すべきです。</p> <p>また、本制度において、NTT東・西自身に事実関係を挙証させた上で、総務省は厳格な検証をすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見47 県域等子会社等において NTT ブランド力が法の趣旨を逸脱して使用されているため、使用を制限すべきである。</p>	<p>再意見47</p>	<p>考え方47</p>

■ NTTブランドの使用

県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本ー〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより(別添資料参照)、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。

(別添資料)

「NTT」ブランドの活用(NTT東日本)

NTT東日本 企業情報

企業情報 NTT東日本について 業務内容 CSR活動 広報活動活動 経

グループ会社

NTT東日本の支店等のか子会社な
の区別がつかない。

公社時代からの「NTT」ブランドを
活用した社名、信用性を高め、営業活
動にも優位。

出典：NTT東日本HP(<http://www.ntt-east.co.jp/aboutus/group.html>)
平成23年7月時点

■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要ないものと考えます。

(NTT 東日本)

■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。


(NTT 西日本)

■ 日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)第8条の趣旨を踏まえ、「NTT」等のブランド使用を制限すべきという、KDDI 殿の意見に賛同します。「日本電信電話株式会社」等と同義である「NTT」等を、県域子会社や NTT グループ各社が社名の一部に用いることは、脱法的な行為であり、問題と考えます。総務省殿においては、問題解決のために、NTT法第8条の解釈の明示及び「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を整備すべきと考えます。

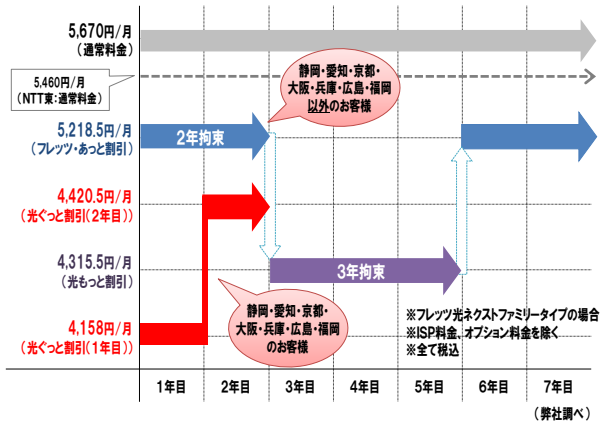
(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)

■ 隣接市場間における同一ブランドの使用が公正競争環境に与える影響については、一般的に、当該同一ブランドが使用されるケースにおける事業者選択は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した複合的な結果と考えられるため、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしも言えない。よって、ブランド力が公正競争にもたらす影響については、豊富かつ長期的なデータに基づく緻密な分析を行った上で、十分な議論を行うことが必要であり、そのような観点から引き続き注視していくこととする。

■ また、「NTT 東日本ー〇〇」等の県域等子会社の社名については、法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視していくこととする。

 <p>(KDDI)</p>		
<p>意見48 NTT 西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」等については、地域ごとの料金設定に合理的理由があるか、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないか検証する必要がある。</p>	<p>再意見48</p>	<p>考え方48</p>
<p>■ 「光ぐっと割引」「光もっと割引」等の割引制度の適正性検証</p> <p>NTT西日本においては、適用期間が長期にわたる割引制度を複数設定（「光ぐっと割引」※1、「光もっと割引」※2、「フレッツ・あっと割引」※3）しており、これにより、NTT東日本よりも接続料が高いにもかかわらず、NTT西日本のフレッツ光の実勢価格は、NTT東日本の通常料金と比較して大きく下回っております。</p> <p>そのため、このような割引制度を適用した後の利用者料金について、原価を下回る競争阻害的な水準となっていないか、検証頂くよう要望いたします。</p>		<p>■ 共同ガイドラインにおいては、電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等が掲げられているところである。</p> <p>累次の活用業務認可に係る運用においても、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回る等、競争阻害的な料金で提供されていないことを検証するため認可申請に当たって収支の見込み等の提出を求めてきたところである。</p> <p>よって、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか</p>

NTT西日本フレッツ光料金の実勢価格



また、静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県に限った割引制度である「光ぐっと割引」については、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由(世帯数の多い都市部は設備の稼働率が高く、他地域に比べ提供コストが安い等)が希薄になっていると思われるうえ、利用の公平の観点からも好ましくないと考えますので、NTT西日本に対して改善指導を行う等、早期に措置頂くことを要望いたします。

※1 利用地域が静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県で、新規に申込みのお客様に対し、利用開始から最大2年間、月額利用料を割引くもの

※2 フレッツ光を2年以上継続して利用しており、かつ「フレッツ・あっと割引」の継続利用期間の2年を満了したお客様で、3年間の継続利用を約束した上で申込みのお客様に対し、最大3年間、月額回線使用料を30%割引くもの

※3 2年間の継続利用を約束した上で申込みのお客様に対し、月額回線使用料を10%割引くもの
(ケイ・オプティコム)

引き続き注視していくこととする。

3 その他

意見	再意見	考え方
<p>意見49 NTT コミュニケーションズが、NTT 再編成前に取得した加入者情報を活用したアウトバンド営業を行っている事例が存在している。マイライン制度導入の経緯等に照らして不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要である。</p>	<p>再意見49</p>	<p>考え方49</p>
<p>■ 4. NTT コミュニケーションズ殿による NTT 東西殿顧客情報の保持</p> <p>NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した顧客情報等を利用し、弊社共の個人ユーザに対して「プラチナ・ライン」等の自社サービスへの勧誘を行っているとのユーザからの申告が依然として上がって来ています。再編時の顧客情報の承継が、サービスの継続的提供のために必要な措置であったとしても、マイライン制度の導入後、中継事業者として NTT コミュニケーションズ殿を一切利用しないユーザも存在したはずであり、そうした利用者の顧客情報は廃棄されるべきと考えます。しかしながら、弊社共への申告事例等を見ると、再編時に承継した顧客情報であることを理由に、NTT コミュニケーションズ殿が現在もそれらの顧客情報を保有し、アウトバンド営業等に活用しているものと想定され、こうした不公正な営業活動を直ちに禁止すべきと考えます。</p> <p>このような状況は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び NTT 東西殿からの情報提供についての同等性確保を定める「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触する可能性のあるものであり、総務省殿においては、こうした顧客情報の保有・利用の実態について再度詳細な調査を行って頂き、NTT コミュニケーションズ殿における不公正な営業活動を直ちに禁止するよう厳しく指導して頂き</p>	<p>■ 弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>また、弊社アウトバンド営業は、再編後に弊社サービスのご利用実績があるお客様に対して実施しているものであり、ご利用実績のないお客様に対して NTT 再編時に取得した加入者情報を利用したアウトバンド営業を行っているという事実はありません。</p> <p>(NTT コミュニケーションズ)</p>	<p>■ NTT コミュニケーションズは、アウトバンド営業については再編後に自社サービスの利用実績がある顧客に対して実施しているとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、同社が、NTT 再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT 再編成後に同社サービスを利用した実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触するおそれがある。このため、同社による営業活動について引き続き注視していくこととする。</p>

<p>たいと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見50 これまでの行政指導に対するNTT東西の措置の実効性を検証し、必要であれば追加の措置を講じるべき。第三者による監視・検査等の仕組みを導入する等を行い、競争セーフガード制度の実効性をさらに高めるべき。</p>	<p>再意見50</p>	<p>考え方50</p>
<p>■ 過去の行政指導に対する措置の再検証、監視機能の強化 一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。 このため、2007～2010年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p> <p>また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ましてNTTグループやNTT東西内部の状況は認知しづらいため、競争事業者による実態調査には限界があります。</p> <p>そのため、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 本制度における実効性を高めるための見直しが必要とする、各社殿のご意見に賛同いたします。 現に「NTT西日本情報漏洩問題」は、本制度における検証スキームが全く機能していないことを示す事例であり、これまで多数の事業者から問題点が指摘されておりますが、特段本制度の見直しは実施されていないものと認識しております。 現在、電気通信市場においては、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションの進展、モバイルブロードバンドの普及・高速化、固定・モバイルの融合といった様々な市場の変化が急速に進む状況にある中で、本制度における実効性の問題から、これら変化が競争環境に及ぼす影響を的確に捉えることが出来ない場合は、公正競争環境の後退・喪失に繋がることが強く懸念されますので、早急に見直しを実施頂くことを要望いたします。 とりわけ、検証プロセスの透明性の確保については、本制度を継続的に実施していく上では必要不可欠な事項と考えます。透明性を確保する観点から、公開された審議の場の設置や第三者による監査の定期報告を公開する等、具体的な対策の実現を強く要望いたします。 (イー・アクセス)</p> <p>■ 当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問</p>	<p>■ 考え方1に同じ。</p>

	<p>題となる事象は特段生じていないと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、これまでに競争セーフガード制度の検証結果を踏まえて総務省から要請された事項は、いずれも「改めて周知・徹底」を要請されるなど、公正競争ルール遵守の再確認を行うものです。 したがって、第三者による監視・検査等の仕組みの導入は不要と考えます。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社は、平成21年度の兵庫及び北陸での事案を受け、昨年2月下旬に策定した業務改善計画に基づき、この約一年半の間、顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業部門から設備部門へ移管するなどの業務面での対策も講ずるなどの施策に取組み、他事業者情報を営業部門から隔絶する様々な措置を取組んで参りました。業務改善計画の実行状況については、総務省殿に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有効性・実施状況についての外部機関によるチェックを行い、一定の評価をいただくなど、外部機関の力も活用しながら、情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本実施状況については、関係する電気通信事業者様に対しても、合計3回(平成22年4月、平成22年8月、平成22年10月)の説明会及び書面による回答を行う等により、事案の全容、事案発生後に講じた措置について説明を行っております。 ・ 今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正にあたっては、設備部門の設置、設備部門と設備部門以外の居室の分離、設備部門の社員等が順守すべき規定類の策定や研修の実施等に取り組むなど、他事業者情報の適正な取扱いによる公正競 	
--	--	--

	<p>争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。また、取り組み内容については設備部門とは独立した監視部門により、監視を行うとともに、総務省殿に定期的に報告を行って参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、他事業者様が提起されている「第三者による透明性のある検証スキームの確立」といった追加的な措置は不要と考えます。なお、各種契約書等の見直しについては、改正法令の趣旨に則り、必要な対処を行う考えです。 <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見51 NTT 東西と他通信キャリアの競争における不公正・不公平を本質的に是正するために、政府保有株式全数売却や、NTTグループ清算事業団の新規設置等の措置が必要である。</p>	<p>再意見51</p>	<p>考え方51</p>
<p>■ (通信設備の設置・保有・利用に関する) NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不公平となってしまう本質的な理由が2つある。</p> <p>1 つ目は、NTT 持ち株会社が、株式会社とは言え36%もの政府出資を得ていることである。</p> <p>2 つ目は、そもそも NTT 東西社を含む NTT グループが、持ち株会社制度を採用してしまっていることである。</p> <p>そこで、意見公募要領、(別紙)、検証項目、3. その他へ向け、NTT 持ち株会社株式の政府保有分全数売却と、NTT グループ清算事業団の新規設置を含め、下記9点を提案する。</p> <p>提案 1:財務大臣は、NTT 持ち株会社株式の政府保有分全数を売却する。</p> <p>提案 2:NTT コミュニケーションズ社から、OCN(ISP事業)を分離する。</p> <p>さらに、NTT ぷらら社(ISP事業、光TV事業)(※1)とNTT レゾナント社(ポータルサイト事業、Googleと</p>		<p>■ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。</p>

<p>のインターネット検索事業)(※2)を、NTT コミュニケーションズ社のグループ会社から分離する。</p> <p>(※1) NTT ぷらら社の株主構成 (出資順位/出資者/出資比率) は次の通りである。 1 位 / NTT コミュニケーションズ社 / 不明、 2 位 / ソニー(株) / 不明、 3 位 / (株)ソニーファイナンスインターナショナル / 不明。</p> <p>(※2) NTT ぷらら社の株主構成 (出資順位/出資者/出資比率) は次の通りである。 1 位 / NTT コミュニケーションズ社 / 66.6%、 2 位 / NTTドコモ社 / 33.4%。</p> <p>提案 3:NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社 (長距離・国際電話事業のみ) を統合した会社を、設備利用会社として新規設置する。 提案 4:ユニバーサルサービス負担を前提に、提案 3 の新設会社に政府も部分出資する。 提案 5:NTTグループ保有のボトルネック設備を、提案 3 とは別の設備保有会社へ移行し、完全別資本公司として新規設置する。 ただし、管路(光ファイバー網を埋設する地中管)、洞道(とうどう)(地下トンネル)、電柱や局舎土地等といった技術革新性の乏しい設備、物理的に新規数量を確保できない設備については、政府出資設備保有会社の資産とする。 一方、光ファイバー、ルーター、光クロスコネクトスイッチ等、半導体技術に連動して革新性が激しい設備、あるいは、定率償却に適した設備については、民間共同出資設備保有会社の資産とする。 提案 6:持ち株会社と東証 1 部上場子会社 3 社(※3) との、親子上場を中止する。</p> <p>(※3) 情報処理システム事業者 NTT データ社、携帯電話接続事業者 NTT ドコモ社と、建築通信設備事</p>		
--	--	--

<p>業者 NTT 都市開発社。</p> <p>提案 7:現状では、持ち株会社を經由して総合研究所群へ政府が出資している。</p> <p>そこで、総合研究所群を、提案 3、提案 5 とは別の完全民間資本会社として新規設置する。競争接続事業者（通信キャリア他社）が、この会社へ出資可能とする。</p> <p>提案 8:NTT グループ清算事業団を設置する。1986 年に持ち株会社が東証 1 部に上場した後、2011 年現在で、24 年以上が経過した。</p> <p>NTT グループ各社に勤め始めた 1986 年当時の年齢が、もしも 19 歳であれば現在 43 歳、もしも 23 歳であれば現在 47 歳となる。</p> <p>つまり、公務員として勤務を開始した者がいまだ数多く在籍しており、旧国鉄の民営化と同様に、清算事業団の設置が有効と考える。</p> <p>提案 9:現行持ち株会社を解散する。民間出資者が保有していた持ち株会社株式に対して、設備利用会社(提案 3)株式、民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTT ドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、代替として割り当てる。</p> <p>財務大臣が保有していた持ち株会社株式に対して、設備利用会社(提案 3)株式、民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、政府出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTT ドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、代替として割り当てる。</p> <p>そして、これら株式のうち、設備利用会社(提案 3)株式と政府出資設備保有会社(提案 5)株式を、政府が継続保有する。民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTT ドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、NTT グループ清算事業団が期間限定で保有し、その後売却することを義務とする。</p>		
---	--	--

<p>(ただし今回は、ブロードバンド通信の早期普及を優先して、NTT データ社株式会社については、政府が継続保有することも可能とする。</p> <p>社会保険庁が NTT データ社から借用する基礎年金番号管理システムや社会保険(記録管理)オンラインシステムの取扱い等、秘匿事項に関する議論が必要と思われる。</p> <p>政府が NTT データ社株式を即時売却できないことも、考慮せざるを得ない。)</p> <p>(個人)</p>		
<p>意見52 競争事業者への回線切替時における PBX 保守拒否行為が未だ継続しているため、実態を調査の上、必要な措置を講じるべき。</p>	<p>再意見52</p>	<p>考え方52</p>
<p>■ 1. NTT 製 PBX の保守拒否</p> <p>2007 年度の本制度の検証結果^{※13}で、引き続き注視していくとされた、接続事業者への回線切替に伴うNTT東西殿によるPBX保守拒否行為が依然として継続している状況にあります。具体的な事例としては、「NTT以外の電話サービスへ変更した場合、PBXの保守を行わない」等の回線切替防止目的のトークが、営業現場でなされているというユーザ申告として弊社に上がってきている状況にあります。</p> <p>本件については、過去の本制度の検証の中で「公正競争確保上の問題が認められた場合には速やかに所要の措置を講ずる」との総務省殿の考えが示されたところであり、今年度の検証において実態をより詳細に調査して頂き、NTT 東西殿への厳格な指導等必要な措置を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>※13 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007 年度)の公表(2008 年 2 月 18 日)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080218_1_bs1.pdf</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ</p>	<p>■ 当社PBXの保守契約をご利用のお客様が、加入電話を解除または休止された場合には、PBXの保守契約の継続意向の有無について事前にお客様に確認することとしており、お客様のご要望に応じて、PBXの保守契約を継続しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事項は平成 19 年度以降、指導を徹底しているため、公正競争上の問題は生じていないと考えておりますが、仮にご指摘のような事例が発生した場合、申告の内容を調査し、再度指導徹底をしていく考えです。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ 当社のお客様が他事業者回線に変更された場合においても、当社通信機器に係る保守サービスは変更前と相違なく提供させていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、仮にご指摘のような事例が発生した場合、申告の内容を調査し、指導徹底をしていく考えです。 <p>(NTT 西日本)</p>	<p>■ NTT 東日本は、平成 19 年に業務委託先子会社において利用者の同意を得ずに保守契約の解除が通知した事例があったことを受け、その後、PBX の保守契約の利用者が加入電話を解除または休止した際の PBX の保守契約の継続意向の有無を事前に確認し、利用者の要望に応じて PBX の保守契約を継続する旨研修等を通じて、業務委託先子会社に対し指導を徹底しているとしている。</p> <p>なお、当該措置等が徹底されない場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、NTT東西による当該措置等の運用について引き続き注視していくこととする。</p>

<p>バイル)</p>		
<p>意見53 競争事業者からNTT東西へ番号ポータビリティを行う際に、手続きの不備によりユーザへの請求が二重に行われるトラブルが多発しているため、実態を検証する必要がある。</p>	<p>再意見53</p>	<p>考え方53</p>
<p>■ 2. 番号ポータビリティに伴う二重請求 番号ポータビリティを行う場合、移転先事業者から移転元事業者に対して、電話サービス切替に関する連絡を行うことで、移転元事業者の電話サービスを解約するルールとなっています。しかし、NTT東西殿が移転先事業者となるケースにおいて、この手続きが着実に実施されず、ユーザに対して新旧の電話サービスの請求が行われる(以下、「二重請求」という。)トラブルが多数発生している状況にあります。こうした事例は、弊社だけでも年間数十件という規模で発生しており、ユーザからの二重請求に関するクレームも一向に減らない状況にあります。本件について、弊社から NTT 東西殿に対し再三に渡って、適正な事業者間手続きを実施して頂くよう申し入れています。いまだに状況は改善されていません。 総務省殿においては、本件の実態について詳細な検証を行なって頂き、ユーザに二重請求という不利益が発生している状況を一刻も早く改善するよう NTT 東西殿に厳格な指導を行って頂くことを希望します。また、年内に実施される予定の「機能分離」においては、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の同等性を確保することが目的とされているところであり、こうした電話サービス切替を始めとする手続きの同等性が確実に実現されるようルール整備がなされる必要があると考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ ソフトバンクグループが指摘した請求トラブルについては、当社においても同様のケースが発生しており、現在、NTT東・西に対し改善を申し入れているところです。 現行の番号ポータビリティに関するフローにおいては、NTT東・西のひかり電話から当社サービスへの切替の際、ひかり電話以外のサービスの解約に関する案内をNTT東・西より行っていただくこととなっていますが、その際に得た接続関連情報を目的外に利用し、利用部門からお客様へNTT東・西サービスの営業活動が行われないよう防止策をとることも必要と考えます。 今回の改正電気通信事業法による措置である「機能分離」によって、番号ポータビリティの解約関連に関するお客様への案内は、NTT東・西の利用部門が行うこととなりますが、当該情報を目的外利用していないかお客様とのやりとりを録音・保存する等、チェックを可能とすると共に責任の所在等を明確にし、NTT東・西の利用部門と競争事業者の同等性を確保すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 本事象に関しては、過去、番号ポータビリティ実施時において、移転先の事業者(当社)から移転元の事業者(ソフトバンク殿)への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、当社としては、その都度お客様およびソフトバンク殿へ対応を行い、是正に努めてきたところであり、今後とも二重請求</p>	<p>■ 御指摘の事案について、NTT 東西は、番号ポータビリティを行う場合には、移転先事業者から移転元事業者に対し、利用者が電話サービスを切り替えた旨を伝達することとしている。また、NTT 東西において、同社へ番号ポータビリティを行った利用者の移転元事業者に対し当該切替を伝達せずに二重請求が発生した事例を確認したことから、社内において注意喚起を行ったほか、再発防止のための措置を講じたとしている。 当該措置が徹底されない場合は、利用者にも不利益を与えることとなるため、当該措置の運用について注視していくこととする。 なお、NTT 東西による接続関連情報の取扱いについては、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1 号において目的外利用が禁止されているほか、改正法により導入された機能分離によりその適正性を担保することが求められており、総務省においてその遵守状況を引き続き注視していくこととする。</p>

	<p>が起らないよう、再演防止の徹底に努めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、番号ポータビリティ実施時において、移転先事業者が移転元事業者に対して廃止の連絡を行うという運用ルールは、当社から他事業者、他事業者から当社へと移行する際に、同等に適用されるものであり、利用部門と他事業者の利用手続きに差異はなく、同等となっております。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ ご指摘の事象に関しては、運用ルールである、番号ポータビリティ実施前の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、ご指摘の都度、当該部門に指導を実施し再発防止に努めているところではありますが、今後とも二重請求が起らないよう、再度運用の徹底に努めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、番号ポータビリティ実施時において、移転先事業者が移転元事業者に対して廃止の連絡を行うという運用ルールにおいて、当社から他事業者、他事業者から当社へと移行する際に、同等に適用されるものであり、利用部門と他事業者の利用手続きに差異はなく、同等となっております。 <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見54 競争セーフガード制度の実効性を強化し、今後NTT東西の機能分離の実施状況等を有効に検証するために、第三者による検証スキームを設ける等の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>再意見54</p>	<p>考え方54</p>
<p>■ 今後の検討に向けて現行の競争セーフガード制度の問題点としては、上述のように、PDCAサイクルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であったこと、が挙げられます。</p> <p>このため、3年後の包括的な検証に向け、それま</p>	<p>■ 競争セーフガード制度については、これまでの指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性の確保に主眼を置いた検証だけでなく、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により携帯事業者間の相互接続料格差が拡大している現状や、ネットワークレイヤ</p>	<p>■ 公開の審議の場を設ける等により競争セーフガード制度の実効性を強化するべきとの意見については、考え方32に同じ。</p> <p>■ 2014年度の包括的な検証において多角的な検証が必要であるとする意見については、総務省</p>

<p>での継続的な検証を有効なものにするためには、競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 機能分離の実効性検証の必要性</p> <p>「光の道」構想においては、今年5月の電気通信事業法の改正により、ポトルネック設備利用の同等性確保の観点から、NTT東西殿の設備管理部門と利用部門の機能分離が義務付けられ、3年後を目途に制度の包括的検証を行う方向性が示されました。この法改正後において機能分離の実効性をチェックするためには、毎年累次の公正競争要件の有効性・適正性を検証してきた本制度は、引き続き極めて重要な役割を担うと考えます。</p> <p>しかしながら、2009年11月に発覚したNTT西日本情報漏洩問題は、これまで本制度においてNTT東西殿の設備管理部門と利用部門のファイアウォールの構築状況について、毎年検証が行われていたにも係らず発生しており、本制度の抜本的な見直しが必要であることを示す事例であったと考えます。</p> <p>従いまして、本制度の実効性を高め今後NTT東西殿の機能分離の実施状況を有効にチェックするためには、以下の措置が必要と考えます。</p> <p>✓ NTT東西殿(子会社含む)の公正競争要件の遵守状況や所要の措置を要する事項への対応状況について客観的に検証(例:第3者による検証)するス</p>	<p>を中心とした国内競争から、上位/下位レイヤを含めた競争のグローバル化が急速に進展する市場環境の変化を踏まえ、NTTグループ以外の事業者が公正競争環境へ与える影響についても検証を行う仕組みとすることが必要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、客観性は十分担保されていると考えます。</p> <p>したがって、接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 競争セーフガード制度の実効性を高めるためには、各事業者が具体的な事例に基づく意見を提起することが重要と考えます。</p> <p>また、3年後に包括的検証を行う場合には、ブロードバンドの普及促進に向けて、FTTHに限らず、30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション</p>	<p>は、2012年度より実施するとしている公正競争レビュー制度において、現在の競争セーフガード制度における検証項目を引き続き検証の対象とするほか、料金の低廉化や市場シェア等の動向、「光の道」構想に関する取組状況等についても検証を行うことにより、ブロードバンド普及促進の観点から総合的な検証を行うとともに、上記包括的な検証においては、当該公正競争レビュー制度により得られた知見等を活用しつつ、固定・移動の融合やコアネットワークのIP化、ネットワークレイヤー等における新たな競争関係の出現といった水平的な市場動向、プラットフォーム・コンテンツ等を含む電気通信事業を取り巻くレイヤー間の関係や同一企業グループに属する事業者間連携といった垂直的な市場動向の変化等に留意し、多角的な検証を行うこととする。</p> <p>■ NTT東西の利用部門と接続事業者の同等性の確保については、考え方20に同じ。</p> <p>■ なお、オペレーションシステムの更改については、平成22年度ヒストリカル接続料にかかる情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成22年2月22日)において、DSL/光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改に関し、NTT東西に対し、以下の事項を要請することとされている。</p> <p>①コストの予見性及び適正性を検証する観点から、あらかじめ必要な情報開示を行うこと。</p> <p>②接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。」</p> <p>NTT東西においては、他のオペレーションシステムの更改に当たっても同様の措置を講ずることが望</p>
---	---	---

<p>キームの設定</p> <p>✓ 注視すべき事項が継続する場合は、過去の状況等を総合的に評価して公正競争上問題があるかを判断</p> <p>✓ 毎年の検証にて判明した制度自体の問題点を3年後の包括的検証に反映するPDCAサイクルの構築</p> <p>なお、機能分離は検証体制の構築に加えて、ボトルネック設備利用の同等性を高める観点から、接続事業者とNTT東西殿の利用部門において「同じ料金」、「同じプロセス」、「同じ商品」で設備を提供するインプットの同等性についても確保する必要があります。</p> <p>具体的に同等性の確保が必要なものとして、以下が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き回線、コロケーション設備、展開エリア・時期等に係る情報 ● 開通工事や設備構築に要するリードタイム ● オペレーションシステムの機能・コスト負担 ● 接続料・コロケーション費用・工事費 等 <p>その中でも、「オペレーションシステムの機能・コスト負担」については、2010年度から2011年度において、NTT東西殿にて「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」、「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」、及び「コロケーション業務支援システム」等各種オペレーションシステムの更改が実施されますが、これらコストについては、接続料金等に反映されることから、システム更改が度重なれば、接続料金の急激な上昇を招くことにつながり、その結果接続事業者に経営上の負担を与えることとなります。</p> <p>インプットの同等性の観点から考えれば、NTT東西殿の利用部門と接続事業者は本来同一のシステム</p>	<p>ン・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべき」という意見については、改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、客観性は十分担保されていると考えます。 したがって、接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。 <p>(NTT 東日本・再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3年後の包括的な検証に向けては、超高速ブロードバンドの普及促進を図るという視点での検証が必要であると考えます。 ・ そのためには、まずは、FTTHに限らず、30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスとしての市場を一括りとして捉え、少なくとも都道府県別に参入状況や普及状況を把握することが必要と考えます。 ・ その上で、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に 	<p>ましい。</p> <p>また、インプットの同等性の観点から、NTT 東西利用部門と接続事業者が同一のシステムを利用することが望ましいが、その実現に当たっては大規模なシステム更改と同等の費用等を要する場合は想定されることには留意する必要がある。</p> <p>なお、システム更改に当たっては、更改の範囲や費用を必要最小限にとどめるよう努めるべきであることはいうまでもない。</p>
---	---	--

<p>ムを利用するものと考えられますので、この点について同等性が確保されているかについては十分な検証が必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基づき、当社に対する措置要請が行われることは、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。 ・ これらを踏まえ、当社だけでなく、他の通信事業者や行政を含めた様々なプレイヤーが果たしてきた役割・成果や超高速ブロードバンドの市場実態を定量的かつ多角的に把握した上で、その普及促進に資するような客観的で総合的な検証を行う必要があると考えます。 <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 当社は指定設備に関わる手続き等について、以下の通り当社利用部門と他事業者を同等に取り扱っているところですが、引き続き、ご要望があれば更なる改善に努めていく考えです。</p> <p>【空き回線等の情報開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバ等の増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は当社利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっています。 <p>【開通工事等に要するリードタイム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっております。 <p>【オペレーションシステムの機能・コスト負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」「コロケーション業務支援システム」については、当社利用部門と他事業者が同じシステムを利用しております。 	
---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」については、他事業者様専用のシステムですが、申込の際に提供する情報（概算納期等）や申込方法（申込と同時に工事日を決定する申込方法等）は自社他社同等となっております。 ・ 費用負担については、当社利用部門と他事業者が利用に応じて負担しており、同等性は確保できております。 ・ 申込受付システム等の更改にあたっては、その更改の範囲や費用を必要最小限に留めており、更改内容については事業者様に対して事前に説明会等を開催する等、透明性の確保にも努めておりますのでご理解ください。 <p>【接続料・コロケーション費用・工事費等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社利用部門は、接続会計において、他事業者と同等の条件で費用負担をしております。 <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社は指定設備に関わる手続き等については、以下の通り当社利用部門と他事業者を同等に取り扱っているところですが、引き続き、ご要望があれば更なる改善に努めていく考えです。</p> <p>【空き回線等の情報開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバ等の増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は当社利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっております。 <p>【開通工事等に要するリードタイム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっております。 	
--	--	--

	<p>【オペレーションシステムの機能・コスト負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」「コロケーション業務支援システム」については、当社利用部門と他事業者が同じシステムを利用しています。 ・ また、「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」については、当社利用部門は自らの負担で構築した、顧客情報等管理システムで申込みを行っておりますが、申込の際に提供する情報(概算納期等)や申込方法(申込と同時に工事日を決定する申込方法等)は自社他社同等になっています。 ・ 費用負担については、当社利用部門と他事業者が利用に応じて負担しており、同等性は確保できております。 ・ 申込受付システム等の更改にあたっては、その更改の範囲や費用を必要最小限に留めており、更改内容については事業者に対して事前に説明会等を開催する等、透明性の確保にも努めておりますのでご理解ください。 <p>【接続料・コロケーション費用・工事費等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社利用部門は、接続会計において、他事業者と同等の条件で費用負担をしております。 <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 本制度における実効性を高めるための見直しが必要とする、各社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>現に「NTT西日本情報漏洩問題」は、本制度における検証スキームが全く機能していないことを示す事例であり、これまで多数の事業者から問題点が指摘されておりますが、特段本制度の見直しは実施されていないものと認識しております。</p> <p>現在、電気通信市場においては、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションの進展、モバイルブロードバンドの普及・高速化、固定・モバイルの</p>	
--	---	--

	<p>融合といった様々な市場の変化が急速に進む状況にある中で、本制度における実効性の問題から、これら変化が競争環境に及ぼす影響を的確に捉えることが出来ない場合は、公正競争環境の後退・喪失に繋がるのが強く懸念されますので、早急に見直しを実施頂くことを要望いたします。</p> <p>とりわけ、検証プロセスの透明性の確保については、本制度を継続的に実施していく上では必要不可欠な事項と考えます。透明性を確保する観点から、公開された審議の場の設置や第三者による監査の定期報告を公開する等、具体的な対策の実現を強く要望いたします。</p> <p>(イー・アクセス・再掲)</p> <p>■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿の本制度の実効性を高めるべきという意見に賛同します。本制度においては、競争阻害事例に対する挙証責任を競争事業者のみが負うことや、形式的検証に留まった結果、改善に至らない、といった運用上の問題が存在していると考えます。</p> <p>総務省殿による立ち入り調査の実施等、本制度の運用を強化し、「光の道」構想実現に向けた毎年度の継続的検証及び 3 年後の包括的検証において、本制度の検証結果が有効に活用可能となるよう本制度の見直しを早急に図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見55 接続事業者が今後のサービス提供の方向性を検討するために、NTT 東西がアクセス回線における概括的展望を早期に公表し、競争確保に向けた検討を行う必要がある。</p>	<p>再意見55</p>	<p>考え方55</p>
<p>■ <u>メタルアクセス網における概括的展望の公表の必要性</u> コア網については、NTT東西殿より概括的展望</p>	<p>■ イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT 東西殿から、2010 年 11 月に概括的展望が公表されましたが、メタルアクセス網に係る情報の公開は不十分</p>	<p>■ NTT 東西のアクセス回線については、全体的な方向性として加入光ファイバへの移行が進展していくことを前提とした上で、移行の円滑化を図る観点</p>

<p>が公表され移行の方向性が示されておりますが、その一方でメタルアクセス網の将来の取り扱いや代替サービス等の方向性は、現在もNTT東西殿から明示されていない状況にあります。そのため、NTT東西殿のアクセス網を利用する接続事業者にとっては、今後のサービス提供の方向性を検討するために必要な情報が十分に得ることが出来ておりません。</p> <p>従って、NTT東西殿と接続事業者との間で「情報の非対称性」が発生し公正競争を阻害する要因とならないように、メタルアクセス網における概括的展望は早急に公表して頂き、競争確保に向けた検討が行われるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>であり、NTT 東西殿と接続事業者との間で情報の非対称性が生じないよう、メタルアクセス網に係る詳細情報についても早急に公表していただくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ メタルから光へのマイグレーションにあたっては、今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏まえ、検討していく必要があるため、現時点で、アクセスの計画的なマイグレーション実施時期は決めておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれにしても、現在の接続約款において、メタル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、当社はルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した段階で、速やかに他事業者にご説明させていただく考えです。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>■ メタルから光へのマイグレーションにあたっては、今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏まえ、検討していく必要があるため、現時点で、アクセスの計画的なマイグレーション実施時期は決めておりません。</p> <p>いずれにしても、現在の接続約款において、メタル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、NTT東西はルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年</p>	<p>から、関係者が可能な限り早期に当該移行スケジュールを共有することが必要であり、今後、NTT 東西から適時適切に情報提供が行われることが適当である。</p> <p>また、2020 年代初頭においてもメタル回線が一定程度残るとした場合、NTT 東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当である。</p> <p>なお、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。</p> <p>■ 平成22年12月にNTT 東西から公表された概括的展望においては、アクセス回線自体のマイグレーション計画は具体的に示されていないものの、NTT 東西からは、4年前ルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションが決定した段階で速やかに接続事業者の説明するとの考えが示されており、予見性・透明性を向上させるという点では NTT 東西及び接続事業者の間では見解の相違はないと考えられる。</p> <p>4年前ルールについては、ブロードバンド答申において、「予見性を高める観点から、例えば「代替サービス」の提供可能時期(現在は撤去時まで)、「代替サービス」が提供可能な状態にある場合におけるメタル回線の撤去情報提供時期(現在は1年前)などについて今後の移行の進展を見据えた所要の明確化を図ることが適当」とされたところである。</p> <p>なお、ブロードバンド答申に係る意見招請において、NTT 東西からは、2020 年初頭において一</p>
---	--	---

	<p>前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した段階で、速やかに他事業者にご説明させていただく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>定程度のメタル回線が残るとの考えが示されているが、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましい。</p>
	<p>再意見56 事業領域を跨ぐグループ化に対応した検証が行えるよう、本制度と競争評価の枠組みをともに見直し、連携させることが必要である。</p>	<p>考え方56</p>
	<p>■ 競争評価2010第3編「今後の定点評価の在り方」(※7)では、固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定する見直し案が示されており、グループ間で市場領域を跨いでサービスを提供する事例などについても評価分析の対象とする検討が進んでいるところです。</p> <p>(※7)2011年7月 電気通信事業分野における競争状況の評価2010第3編 第2章 3(5)</p> <p>なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p> <p>電気通信事業分野においては、事実上NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事業者に集約化されてきている状況であるため、事業者ごとのシェアや収入、不可欠性の有無に着目した指定電気通信制度やNTTグループにおける累次の公正競争要件では、市場領域を跨ぐグループ化や同じ市場領域であっても事業領域を跨ぐグループ化に対応し切れないものと考えます。</p> <p>したがって、このような市場環境の変化に応じて本制度や競争評価の枠組みを見直し連携させた上</p>	<p>■ これまでも競争評価の結果と競争セーフガードの検証結果については、可能な限り相互に活用してきたが、来年度から開始する公正競争レビュー制度の運用においてデータによる客観性の担保や市場シェア等の動向の観点から検証が行われることから、両者において一層の連携が進展することが想定される。</p> <p>なお、グループ間の連携に関しては、具体的にどのようなデータを収集し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについて、専門的な検討が必要と考えられることから、競争評価においては今後の検討課題とされているところであり、公正競争レビュー制度においても、競争評価における検討の状況を踏まえつつ、必要に応じて検証を行うこととする。</p>

	で、グループ間の連携が公正競争上問題となるか 検証する必要があると考えます。 (イー・アクセス)	
意見57 固定電話発携帯電話着料金について、 料金格差を是正し、利用者が料金を認識できる ようにする等の検討が必要。	再意見57	考え方57
<p>■【固定電話発携帯電話着通話のユーザ料金】</p> <p>当社の加入電話から発信し携帯電話へ着信する通話の料金については、現在、着信側である携帯事業者が料金設定しておりますが、その料金は3分70円から120円となっており、発信側のお客様はどの料金が適用されるか分からない状況であり、また、発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高な料金を負担している状況です。</p> <p>当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯事業者自らが、このような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、或いは、お客様自身が利用する料金を認識できるようにする等について検討していく必要があると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>■ 固定発携帯着通話のユーザ料金については、「料金設定の在り方に関する研究会報告書」(2003年6月)において、「携帯電話事業者のほか、中継事業者も料金を設定できるとすることにより、複数事業者が料金設定を行うこととなり、競争が促進され、料金低廉化・多様化に資すると考えられる」ことや、「発側利用者が自身の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができること」等を勘案し、「中継接続を導入し、中継事業者も料金設定を行うことが適当」との整理が図られたものと認識しております。</p> <p>・ 発側利用者の判断で料金を選択し得る中継接続の仕組みからは、「どの料金が適用されるか分からない」といった問題点も解消し得ることに加え、携帯事業者のみならず、中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられていることを踏まえると、現時点で見直しをせまられる特段の事情は存しないものと考えます。</p> <p>・ 仮に選択中継呼に加えて、現在、携帯事業者が料金設定を行う通話についても固定事業者が料金を設定することとした場合には、自ら料金設定を行うことを前提に事業展開を行ってきた携帯事業者の経営に急激な変化が生じるとともに、料金設定を行うことが可能な事業者数の減少により、仕組みとして、現在よりも競争原理が働きにくくなることが懸念され、かえってユーザ利便性の低下に繋がる可能性があるものと考えます。</p> <p>・ 但し、携帯事業者の設定する料金が「発側事業</p>	<p>■ 固定電話発携帯電話着の利用者料金の設定については、2002年11月、電気通信事業紛争処理委員会(当時)より総務大臣に対し、「接続における適正な料金設定が行いうる仕組みの整備の勧告」がなされたことを受け、総務省において「料金設定の在り方に関する研究会」報告書(2003年6月)がとりまとめられ、「競争の促進」「利用者利益」といった検討の視点に基づき、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続(中継事業者の設定する利用者料金を選択して通話するもの)及びIP電話発携帯電話着について、発信事業者側が料金設定を行うことが望ましいと整理されている。また、移動体通信サービス(データ通信)に係る裁定事案への電気通信事業紛争処理委員会答申(2007年11月)においても、この視点を踏まえた検討が行われ、発信側の日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当とされている。</p> <p>■ ブロードバンド答申において示されたとおり、着信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユーザにとって適用される通話料金がわからないという指摘について、携帯電話事業者(着信)側が設定する通話料が、NTT東西(発信側)の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、料金体系の違いについて事業者からも利用者に周知するよう努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当するかという点も含め、現状の料金設定の在り方について関係事業者</p>

	<p>者が設定する場合の料金と比べて割高」との指摘については、当社は今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 仮に、加入電話発携帯電話着(L→M)通話の料金設定権が発信側であるNTT東・西に移ると、L→M発信市場におけるNTT東・西のシェアが一気に高まることとなります。その結果、選択中継サービスの競争が損なわれ、ユーザ利便の低下につながりかねないため、現状維持とすべきと考えます。</p> <p>なお、当社は、直加入発携帯電話着の通話と同様に、加入電話発携帯電話着について選択中継サービスを導入し、低廉な料金で提供しているところです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 固定電話発携帯電話着通話については、そもそも本制度の検証の対象外案件と考えますが、2011年9月7日に公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010」において、「各事業者の経営判断に委ねるべき」という総務省殿の考えが示されているところです。</p> <p>むしろ競争セーフガード制度という観点で着目すべきは、独占市場となっているひかり電話発通話において、マイライン等の利用者におけるサービスの選択肢が用意されていない点であり、NTT-NGNにおいて競争事業者が各種競争サービスを提供可能となるようGC 接続等のアンバンドル措置を早急に講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>間において必要な見直しを行うことが適当である。</p>
--	--	--------------------------------